

私たちが取り組んだ諸活動

自由法曹団東京支部 第41回定期総会



目次

1、憲法・平和

○憲法をめぐる情勢と課題	長澤 彰	1
○安倍政権の改憲攻勢を挫折させよ	内藤 功	4
○「平和的生存権の国際法典化と憲法改正問題」 ～国際情勢から見た日本の平和運動～	笹本 潤	6
○1%のための「アベノミクス」とのたたかいに向けて	今村幸次郎	10
○TPP問題について	瀬川宏貴	13
○「衆院比例定数削減阻止の運動を広げよう～ 国民の声が届く国会と選挙制度を目指して」	山口真実	15
○九条の会東京連絡会2012年の活動	島田修一	19
○自衛隊をウォッチする市民の会（ウォッチの会）を設立しました！	種田和敏	20
○俗論には俗論で	大崎潤一	22

2、労働問題

○「すき家」争議 全面勝利和解解決	笹山尚人	24
○「改正」労働者派遣法・労働契約法の活用と 抜本的再改正の重要性	鷲見賢一郎	29
○いすゞ自動車非正規切り事件～高裁係属中	酒井健雄	35
○JAL不当解雇撤回裁判不当判決 控訴審議論等の中で浮き彫りになってきた問題点	黒澤有紀子	37
○日本IBM退職強要事件	並木陽介	43
○「アニメ業界には残業代という考えはない！」 ～スタジオ・イースター闘争	三浦佑哉	46
○キャノン非正規労働者 労働委員会で勝利的和解	久保木亮介	47
○社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在	中川勝之	49
○東京都消費生活相談員ユニオンに対する団交拒否事件の報告	青龍美和子	53
○京王新労 賃金・昇進差別事件	小川杏子	55

3、貧困・市民・環境

○公害被害者の救済制度を求めるたたかい	原 希世巳	58
○東京生存権裁判 最高裁判決について	渕上 隆	59
○生活保護基準引き下げを阻止する運動の強化を	田所良平	62
○「外環の2」訴訟～住民を無視して強引に進めようとする東京都～	久保田明人	64
○首都圏建設アスベスト訴訟・東京地裁判決	橋澤加世	66

○築地市場移転問題の現在	中川勝之	68
○「ホームレス」だと生活保護を受けられないの？ ～新宿七夕訴訟勝訴判決確定～	戸舘圭之	69
○耐震強度不足なら建物取り壊しが認められる？	飯田美弥子	71
○貧困ビジネス訴訟	蟹江鬼太郎	74
○「自死遺族支援弁護団」の活動	和泉貴士	75
○薬害イレッサ訴訟 決戦は最高裁へ	津田二郎	78
○B型肝炎訴訟 本格化する和解と今後の課題	田村優介	79
○2020年オリンピック招致問題	市野綾子	82

4 教育

○教育をめぐる情勢	村田智子	84
○都教委による高校教科書採択妨害を許すな	小林善亮	86
○東京「君が代」裁判最高裁判決 ～国歌の起立斉唱が当たり前とされる社会の怖さ	平松真二郎	87

5、刑事・弾圧

○最高裁を実質的な判例（猿払事件） 変更し追い込んだ国公法弾圧2事件	佐藤誠一	91
○裁判員裁判についての個人的感想	西田 穰	92
○袴田事件～DNA鑑定で再審開始へ向けて一歩前進！！～	戸舘圭之	96
○最高裁長官誤報	大崎潤一	98

5、団将来

○司法修習生に対する給費制復活をあきらめない	青龍美和子	100
------------------------	-------	-----

6、原発

○「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発事故被害弁護団の取り組み	馬奈木巖太郎	102
○「東日本大震災被災地法律相談活動」	吉田悌一郎	104

7、都知事選

○東京都知事選挙と法律家のたたかい	田中 隆	107
○都知事選を振り返って	澤藤統一郎	113
○2012年三鷹ビラ配布事件について	池末彰郎	119
○2012年東京都知事選を振り返って	中野和子	120

◇憲法・平和

憲法をめぐる情勢と課題

代々木総合法律事務所 長澤 彰

安倍政権の改憲スケジュールは、集団的自衛権の行使にむけた解釈改憲と、憲法96条が定めた発議要件の緩和を行い、最終的に9条改定に進むことである。安倍政権の憲法をめぐる動きを分析し、団としての課題に言及する。

通常国会は、1月28日に召集され、会期末は6月26日。参議院選は、7月4日公示、7月21日投開票の日程の見通しである。

1 解散総選挙の結果をどう見るか・・・民意の切り捨てと虚構の多数

自民党は、294議席（小選挙区・237、比例57）、公明党31議席と合わせて、自公で衆議院の3分の2を超える325議席を獲得した。

自民党は、小選挙区で43%の得票率で議席の79%（237議席）を獲得した。全有権者（1億395万9866人）の中で自民党に投票した人の割合は、小選挙区で24.67%、比例区で15.99%に過ぎない。その結果、小選挙区での死票は3700万票（56%）となり、多数の民意が切り捨てられた。

投票率は、戦後最低の59.32%（前回・69.28%）であり、小選挙区の無効票（白票）は、戦後最大の204万票（投票者数の3.31%）だった。争点（消費税、原発、TPP、オスプレイ等）が明確だったにもかかわらず、自分の投票によって政治が変わる確信がなく、投票所に行っても、小選挙区の投票先を選択せず、白票を投じる有権者が増加した。

小選挙区制度の弊害と問題点が明らかになった選挙結果であった。民意の反映する選挙制度へ抜本改革を勝ち取ることが今年の重要な課題である。

2 安倍内閣の閣僚の特徴・・・右翼改憲派ずらり

英国誌「エコノミスト」は、「新政権の真の性質は、“保守”ではなく、過激な国粋主義者たちによる内閣だ」「閣僚の多数が、『みんなで靖国神社を参拝する国会議員の会』『日本の前途と歴史教育を考える議員の会』『改憲右翼団体・日本会議』を支援してきた議員だ」と指摘した（1月5日付・電子版）。日本会議議連の閣僚は13人、新憲法制定議員同盟は、8人いる。どちらにも参加していない閣僚は3人だけである。このような本質が、安倍政権の様々な動きにあらわれている。

3 憲法問題

(1) 集団的自衛権行使の容認・・・解釈改憲

第一次安倍内閣で、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（座長・柳井俊二

元駐米大使・柳井懇談会)は、2008年6月、「憲法9条は、明文上、集団的自衛権の行使を禁じていない」「安全保障環境が変わった」などの理由をあげ、憲法解釈の変更を求める報告書を取りまとめていた。菅官房長官は、「日本を取り巻く環境も変わっているので、もう一度(懇談会の)皆さんを中心に検討してもらいたい。」と集団的自衛権行使に踏み込む。

安倍首相は、2月に予定される日米首脳会談で、オバマ大統領に集団的自衛権行使の憲法解釈見直しを説明したいと述べた。

自民党は、選挙公約に集団的自衛権の行使を盛り込んだ「国家安全保障基本法」の制定を明記した。維新の会も法案制定を公約している。改憲勢力が与野党一致して法案の可決成立に向けて動き出す。

集団的自衛権の行使容認は、憲法9条改憲に向けた解釈改憲の大本であり、断固として、これを阻止しなければならない。団としての最重要課題である。

(2) 明文改憲

自民党は、2012年4月、日本国憲法改正草案(自民党草案)を発表した。前後して、たちあがれ日本、みんなの党、大阪維新の会がそれぞれ改正案を提示した。各党の改正案の共通点は、①国防軍の創設と恒久平和主義の否定、②基本的人権の否定と国家権力の強化、③天皇制を中心とした国家主義、④憲法改正要件(96条)の緩和である。さらに、基本的人権を保障するために国家権力を縛る憲法から、国民を縛る憲法に転換させようとしている。単なる「憲法改正」ではなく、憲法の基本原理を否定する全面改悪である。自民党草案の分析は別項に譲る。

明文改憲の問題点を国民に広く知らせ、平和憲法を守り抜く決意を固め、団として改憲阻止のためのあらゆる行動に立ち上がることを提起する。

(3) 秘密保全法とマイナンバー法

秘密保全法は、個人のプライバシーを侵害し、報道機関の取材活動と報道の自由を大幅に制限し、国民の知る権利が危機にたたされる、重要な情報が隠される暗闇の社会になってしまう。日米の軍事一体化が進み、すでに集団的自衛権容認の日米合同演習(島嶼防衛)が実施されている。日米軍事一体化は、アメリカの軍事情報を日本に提供することになり、提供した秘密を日本側が秘密保全法で処罰する法制度を確立することが前提となっている。「戦争する国家」作りを阻止し、憲法9条を守り抜くためにも「秘密保全法案」の提出を阻止することが極めて重要になっている。

マイナンバー法案は、解散により廃案となった。しかし、「税と社会保障の一体改革」の3党合意があり、時期を見て法案が提出される。税金、年金、医療、福祉などの個人情報が一元管理され、不正利用される危険がある。本人になりすまし、クレジットカードの不正利用、医療費踏み倒しなどの問題、導入のための莫大な経費の問題が指摘される。法案の提出を阻止するたたかいが求められる。

(4) 「防衛計画の大綱(防衛大綱)」「中期防衛整備計画(中期防)」の見直し

「防衛計画の大綱」は、2011年から10年間の防衛力整備のあり方を定めたもので、「中期防衛力整備計画」は、5年間の装備を定めたものである。いずれも、菅内閣当時の2010年末に閣議決定したが、安倍政権は、これを凍結し、内容を見直す方針を固めた。凍結の理由は、人件費削減を明記した現大綱と中期防が障害になったためである。菅政権は、「軍事費を削って国民生活へまわせ」という国民世論をもとに、自衛官の2000人削減など軍事費を削減した。安倍政権は、軍事費増額のために見直す。

(5) 軍事費の増額

防衛省は、1万8000人の自衛官増員を決め、10年間減り続けてきた軍事費を今年度より1200億円増額し、約4兆8000億円の概算要求をした。オスプレイ導入のための調査研究費800万円も含む。軍事費の増大は、東南アジア諸国に脅威を与えるものであり、厳しく批判することが重要である。

(6) ガイドラインの見直し

日米両政府は、「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）の再改定作業に着手する。ガイドラインは、日本が攻撃された際の自衛隊と米軍の役割分担を明記したもの。1978年、ソ連の日本侵攻に備え、制定された。97年に改定されたが、北朝鮮有事を想定し、周辺事態での連携を明記した。再改定の理由は、中国の軍事拡大や海洋進出、北朝鮮の核・ミサイルへの対応である。中国と北朝鮮に対する明確な圧力であり、平和的外交を極めて困難に陥れることになる。改定阻止の運動が重要となる。

(7) オスプレイ導入と米空軍の嘉手納基地へのオスプレイ配備計画

防衛省は、オスプレイを導入するための調査研究費800万円を概算要求に入れ、本格的導入に向けて舵を切った。米空軍が、オスプレイを嘉手納基地に配備する計画を検討していることが判明した。海兵隊のオスプレイは、すでに12機普天間基地に配備済で、さらに12機追加計画があり、空軍が嘉手納に配備した場合、沖縄に30機を超えるオスプレイが存在する異常事態となる。小野寺防衛相は、米側に確認しないと表明している。新たな配備計画を中止させ、普天間への配備を撤回させるたたかいが求められる。

(8) 辺野古基地建設 公有水面埋立申請

安倍政権は、2月、日米首脳会談に先立ち、辺野古基地建設のための公有水面埋め立て承認を仲井真知事に申請する方向で検討していることが分かった。

(9) 先島諸島に戦闘機配備

防衛省は、中国機が尖閣諸島周辺の日本領空に接近する事案が相次いでいることを受けて、先島諸島に航空自衛隊のF15戦闘機を配備する検討に入った。

4 歴史認識 慰安婦問題・戦争責任

安倍首相は、昨年12月31日の産経新聞とのインタビューで、村山談話・河野談話の見直しを示唆したことに対し、内外の批判の声があがった。談話の見直しは、戦争責任と慰安婦問題に対する歴史の改竄であり、日本外交の信頼を損なう極めて重大な問題

である。

(1) 「村山談話」(1995年)の見直し

「村山談話」は、戦後50年目にあたり、閣議決定を経たうえで「国策を誤り、植民地支配と戦争によってアジア諸国民に多大の損害と苦痛を与えた」と「おわび」を表明した。安倍首相は、「村山談話」を見直し、「21世紀にふさわしい未来志向の安倍内閣としての談話を出したい」と述べた。

(2) 「河野談話」(1993年)の見直し

「河野談話」は、「従軍慰安婦」問題について謝罪した河野官房長官の談話であり、当時の宮沢政権あげて、「従軍慰安婦」問題の調査に基づくもので、「慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」ことを認めた。安倍首相は、従軍慰安婦問題で「(家の中に踏み込んで無理やり連れ出すような)狭義の強制性はなかった」と繰り返し表明してきた。安倍首相は、第一次安倍内閣の当時、2007年3月「強制連行を示す記述はなかった」との答弁書を閣議決定したため、内外からの批判を浴びた。4月の訪米で、「河野談話」の継承とお詫びを表明し、ブッシュ大統領に「慰安婦」が人権侵害であった事実を認めた。

(3) 日本政府に対する「慰安婦問題」での公式な謝罪を求める決議

アメリカ下院本会議(2007年7月)、オランダ下院、カナダ下院、欧州連合、フィリピン下院、韓国国会、台湾立法院が日本政府に対し公式な謝罪を求める決議をしている。

(4) ニューヨーク・タイムス(1/3)

ニューヨーク・タイムスは、1月3日、社説において、「韓国との緊張をかきたて、協力を更に困難にするような深刻な間違いで、在職期間を開始したいと思っている」「犯罪を否定し、謝罪を薄めようとするいかなる試みも、日本の野蛮な戦時支配を受けた韓国、さらには中国とフィリピンを激怒させる」と痛烈な批判を掲載した。ニューヨーク州議会の議員は、日本軍の「従軍慰安婦」は人道に反する罪だとして日本政府に公式に謝罪を求める決議を、上下両院で退出する記者会見を行った。

以上



安倍政権の改憲攻勢を挫折させよう

内藤法律事務所 内藤 功

■【改憲攻勢に立ち向かう基本姿勢】

安倍政権は衆院での3分の2の多数をかさに、自公党首会談で、①両院憲法審査会の審議促進 ②改憲に向けた国民の論議を深めることを決めた。組閣にあたっては改憲派を集めた。当面は96条改正を先行し、維新、みんなも含めた改憲連合をめざす。

しかし、自民党の得票率は20パーセント台で、上がっていない。国民の多数は、国防軍改憲を支持せず、不安を持っている。平和を願い、9条を変えないというのが国民多数の意思である。われわれの基本姿勢は、平和を願う国民多数の意思を代表し堂々と立ち向かうことだ。

■【国防軍は改憲案の基軸】

安倍晋三総理を先頭とする自民党憲法改悪案は、「国防軍」の設置が基軸である。

自衛隊を軍隊と変える意味はなにか。それは、一切の法的規制・限界となじまない、国家暴力の最大限発動の組織とすることにある。「国防軍」の、組織、運用の具体的詳細は、「別に法律で定める」とする。この「法律で定める」がクセモノだ。憲法の法律への委任を受けて、集団的自衛権行使はもとより、海外派兵・武力行使、核武装、徴兵制、さらには、国民に向けて、国家総動員法制、軍事裁判所、軍人の特権と義務、軍刑法、軍法・軍令、憲兵、戒厳令、国家非常事態、国民監視拘束、物資土地収用、言論統制、秘密規制、武器輸出等、現在実現不可能と思われてきた諸問題の制約を一挙に一括解決を究極の目標としている。いったん国防軍ができれば、憲法で委任された法律、さらには、法律に委任された政令によって、戦争態勢がつくられる。今でも、自衛隊法や防衛省設置法の別表改正の手続きを経ないで、いきなり、政令で、国民が知らないうちに、部隊の編成が、やられる仕組みだが、もっと頻繁になるだろう。「国防軍」の狙いは、ここにある。国防軍設置は自衛隊の名称変更のようなレベルではない。

■【現憲法にみる戦争防止の万全の仕組み】

国防軍設置のための第1歩として、当面、改憲案の発議を国会の3分の2から過半数に緩める96条改定案を出そうとしている。さらに並行して、国家安全保障基本法の制定、内閣法制局の憲法解釈の変更という、複数の選択肢を狙っている。解釈改憲・立法改憲・明文改憲という3つの手法を並行して進めようとしている。

この新たな情勢の下で、憲法を「武器」とする運動を草の根から構築することが、大きな意義をもってきた。安倍晋三氏や石原慎太郎氏などは、憲法を口汚くののしるが、我々から見れば、それほど憲法の平和・民主・人権の体系は、難攻不落の砦のような堅固さを備えているのである。

憲法をよく読んでみると、憲法の全条文、体系は、戦争をやろうとしても、どうにもできないような、万全の精巧な戦争防止の仕組みとなっている。

9条や、平和的生存権や、言論・集会の自由などはもちろん、96条も結局は戦争ができないようにする仕組みの大事な一環だ。

1946年、憲法制定議会の内外を通じて、当時の先輩たちは、侵略戦争と暗黒政治を防げなかった、帝国憲法の反省に立ち、今度こそ二度と戦争が起こせないように、平和・民主・人権の万全の仕組みを造ってくれたのだ。条文を読み、憲法制定議会の質疑、答弁を読むとその感を深くする。それは日本国民とアジア諸国民の利益のためだ。安倍晋三氏のような、戦争を体験せず、戦争の歴史、戦争の惨禍から真剣に学ぼうとしない、好戦的な政治家があらわれて、再び危険な方向に日本を引き戻すようなことが絶対に起きないようにとの深い配慮がこめられているのだ。96条改正をめぐる闘いは、単なる手続きをめぐる闘いではなく、即9条を守る闘いそのものである。

■【平和的生存権と米軍駐留違憲がカギ】

具体的には、憲法を全国民的規模でひろげ、国民の意識の中に定着させていく活動である。その成果を発揮する直近の決戦場は、本年夏の参院選挙・東京都議選となる。安倍政権の野望に打撃をあたえ挫折させる第1歩としたい。憲法は、日本国民の「守護神」であり「宝」であるが、使わなければ持ち腐れとなる。9条を国民の権利として保障した平和的生存権を堂々と行使すること(憲法前文、名古屋高裁イラク判決 2008・4・17)。9条2項は、米軍の駐留も許さないという9条の今日的意義の徹底(東京地裁砂川判決 1959・3・30)はオスプレイ、辺野古新基地、米軍犯罪と闘う上でもとくに重要だと思う。

「平和的生存権の国際法典化と憲法改正 問題」

～国際情勢から見た日本の平和運動～

あかしあ法律事務所 笹本 潤

1. 平和的生存権をめぐる国連と日本の動き

現在、国連の人権理事会で平和的生存権とほぼ内容を同じくする「平和への権利」を「国連宣言」という形で国際法典化しようという動きがある。これは、現在日本で自民党が憲法改正をして前文から平和的生存権を削除しようという動きと正反対の動きである。

なぜこのように世界と日本で相反する状況が生まれているのだろうか。

＜日本の動き＞

日本では、21世紀に入り憲法改正の動きが活発になっていく。2004年に自民党の改憲草案が発表され、9条を改正して自衛軍を認め、前文からは平和的生存権を削除する内容の草案だった。2012年の自民党憲法改正案も、9条を改正して国防軍を認めさせ

ようとしている。アメリカが9・11テロを境に軍事力の行使を公然と打ち出し、それに対して日本に対しても軍事的協力を迫ったことが、憲法改正の要因としてあげられる。また、最近の北朝鮮のミサイル問題や尖閣などの領土問題をきっかけに、東アジアにおける軍事化の動きが活発になっていることも要因である。

<世界の動き>

これに対し、アジア、アフリカ、ラテンアメリカなど世界の大多数の国とNGOは反対の方向に動いている。国連で平和への権利を国際法典化しようという運動がNGOにより始まったのは、ちょうど自民党の改憲案が議論されていた2003年のイラク戦争のころである。イラクに対してアメリカとイギリスが戦争を開始する際に、アメリカは国連安全保障理事会の賛成が得られなかった。常任理事国のドイツ、フランスが反対したからだ。このようにアメリカが国連の正規の機関をも無視して、単独行動に走ってしまう場合に、それを阻止する方法はないのであろうか。その一つの答えが、平和を個人の権利として確立し、軍事力の行使に対する歯止めを作ることだ、とNGOは考えた。

国連憲章は、いわば国と国との約束。しかし人権や権利になると、それは国と個人の直接の約束になる。国が平和に反する行動をする場合には、一人一人の個人が直接に平和への権利を侵害する国を訴えていくということが、ゆるやかな形ながら、やがては実現されていく。これが、平和への権利の目指しているところである。

日本の改憲の動きとは異なって、世界では平和への権利を求める声が圧倒的である。

国連の人権理事会は、地域的なバランスをとり47ヶ国で構成されている。2008年以来、「平和への権利の国際法典化促進決議」が毎年採択されているが、この決議は過半数の理事国で採択されている。2011年6月の決議では、日本は、アメリカと歩調をそろえて、平和への権利促進決議に反対し、ヨーロッパ諸国も反対していた。しかし、2012年7月の作業部会の設置を求める人権理事会決議では、34ヶ国が賛成し、棄権はヨーロッパの12ヶ国、反対はアメリカだけという状況であった。この時には日本が理事国ではなくなったため反対国はアメリカだけになったのである。

アメリカの単独行動主義に対する国際的な批判は一貫したもので、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ諸国は常に賛成をし、ヨーロッパ諸国も当初は反対していたが、スペインのNGOが自国の政府に働きかけて賛成の立場に変えさせたため、ヨーロッパ諸国全体が反対から棄権に転じた。そのため現在のところ「反対票はアメリカだけ」という孤立した状況をつくっている。

私が日本の外務省の役人と接すると、反対の理由もアメリカと同じくはっきりしており、政府よりも外務省がこの反対決議を主導しているように見える。しかし、世界の中でも平和的生存権を憲法で規定している国は日本のみであり、裁判闘争なども含めて60年以上にわたってこの権利を行使してきた実績も世界で唯一である。日本政府はこのようなことを国連では一切言わない。

しかし、日本やアメリカは、世界の動きからみれば「孤立」もしくは「少数派」の動き

であることも間違いない。このように軍事力の行使に固執する勢力を国際的に追い詰めていくことが日本の改憲状況にも大きく影響してくる。

2、日本の平和問題を国際的に見てみる

日本の平和運動の課題を、国際的視点から見ること必要だと思われる。

世界の平和及び日本の平和を考えると、その課題を一言で言い表すとしたら、それは、「武力行使を認めるのか否か」「武力で平和を達成しようとするのか否か」だと思う。

中国や北朝鮮との外交関係でも、前の民主党政権や自民政権は、対話とともにオプションとしての自衛隊の軍事力や米軍基地の存在が必要だと言うが、軍事力に頼ること自体を問題視する視点が、今のマスコミの中には弱い。軍事力にたよる考え方が、アジアの軍拡競争をエスカレートさせ、アメリカやヨーロッパの最近のリビア、マリなどへの安易な軍事介入を助長しているのである。

日本の平和運動も、世界的なレベルで行われている武力の行使に歯止めをかける努力することなしには達成できない。アメリカやイスラエルの軍事的行動に対して、国際法違反を指摘し、批判し、運動を作っていくことが求められる。たとえば沖縄の米軍基地問題をとってみると、それはアメリカのアジア支配を軍事的に達成するための一手段なのだから、アメリカのあらゆる軍事力の行使を国際的にも糾弾していく行動抜きには、米軍基地撤退もなかなか実現できないだろう。国連の平和への権利に対する NGO の案の中には「外国軍事基地を段階的に廃止する権利」が含まれていた。これも外国に軍事基地を設置すること自体が平和への権利侵害に反するという形で、アメリカなどの軍事行動を国際的に規制していく一つの動きである。

他国に対する働きかけは内政干渉になるからということでは何もしないでいると、逆に他国から内政干渉的な軍事力を行使された場合にも何も言えないことになってしまう。国際的な連帯運動を通じて働きかけを達成すべきである。沖縄の世論では多数になってきた日米安保条約に反対する課題でも、日本政府に対する運動だけでなく、アメリカにも国際的な運動を通じて働きかけていかないと実際問題としては達成できないであろう。

国際的に武力行使に歯止めをかけるための一つの政策が、「法の支配」の推進である。

日本の憲法 9 条は日本の海外での武力行使を制限するという効果を持つが、このような憲法を他国に広げて行く「グローバル 9 条キャンペーン」のような国際的な憲法運動や、現在国連で法典化を進めようとしている「平和への権利」のような国際法をベースにした運動がその代表であろう。

もちろんこのような国際的な運動の前提として、国内において各国政府に働きかけていく平和運動や基地反対運動が必要なことも言うまでもないが、国内的運動と国際的な運動、国際連帯運動を結びつけていくことが求められている。なぜなら、そうしないと「もぐらたたき」のように、たとえ日本から米軍基地がなくなっても、アメリカは次のアジアの国で米軍基地を作るだけで、世界の情勢は一向に変わらないであろう。

フィリピンでは、米軍基地撤去後も米軍がフィリピンに駐留し、現在は特に中国との領

土紛争を意識してフィリピン国軍との軍事演習を行っている。これに対し、フィリピンの平和運動は、単に軍事演習反対というスローガンをあげるだけでなく、「私たちはアメリカ政府が、中国との領土紛争を利用して、アメリカがアジアを軍事的に支配しようという狙いを見抜いているんだぞ」と言って、フィリピンのアメリカ大使館前でデモをしている姿が、昨年テレビで紹介された。このような平和運動における国際的視点が日本の運動の中にはなかなか見られない。

現在日本が抱えている、沖縄の普天間基地の問題や、尖閣諸島の問題、憲法9条改正の問題も、このような世界的な情勢、国際的視点から捉えて行く必要がもっとあるのではなかろうか。

3、平和への権利—これからの課題

国連で議論されている平和への権利は、多くの条文からなり、日本国憲法にもある平和的生存権の規定も含まれているが、さらに平和の射程範囲を広げて、経済的格差や環境、教育の分野の権利（単に戦争がない状態にとどまらない「積極的平和」の権利）まで踏み込んだ内容となっている。これは日本国憲法前文にも「恐怖と欠乏から免れる権利」として規定されて権利なのだが、日本の憲法解釈論ではあまり論じられていないところだ。

「平和への権利・国連宣言」を2014年末までに国連総会で採択させることを、国際NGOは考えている。国際NGOの中心は、スペインの国際人権法協会（SSIHRL）や日本の国際法律家協会（JALISA）や国際民主法律家協会（IADL）など1000以上に上る。日本のNGOはその中心の一つである。

「国連宣言」は、世界人権宣言と同じように、条約のような法的拘束力はないが、やがては「自由権規約」のような国際条約になって法的拘束力を持つようになるだろう。宣言は、法的拘束力はないのであるが、アメリカは人権理事会のあらゆる会議で必死に反対している。そして反対理由の第1に挙げるのが、「平和の問題は人権理事会でなく、安全保障理事会で扱うべき」というもの。アメリカを含む5大常任理事国が拒否権をもち、絶大な権力を握っている安全保障理事会でのみ、世界の平和の問題を決するべきだ、ということだ。このことは、裏を返せば、平和への権利・国連宣言が国連総会で採択されてしまったら、大国が独占していた国際平和に対する権限が、平和への権利によって制約を受けるということを認めたことに他ならない。アメリカは、国連人権理事会での普通の審議の際はジュネーヴ代表部に任せるのだが、昨年からはワシントンから直接ジュネーヴに役人が来るようになり、平和への権利に関する私たちのNGO会議にまで参加して何かをチェックをしているようである。

アメリカの平和への権利を拒否する態度を許さないと同時に、世界で「唯一」平和的生存権を憲法に持つ国である日本政府の立場も賛成に回らせるための運動が、これからの課題である。

この平和への権利の問題は、現在日弁連でも取り組みが進んでおり、昨年は国連に意見書を提出し、代表を派遣した。国連総会で平和への権利が全会一致のコンセンサス方式

で採択される日まで、世論を広め日本の政府の態度を変えていく必要がある。自由法曹団の団員も、国連の平和への権利の課題は、日本の平和の課題でもあるという認識ももって一緒にとりくんでほしい。

1%のための「アベノミクス」とのたたか いに向けて

旬報法律事務所 今村 幸次郎

1 第2次安倍政権とアベノミクス

2012年12月の総選挙は、自公が3分の2を超える議席を獲得し、第2次安倍政権が発足した。自民党は6割を超える議席を獲得したが、得票は有権者比で2割前後にすぎない。自民党の政策が国民多数の支持を受けたわけでは決してない。

にもかかわらず、安倍首相は、従来から主張していたアベノミクスを強力に推進し、日本経済の再生を図ると息巻いている。

アベノミクスとは、積極的な公共事業、大胆な金融緩和、規制緩和による成長戦略を組み合わせ、デフレ脱却・円高克服・経済成長を図る政策をいう。

2 1%のためのアベノミクス

アベノミクスは、国民生活を豊かにすることには全くつながらない。グローバル企業や銀行や投資家が潤う結果となるだけのものである。

(1)「積極的な公共事業」で雇用は増えない

機械化された大規模な公共事業では、大手ゼネコンに恩恵があるだけで、雇用機会を拡大する効果はない。

(2)「大胆な金融緩和」は銀行を儲けさせるもの

大胆な金融緩和で、銀行にマネーをいくら供給しても、本当に資金を必要としている中小企業や個人に金はまわらない。銀行はこれを国債に投資して短期売買を繰り返し、巨額のキャピタルゲインを得るという仕組みができあがっている（国内の国債売買の市場規模は、現在、1京5000兆円にも達しているが、その60～70%が大手銀行などの債券ディーラーによる自己勘定の売買高である。）。政府は、銀行にマネーと利益を与えて、今後も大量に発行する国債を引き受けさせようとしているのである。銀行にしてみれば、補助金（引受手数料収入、保有期間中の利子）をもらいながら、国債売買という安全なマネーゲームを行っているようなものである（銀行が引き受けた国債は、最後には、日銀が買いオペで買い上げてくれる。その代金が、また、国債購入資金となるという循環が生まれている。）。他方で、超低金利政策が取られ続けたことで、この15

年間で家計部門が受け取ったはずの純利子所得 2 4 9 兆円が失われたとの試算がある。大胆な金融緩和なるものは、こうしたこと（国民の利益を犠牲にして、銀行を儲けさせ、かつ、大量の国債発行を継続し財政赤字を垂れ流すこと）をさらに強化して続けようというものにはかならない。

(3)「規制緩和による成長戦略」は企業の繁栄しか眼中にない

規制緩和による成長戦略について、自民党は、日本を「世界で一番企業が活動しやすい国」にすることを公約としている。

具体的には、財界のいう「六重苦」を速やかに解消することを意味するものと考えられる。

すなわち、①円高を是正し、②法人税を下げ、③労働規制を緩和し、④環境規制を止め、⑤T P Pに参加し、⑥原発を再稼働・新設して電力供給の不安をなくす、という政策を財界に約束するものである。しかし、他方で、これらは、いうまでもなく、どれをとっても「企業に優しく」「国民に冷たい」ものばかりである。

(4)「経済成長」で潤うのは企業・銀行・投資家だけ

アベノミクスにより、仮に、企業収益が改善して数字上の経済成長が達成されたとしても、海外資本に支配され、グローバル競争に明け暮れる企業は、その収益を、雇用・賃金や国内投資に振り向けることない。グローバル企業が上げる収益は、専ら、株式配当や海外投資につぎ込まれる（企業は、収益を上げて、人口減少で需要の縮む国内には投資せず、雇用も増やそうとはしない。この間増加した企業の総資産のうち、大きく増えたのは、海外子会社に対する直接投資だけである。企業の内部留保が増加した要因は、この海外株式投資であるとの指摘がある。）。利益が集中する金融機関は、かき集めたマネーを、民間企業への融資にはまわさず、さらなる利益を求めてマネーゲームに投入する。

アメリカからの市場開放要求に応じ続けた結果、現在、日本企業に対する外国人投資家の株式保有率は約 3 0 % となっている。金融機関が約 5 0 % を保有しており、今でも日本企業の最大株主の地位にあるが、日本の大手金融機関に対する外国人投資家の株式保有率は 3 0 % から 4 0 % となっている（オリックスやクレディセゾンなどでは 5 0 % 以上）。外国人投資家は、直接または大手金融機関を通じて、日本企業を支配下においている。企業はこうした投資家からの配当要求や短期的に利益をあげろという要求に対応せざるをえない状況にある。

こうした状況下にあつては、経済が成長し企業が利益を上げたからといって、労働者・国民にその利益はまわってこない（現在世界中にはびこっているグローバル経済・カジノ型金融資本主義の当然の帰結でもある。）。

アベノミクスは、多国籍企業、銀行、国内外の投資家、すなわち、この国の富を独占する 1 % のための経済政策である。9 9 % である国民に利益をもたらさないばかりか、これをさらに貧困にするものにかならない。

3 亡国のアベノミクス

それだけではない。これが経済成長につながらなかった場合には、もっと恐ろしいことが起きる（アベノミクスは、雇用・賃金・社会保障の拡充等の国民所得を増やす政策を欠き、内需や個人消費が改善しないため、そうなる可能性が極めて高い。）。

公共事業の大盤振る舞いで借金は膨らみ、国債暴落（金利の急上昇）が現実のシナリオとなる。デフォルトを避けるため、不利な条件で中国やアメリカに国債を買ってもらわなければならない。その利払いには血税が投入される。また、過度の金融緩和で、実需もないのに金を流し込む結果、ハイパーインフレーションが必至となる。「1%の利益」の代償として、国民は「塗炭の苦しみ」に突き落とされる。

アベノミクスのこうした危険性については、新自由主義者の経済評論家からも、「ここまで累積赤字がたまった時点での大型財政出動は、問答無用の愚策」「さらなる量的緩和は百害あって一利なし」との指摘がなされているくらいである。

アベノミクスは、1%の利益のために、亡国のリスクを冒すものなのである。

4 参議院選挙に向けて

安倍首相は、7月の参議院選挙で勝利するために、改憲や「教育再生」など「アベカラー」の強い政策を抑制しつつ、「経済再生」を前面に押し出した政権運営を行う方針と伝えられている。

私たちは、安倍体制による改憲や「教育再生」や労働法制改悪を許さないたたかいを大きく広げていかなければならないが、7月の参院選までは、相手が経済中心でくる以上、アベノミクスの問題点を徹底的に解明して、世論にわかりやすく訴えていく必要がある。

また、批判だけでは、勝利はおぼつかない。対案を示す必要がある。その場合、グローバル経済やカジノ型金融資本主義そのものに対する適切な規制を提案することが不可欠であろう（例えば、資本移動への課税、ヘッジファンドの規制強化、特定のデリバティブの禁止とデリバティブ全般に対する規制強化、タックスヘイブンの閉鎖、銀行に対する資本貸出率の引き上げ、地場・中小企業への貸出義務付けなど。）。

マスコミがほとんどとりあげないため、アベノミクスの危険性は国民に理解されていない。内容が正しく伝われば、「1%の利益のために、日本を丸ごと外国や外国人投資家に売り渡し、国民を奈落の底に突き落とす政策」が国民から支持されるはずはない。

7月まであまり時間はない。安倍体制による「改憲・亡国」を許さないたたかいを早急に準備して進めなければならない。

TPP問題について

東京合同法律事務所 瀬川 宏貴

1 TPPとは

TPP（環太平洋連携協定 - Trans-Pacific Partnership）は、すべての產品、政府調達、知的財産、人の移動などを包括的に対象とし、例外なく関税及び非関税障壁（貿易障壁）を撤廃し、政府調達、サービス貿易などに「内国民待遇」（自国民・企業と同一の条件を相手国の国民・企業にも補償しなければならないこと）を規定するものであり、FTA（自由貿易協定 - Free Trade Agreement）の究極形である。昨年の特別報告では、TPP交渉参加国10カ国のうち、GDPを比較すると、約91%を日本とアメリカの2カ国が占めることから、TPPは事実上の日米FTAであり、そのため、本来慎重かつ柔軟に議論されるべき日米間のFTAが、既存の急進的なオリジナルTPPを下敷きとした内容で交渉されることになることを述べた（なお、2012年11月にカナダとメキシコが加盟交渉参加している）。

本稿では、TPPに入ることになるであろうISDS条項（投資家対国家の紛争解決手続条項 - Investor State Dispute Settlement）を中心にTPPの問題点を述べたいと思う。

2 条約の憲法的位置付けを原因とする日米間の圧倒的不平等

（1）条約の国内法受容の一般論

現在の国際法の考えでは、国家が条約等による国際的義務を国内法秩序においてどのように実現するかは、各国家の憲法体制に委ねられているとされる。つまり、条約は国家に国際法的義務を遵守するよう要求するにとどまり、国家が国際的義務に国内法上どのような効果を与えるかは各国の法制度によって決まる（「国際経済法」第2版（有斐閣参照）。この点で日米には制度的不平等が存在する。

（2）アメリカの国内法受容の仕組み

米国憲法は、上院の3分の2で可決する合意のみを狭義の「条約（treaty）」とする。狭義の「条約」は直接国内法的効力を持ち、法律と同等の効力を有する。法律と条約が矛盾する場合は、後法が優先するとの原則が初期の最高裁判例以来確立している。

その他の広い意味での条約、国際協定（international agreement）は大統領限りのものとして「行政協定（executive agreement）」と呼ばれる。議会の承認がないものは法律に劣後し、承認立法がなされた行政協定は法律と同等の効力を有する。つまり、国際協定の国内法受容を決定付けるのは議会の立法意思であり、国内の実施立法によって条約を換骨奪胎することが可能な制度となっている。

TPPなどの通商協定は、行政協定となり、国内実施立法がなければ国内的効力を有

しない。この点、従来の通商協定を見ると、見事にアメリカに都合のよい国内実施立法が定められている。例えば、WTO協定の実施法であるウルグアイラウンド協定法は、WTO協定と米国法が抵触した場合は、米国法が優先するものとし、米国以外の何人もWTO協定違反を理由に米国政府、州政府に対する異議申し立てをすることができないとしている。同様に、米韓F F A履行法も、米国法優先、米韓F T A違反を理由に米国政府、州政府に対する請求を認めていない。

(3) 日本の国内法受容の仕組み

一方、日本では、憲法98条2項の解釈として、条約それ自体に国内法的効力を認め(国内実施法は不要)、かつ、条約が法律に優位する憲法体制となっている。

したがって、T P Pを締結した場合、当然に国内的効力を有することになる。

(4) したがって、I S D S条項により米国投資家は日本政府を訴えることができる一方、日本投資家は米国政府、州政府を訴えることはできないことになる。米韓F T Aでも同じ状況となっている。

3 I S D S条項による司法権の侵害

(1) I S D S条項とは

I S D S条項とは、投資家個人(法人を含む)が、投資協定違反を理由とする外国政府に対する損害賠償請求を国際仲裁に付託する権利を認める条項である。

投資協定が結ばれ始めた1960年代に既に協定に盛り込まれていたが、1990年代後半から仲裁の利用が著しく増加したとされる。オリジナルT P PにはI S D S条項は入っていないが、現在の交渉では、オリジナルT P Pにはなかった投資分野も交渉内容となっているため、盛り込まれることが必至である。

(2) 手続

投資分野がT P P協定の内容となった場合、少なくとも、①(加盟国人財産の)収用の原則禁止(これには直接財産を取り上げなくても規制をしない義務も含む一間接収用)、②内国民待遇、③最恵国待遇、④公正衡平待遇などが定められると予想される。投資家はこれらの規定に加盟国政府が違反し損害を被ったことを理由に、加盟国政府に対し損害賠償請求することが可能となる。事前協議が整わない場合は、I C S I D(国際投資紛争センター：世界銀行傘下・ワシントンに所在・投資紛争の6割はここで審議)などの仲裁機関に仲裁を申し立てることができる。I C S I Dを例にみると、I C S I Dの仲裁判断は終局的あり、裁判所の構成が正当でないなどの場合を除き原則として上訴権はない。

(3) 紛争の具体例

・Etyl 事件

カナダでは、ある神経性物質の燃料への使用を禁止していた。同様の規制は、ヨーロッパや米国のほとんどの州にある。ところが、米国のある燃料企業が、この規制で

不利益を被ったとして、I S D S 条項に基づいてカナダ政府を訴えた。そして審査の結果、カナダ政府は巨額（請求額 2 億 5000 万ドル）の賠償金支払を回避するため和解（1300 万ドル支払）し、規制を撤廃した。

・ローンスタール事件（現在進行中・米韓 F T A による最初の提訴）

2012 年 11 月 22 日、アメリカの投資ファンドローンスタールが 2003 年に買収した韓国外換銀行の売却の過程で韓国政府が承認を遅らせ、恣意的で差別的な課税措置により損害を受けたとし、米韓 F T A の I S D S 条項に基づき、ICSID(国際投資紛争解決センター)に韓国政府を提訴した。

(4) すでに述べたように、I S D S 条項により、仲裁機関により日本政府に対する仲裁決定がなされ、日本政府はこれに拘束される。また、日本の裁判所の判決そのものが仲裁の対象とされ、仲裁機関により覆されることがあり得る。

憲法 76 条 1 項は「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」と定めるが、外国人投資家にのみその重大な例外を認めることになる。これは憲法 76 条 1 項に反し、かつ、主権の重要な一部である司法権を侵害するものと考えられる。このように I S D S 条項だけを見ても、T P P 参加は、現に韓国で起きているような応訴の負担、損害賠償義務の負担などの現実的悪影響のみならず、国の主権のあり方に関する問題を孕むものである。本稿で紹介した分野は法律家の得意とする分野であると考えられるので、弁護士の立場からも反対の声をあげていくべきと考える。

「衆院比例定数削減阻止の運動を広げよう～ 国民の声が届く国会と選挙制度を目指して」

三多摩法律事務所 山口 真美

第 1 はじめに

2012 年 11 月 16 日、衆議院小選挙区の議員定数を 5 議席減らす、いわゆる「0 増 5 減」の衆院定数削減等関連法案が成立した。同日、野田首相（当時）は衆議院を解散し、12 月 16 日に衆議院議員総選挙が行われたが、「0 増 5 減」法は、施行のための手続を経ておらず、結局、2011 年 3 月に最高裁が「違憲状態」と判断した従来の区割りのまま総選挙が実施された。

「違憲状態」のまま実施された 2012 年総選挙の結果は、小選挙区制の本質を如実に示すものとなった。

第 2 総選挙の結果と小選挙区制の弊害

1 総選挙の結果

2012年総選挙の結果は、自民党が294議席を獲得して大勝した。公明党が獲得した31議席を加えると325議席となり、自公の議席だけでだけで3分の2を超え、自民・公明政権へのいわば逆政権交代となった。

民主党の惨敗は、「政権交代政治」への国民の審判の結果であることは明らかである。しかし、他方で、自民党の大勝は国民の支持が広がった結果といえるのか。安倍首相は、前任期中に「任期中の明文改憲」「戦後レジーム脱却」を提唱し、明文改憲を標榜した人物であり、安倍政権が成立すれば、こうした明文改憲路線が復活することになるが、では、国民は、今回の総選挙で安倍政権の成立を支持し、明文改憲と新自由主義を選択したといえるのか。答えは、「否」である。自公の大勝は、国民の支持がもたらしたのではなく、小選挙区制による歪んだ「民意の淘汰」がもたらした結果である。

このことを選挙制度との関係で詳しく述べたい。

2 小選挙区制の本質・・・虚構の多数の作出、民意の淘汰機能

自民党は、議席数では大勝したが、得票数・得票率を大幅に減少させており、獲得議席との乖離は著しい。

全国を300の小さな選挙区に細分した小選挙区選挙では、有権者は候補者に投票し、各選挙区から1人だけの議員を選出する。第2位以下の候補者への投票は議席に反映されず膨大な死票が生まれ、第1党は得票率をはるかに超える議席（超過議席）を獲得する。小選挙区制とは、民意を歪曲して虚構の多数を生み出す仕組みであり、いわば「民意の淘汰」を本質とした選挙制度である。次に示すように得票数と獲得議席が大きく乖離した自民党大勝という選挙結果は、小選挙区制の本質である民意の淘汰機能が如実に示されたものである。

まず、自民党の獲得議席数を見てみよう。自民党は、小選挙区で前回の64議席から237議席となり、比例代表で前回の55議席から57議席となり、合計で119議席から294議席に躍進した。

しかし、得票数をみると、自民党の得票数は、小選挙区では前回の2730万票から2560万票に減少しており、比例代表でも前回の1880万票から今回は1660万に減少している。

結局、議席占有率では圧勝だが、得票数では大幅に減少したという結果になっており、2009年総選挙で民主党に流れた票を回復できなかった。

さらに、2012年総選挙の結果を小泉・自民党が圧勝した2005年総選挙と比較すると、2012年選挙では議席数と得票率がいつそう乖離していることが分かる。自民党は、2005年選挙では小選挙区で219議席、比例代表で77議席の合計296議席を獲得しており、獲得議席数では今回とほぼ変わらない。ところが、得票数が大きく乖離している。とりわけ比例代表が2580万票（38%）から1660万票（28%）と激減している。選択肢が乏しい小選挙区においても3260万票（4

8%)から2560万票(43%)に減少しており、得票数・得票率の減少は明らかである。結局、自民党の比例代表の得票率は、28%である。政党としては有効投票の4分の1の支持しか受けていない政党が、民主党と第三局の食い合いの中で、小選挙区では79%の議席を獲得し、単独で過半数を制するに至ったことになる。

このように得票数・得票率を減少させながらも自民党が大勝したのは小選挙区制の本質が露呈した結果にほかならない。

3 小選挙区制の本質・・・小党淘汰機能

小党の制度的な淘汰。これが小選挙区制のもうひとつの本質である。

2012年総選挙での非保守諸政党の議席数を見てみよう。公明党は21議席から31議席(小選挙区9)、日本共産党は9議席から8議席、社会民主党は7議席から2議席(小選挙区1)の合計41議席となった。小選挙区300議席だけでみると、社民党の1議席と公明党の9議席だけである。「自公協力」が消滅すれば公明党も壊滅的な結果となる。

非保守諸政党の得票率は、それでも20.32%である。480議席を比例按分すれば、98議席になる。これら諸党が掲げる生活擁護や9条護憲、脱原発は、政策面では民意の多数である。にもかかわらず、小選挙区ではわずか10議席、全体でも41議席に押しとどめられている。

小選挙区制のもとで二大政党化が進行する中、第3党以下の政党は、「二大政党」に収斂されないさまざまな意見・要求を国政に反映する政党として、それぞれの役割を果たしてきた。ところが、小選挙区制のもとでは、大政党に癒着して延命するか、消滅の道をたどるかのいずれかしかない。これでは、少数政党が議会制民主主義・民主政治の中で果たしてきた役割が失われてしまう。小選挙区制は、まさに小党を制度的に消滅させる選挙制度というほかない。

これは一党一派の問題ではない。小党の制度的淘汰の是非、これは議会制民主主義・民主政治の在り方そのものに投げかけられた問題である。

国民主権のもと、議会への多様な民意の反映が民主主義を支える土台であるとすれば、多様な民意を制度的淘汰する選挙制度は、議会制民主主義・国民主権そのものを破壊する危険な害毒以外の何物でもない。

4 小括

結局、小選挙区制は、「集約」に名を借りて民意の淘汰を行う選挙制度にほかならない。現実には民意が多様化し、多党化が進行しているにもかかわらず、少数の支持しか得ない第1党が議会では圧倒的多数として登場し、小党は制度的に淘汰される。これが小選挙区制の本質なのである。

そして、民主党をはじめとする保守政党がねらう衆議院の比例代表の定数削減は、現在の選挙制度を実質的に限りなく単純小選挙区制に近づけようとするものであって、民意の淘汰や小党の淘汰をいっそう押し進め、議会制民主主義・民主政治そのも

のを破壊する目論見にほかならないのである。

第3 民主政治の再生を目指して

1 民意の反映する選挙制度とは

議会制民主主義は、国民が選挙で選出した議員による議会での討議を通じて国政の方向を決定しようとする制度であり、議会に多様な民意が正確に反映されることが重要な意味をもつ。あるべき選挙制度を検討するにあたっては、議会に多様な民意が正確に反映されるか否かが本質的な要素となる。

小選挙区制の導入から18年。歪んだ民意の淘汰は、日本に政治と政治家の劣化しをもたらさなかった。今、必要なのは、多様化する民意を鏡のように映す議会であり、議席のために離合集散するのではなく自らの政策を国民に問い、支持を得て議席を獲得する政治家と政党である。多党化し、連立政権になることを恐れることはない。どんな選挙制度のもとでも特定の政党が過半数の得票を得た場合には、その選挙によって政権は選択されることになる。民意が多様化すれば多党化するのは当然であり、それぞれの主張と全国民の利益を考慮して、政権の構成や政策を調整することが、選出された議員や会派（＝政党）の責任であり、それが議会制民主主義の本質である。

この要請に応えられる選挙制度として考えられるのは、①ブロック単位の比例代表制、②定数の大きい中選挙区制（大選挙区制）のいずれかである。その制度の概要と制度設計のモデルは自由法曹団意見書「わたしたちの声を届けよう ～民意が反映する選挙制度と国会を」に詳しいので参考にされたい。

いま必要なことは、議会の責任において小選挙区制廃止を決断し、国民とともにあるべき選挙制度の検討・模索を進めることである。

2 民意を反映する選挙制度の実現・小選挙区制の廃止を求めて

本年1月28日から通常国会が開催されるが、民・自・公3党が議員定数を削減するとの文書を取り交わしたことは重大であり、比例定数削減をめぐる情勢は引き続き予断を許さない。衆議院の比例定数削減に断固反対し、小選挙区制を廃止して民意を反映する選挙制度を実現するため、更に全力をあげて取り組む必要がある。

2009年政権交代選挙は、国民が「生活が第一」「改憲よりくらし」を求めて実現したものであった。

しかし、民主党政権の3年間でもたらしたものは何であったか。

普天間基地問題の迷走から始まり、国会改革や比例定数削減の策動・消費税増税・TPP推進・オスプレイ配備・大飯原発再稼働。結局は、新自由主義改革の再生であり、財界依存、日米同盟依存の自民党政治への回帰であった。

民意を淘汰する小選挙区制のもとで同質的两大政党、あるいはその分派以外の選肢は示されないか、示されても微弱にしか見えないのが現状である。これが国民の目には、「政権が代わっても政治は変わらない」とうつり、戦後最低の投票率、1000万人を超える国民の投票を拒否、政権党への否定的審判という消極的選択となった。

こうした国民の政治不信は、民主政治そのものへの不信・絶望となり、橋下大阪市長が率いる維新の会の躍進に見られるような独裁待望ともなりかねない。それは民主政治・議会制民主主義そのものの危機を意味する。

国民の政治への信頼を回復するためには、国民の声が届く政治を実現することこそが求められる。比例定数の削減は国民不在の政治を助長し、さらなる政治不信を招くだけである。

日本国憲法は、主権者は国民であると謳い、議会制民主主義を定めている。主権者国民が主人公になって政治を担うのが国民主権のものの民主政治である。議会制民主主義・民主政治の再生のためには民意を反映した選挙制度の実現が必要であり小選挙区制の廃止以外に道はない。

九条の会東京連絡会 2012年の活動

旬報法律事務所 島田修一

12年の活動

12年の主な活動は、「憲法審査会などにみる改憲動向の特徴と私たちの課題」（4月26日、高田健氏）、「この国はどこへ向かおうとしているのか―一定数削減、秘密法、橋下ファシズム」（5月28日、坂本修弁護士、上条貞夫弁護士）の学習を行ったうえ、7月1日に「東京の『九条の会』大交流会」、10月29日に「緊急大学習会“どうなるこの日本！”」を開催。

各党が改憲案を発表するなど憲法をめぐる情勢が一挙に厳しくなったことから、正則高校（港区）を1日借り切って都内の地域・分野「九条の会」が集まった「大交流会」は“憲法を日本のチカラに！”をキャッチフレーズに、午前には渡辺治氏の基調講演と制服向上委員会の歌、午後は「いま憲法第9条を守る国民の力を急いで強めるとき」を課題とした3つの分散会、「若者・高校生―伊藤真さんと語ろう」「教科書・こどもの教育を考える」「次世代への継承」「新しいメディアと九条」「伊藤千尋さんと語ろう“九条を世界へ”」「東アジア共同体と内外情勢」「いま沖縄を考える」「橋下ファシズムを考える」「横田基地撤去へ」「DVD脱原発」の分科会を持った（700名）。また、総選挙で憲法改正を最大の争点としようとしたことから、小森陽一氏の講演と佐藤真子さんの歌の「緊急大学習会」を開いた（200名）。

これらを通して参加者は次の視点を確認した。平和と反貧困の国民運動が改憲の策動を押し止め政権交代まで実現したが財界とアメリカの猛烈な巻き返しで民主党政権は変質し、消費税・TPP・原発・定数削減そして改憲という構造改革推進と軍事大国化を「大連立」で強行しようとしている。「憲法改正」が大連立の条件となる。これに対抗するには地域を拠点に、憲法をチカラに、大きな輪を作っていかなければならない。反動的逆流には良心

的な保守層および社会運動の新たな波を輪にして「憲法が生きる社会」を積極的に掲げて国民の中に訴えていく。「九条の会」が自分の地域をよく見て憲法が本当に活かされているか点検し、憲法という国民に与えられた武器を使って地域を変える巨大な波をつくり上げていく。「九条の会」が草の根で徹底して語り尽くすときが来た。

以上の活動を実行委員会14回、事務局会議（毎月）、会報「生きいき憲法」隔月発行を通して行い、他に「10・23オスプレイ配備撤回中央集会」（日比谷野音）、「10・27横田基地いらない市民交流集会」（福生市民会館）に参加して“オスプレイ配備反対”“日米安保ノー”を叫んだ。

13年の予定

総選挙の結果、平和憲法は大きな危機を迎えた。九条の会はどう対抗していくべきか。

2月25日に実行委員会を作って以下の活動を確認する予定。

今回の総選挙で自公民から離れた層の大半（2090万票）が保守の「第三極」に回り、また4230万票が投票所に行かなかった事態を前にみる限り、「対話交流」の徹底を今年の活動の基軸とする。9条をどのように変えようとしているか、その恐るべき中身を広く訴える草の根活動を展開する。具体的にどう展開するか。①憲法とは何か、いかに大事なもののか、を誰もが知る学習シリーズを展開。②9条改悪反対・96条改悪反対の署名活動およびポスター・チラシの普及活動を展開し、その活動を通して対話交流を広げていく。③9の日に首相官邸前行動を展開し、9条改悪反対の声をメディアに報道させていく。④北東アジアに軍拡と鋭い緊張関係を引き起こすことを韓国、中国の人々に訴え、抗議の声を寄せてもらう。⑤これらの活動を展開した後、大決起集会を開く。⑥以上の活動を7月の参院選の前まで行い、国民の声を政党と候補者に伝えていく。⑦活動の主体は実行委員会とし、各地の9条の会が参加することはもとより、諸団体にも参加を呼び掛けるかどうか検討する。

自衛隊をウォッチする市民の会 （ウォッチの会）を設立しました！

城北法律事務所 種田 和敏

1 はじめに

2012年10月10日、東京北部地域（板橋区・練馬区・豊島区・北区など）の住民を中心に、自衛隊をウォッチする市民の会（通称：ウォッチの会）を設立しました。本稿では、ウォッチの会を設立するに至る経緯や今後の活動内容について、ご紹介したいと思います。

2 レンジャー市街地行軍訓練

2012年6月12日、陸上自衛隊は、強襲・遊撃を専門とするレンジャー訓練の最終段階の訓練として、板橋及び練馬の市街地において、20名弱の訓練生をして、白昼堂々、迷彩服を着用し、顔面に迷彩ペイントを施し、小銃と銃剣を携帯するという完全武装で、約7キロメートルの行程を行軍訓練しました（以下「本件訓練」といいます。）。本件訓練と同様に市街地での武装訓練は、23区内では42年ぶりのことでした。

3 本件訓練に対する反対運動

本件訓練に対しては、同年4月、本件訓練の実施予定を知った住民有志が、人通りの多い日中に繁華街や住宅地で武装して訓練することが住民の平穏な生活を脅かすなどとして、自衛隊などに要請行動を行うなどしていました。

しかし、住民の反対にもかかわらず、自衛隊は、そもそも住民からの質問に対しても真摯に回答せず、訓練の実施及び内容を変更しようとしませんでした。

3 訓練禁止の仮処分申立てとその成果

膠着した状況を打破するためにも、住民の有志は、マスコミによる世論喚起や防衛省から情報開示を意図して、仮処分の申立てを準備し始めました。そして、同年6月4日、本件訓練のルートの至近に居住する住民6名は、本件訓練が平和的生存権や人格権を侵害するとして、本件訓練禁止の仮処分を東京地方裁判所に申し立てました。

仮処分の申立て直後に新聞各社が記事を掲載すると、自衛隊は、今まで訓練内容の変更する意向はないと明言していたにもかかわらず、安全面を考慮し、行軍隊列やルートの変更を発表しました。また、仮処分の中で、国の答弁書により、訓練内容がより明らかになりましたし、訓練の矛盾点を明確に指摘することもできました。

結果としては仮処分は却下され、本件訓練は実施されましたが、仮処分の申立により、マスコミをはじめ多くの注目を集め、事前に訓練内容が変更され、当日にも大型ヘリでの降着訓練を取りやめるなど、大きな成果を得ました。

4 訓練継続の発表と23区展開訓練

以上のとおり、住民の反対運動が大きくなるとなったにもかかわらず、自衛隊は、本件訓練実施直後に、住民の理解が得られたとして、今後も同様の訓練を継続することを表明しました。

また、陸上自衛隊は、本件訓練から1か月後の同年7月にも、自衛隊単独の訓練であるにもかかわらず災害対処という名目で、23区全域に約300人の隊員を車両や徒歩などにより展開する訓練を強行しました。この訓練は、史上初めて実施されました。

5 「ウォッチの会」設立

本件訓練など住民の生活を脅かす自衛隊の不穏な動きに危機感を持った住民有志は、住民の目線から自衛隊の行動を監視し、必要な行動を起こすための市民ネットワークの立ち上げに着手し、冒頭に述べたウォッチの会が同年10月に設立されました。

ウォッチの会は、広く緩やかな市民の集まりです。今後、監視行動や学習会などの活動を行う予定です。皆さんも、ぜひご入会ください。詳しい情報は、ホームページ(<http://competo.vis.ne.jp/rsj/index.html>)をご覧ください。

俗論には俗論で

代々木総合法律事務所 大崎 潤一

この原稿を書いているのは1月で寒い日々。暖かいカリブの国にでも行きたい。しかし私は何年も海外に行っておらずパスポートは真っ白。もっとも行った先の国によってはパスポートに印を押してくれず、痕跡のない国もあるので、パスポートの空白を見て、そんな国に行ったと想像してみようか。

さて、安倍内閣の登場で改憲の危険が高まってきた。特に集団的自衛権が焦点となるだろう。

しかし集団的自衛権と言ってもどうもピンとこない。そこで肩の力を抜いて、考えてみたい。憲法9条については「攻められたらどうするのか」などの俗っぽい話が昔からされてきた。そこでこちらも俗っぽく考えてみようというのである。

さて「攻められたらどうするのか」という俗論。9条擁護派としてはそれなりに真剣に考え反論してきたし、改憲派もまじめに議論を吹っ掛けてきたと思う。その議論では、ある種の身に迫る感覚というものがあったと思う。

「攻められたらどうするのか」。もちろん、日本が攻められたらどうするのか、という問いである。

では、集団的自衛権とはどういうことか。先の問いに即して言えば、「アメリカが攻められたらどうするのか」である。だが、アメリカが攻められたら、では身に迫る感覚がない。これでは中国脅威論も北朝鮮脅威論も関係がない。日本が攻められたらどうするのかとまじめに考えてきた改憲派であればあるほど集団的自衛権には熱意がわかないのではないだろうか。

さて集団的自衛権とは、日本が攻められていなくともアメリカが攻撃されれば日本も反撃するというものである。すると日本は相手国から攻撃されることになる。いわゆる巻き込まれ論である。この巻き込まれ論は核の傘とパラレルな議論である。東京が核攻撃されるおそれがあるときアメリカが相手を核攻撃するというのが核の傘である。だが、そうす

るとアメリカが核攻撃される危険が出てくる。東京を守るためにアメリカはニューヨークやワシントン、ロサンゼルスを核攻撃にさらすだろうか。アメリカでさえ、こんな『巻き込まれ』は拒否するだろう。それなのに日本がお人好しにも巻き込まれていいのだろうか。

そして集団的自衛権とは別の議論だが、国防軍の創設は日米安保と矛盾する。日本は9条があつて軍隊が持てないからアメリカに守ってもらっているのだという俗論がある。この俗論でいえば、9条改憲で国防軍ができれば安保は必要ないとなってしまう。いわゆる安保ビンのふた論があるが、これは9条とセットになったビンのふた論なのだ。

外国には、こうした俗論にうまく反論している例があるかもしれない。海外に行く機会があれば食べ物や衣類のほかに、そうした反論の話をお土産に仕入れてきたい。



◇労働

「すき家」争議 全面勝利和解解決

東京法律事務所 笹山 尚人

1 全面勝利和解解決の内容

2012年12月21日、東京地裁（民事36部）において、東京公務公共一般労働組合（以下、「組合」という。）及び同青年一般支部（首都圏青年ユニオン）は、2006年から長期にわたってたたかってきた牛井チェーン「すき家」を経営する株式会社ゼンショー（以下、「ゼンショー」という。）との間で、和解した。

ゼンショーは、組合が組合員の労働条件をめぐって申し入れていた団体交渉を、2007年2月から、長期にわたって拒否してきた。この件については、東京都労働委員会、中央労働委員会が、ゼンショーの団体交渉拒否は不当労働行為であるとして組合との間で団交をするよう命じていた。ゼンショーは、これらの命令を不服として国を提訴していたが、東京地裁（判決日2012年2月16日）、東京高裁（判決日同年7月31日）において、ゼンショーが敗訴しており、最高裁の判断を待つのみという状況であった。

他方、組合は、ゼンショーの団交拒否によって組合が損害を被ったことを理由に損害賠償請求裁判、仙台泉店で勤務する福岡淳子組合員が不当な降格処分を受けたとして差額賃金を請求する裁判を東京地裁に提起していた。

今回の和解は、この地裁での訴訟の中で成立した。

和解内容の主な内容は、次のとおりである。

- (一) ゼンショーがこれまで行って来た団交拒否についてゼンショーは、組合に謝罪する。
- (二) ゼンショーは今後組合からの団交申し入れに対して誠実にこれに応じる。
- (三) ゼンショーは、組合と原告福岡に対して解決金を支払う。
- (四) ゼンショーは、原告福岡の昇給に関する面談などにおいて原告福岡を組合員であることを理由とした不利益な取り扱いを行わない。
- (五) ゼンショーは、最高裁事件を取り下げる。

このように、この和解は争議の全面的な解決を内容とし、以下にみるとおり組合の全面勝利といってよい和解解決であった。

2 「すき家」争議の経過

(1) 団体交渉拒否事件の経過

「すき家」のたたかいは、もともとは2006年6月に整理解雇事件が発生したところから始まった。整理解雇されたアルバイト従業員が組合に加入し、組合の青年一般支部である首都圏青年ユニオンが団体交渉を担当、これを通じて解雇撤回と現職復帰、残業代の適法な支給という成果を勝ち取った。

その成果を聞き及んで全国の「すき家」で働くアルバイト従業員が組合に加入し、その中には仙台泉店の福岡淳子組合員がいた。組合は、ゼンショーに団体交渉を申し入れた。本件で問題になった団体交渉申し入れは、「すき家」仙台泉店で働く福岡組合員ほかアルバイト従業員の残業代の未払い、シフト差別について、07年1月17日に申し入れられたものであった。

ゼンショーは、07年2月2日、団体交渉を拒否した。その理由は、「個人加盟労組は労働組合ではない」「当社の従業員が組合員に含まれているか、それが何人なのかわからないから」といったものであった。

そのため組合が東京都労働委員会に対し団交拒否の不当労働行為救済申し立てを行った。これについて都労委は、組合の申し立てを全面的に認め、09年10月6日、会社に団交に応じることを命じる命令を下した。

ゼンショーがこれに対し中央労働委員会に再審査を申し立てたが、10年8月26日、中労委は、同年7月21日付の命令書を交付して、ゼンショーの再審査申し立てを棄却した。

ゼンショーは、この中労委の命令を不服として、東京地裁に、中労委命令の取り消しを求める行政訴訟を提起した。東京地裁は、12年2月16日、ゼンショーの訴えを棄却する判決を下した。

(2) 賃金請求事件

一方、ゼンショーが団交拒否を続けるため組合員たちの未払い賃金問題は解決出来ない状況が続いた。福岡組合員をはじめとする仙台泉店の組合員たちは、労基署に是正申告をしたり、はては刑事告訴を行ったりして、ゼンショーが任意にこの問題を解決する、あるいは組合との労使協議で問題を解決するよう迫った。

しかし、ゼンショーは、組合及び組合員たちの期待に反するばかりか、福岡組合員がまかない飯を余計に食べ持ち帰ったから窃盗罪だなどと逆に刑事告訴し返してくる有様であった。

やむを得ず仙台泉店の組合員3名は、08年4月、ゼンショーに対して、未払いの本給、残業代及び紛失立替金の支払い（お店での売上金が紛失した事件について、ゼンショーは福岡組合員にその全ての責任を押し付け、賃金から売上金の金額を賠償させていた。）を求めて東京地裁に提訴した。

その前提としては、残業代請求のために福岡組合員の労働時間記録を把握する必要があったので、ゼンショー本社が保管する記録を押さえるため、証拠保全手続を実行した。

この事件は尋問も経て、10年9月10日に結審と決まっていたのに、ゼンショーが8月に入って突如認諾を表明、10年8月26日、認諾をもって終結した。

(3) 損害賠償・賃金請求事件

しかしゼンショーが団体交渉に応じないのは相変わらずである。これでは裁判をするしか、組合員の問題を解決することが出来ない。それでは組合としての意味がない。ということで、組合は、自らを原告とする損害賠償請求事件を10年12月に東京地裁に提起した。同時に、福岡組合員がスウィングマネージャー（店舗の管理責任者で店長にあたる。）から一方的に降格されて賃下げされたのに、業務自体はスウィングマネージャーの業務を継続していたので、この降格は無効だから差額賃金を請求する、という内容の訴訟も起こした。

(4) 団交拒否事件東京高裁判決

(1) で紹介した東京地裁判決にゼンショーは控訴したが、東京高裁も、東京地裁判決を支持した。

そのことは、既に6月5日に開かれた高裁の第1回弁論で明らかだった。

裁判長が、「既に3回にわたって公的判断が出ている。こうした判断が出ているのに、労使関係を正常化しないということはいかなるものなのか。こうした判断を踏まえて行動してもらいたい。」という発言を法廷で行ったのである。

このように弁論段階から、裁判所がゼンショーの態度に強く怒っていた。それくらい、「個人加盟労組は労働組合ではない」などという意見は全く荒唐無稽なものであった。

この経過を経て下された高裁判決（平成24年7月31日）は、団体交渉を拒否したゼンショーの態度を次のように批判した。

「控訴人は、一旦合意していた平成19年2月5日の団体交渉開催の方針を覆し、補助参加人及び青年ユニオンに対し、団体交渉事項や労組法上の保護適格についての説明を繰り返し求めたり、自らは具体的な事実を示すことなく、過度な要求等をしたり（本件資格審査決定書への疑問、組合員名簿の提出要求等）しており、こうした姿勢は、不明な点を明らかにして団体交渉開催の環境を整えるというよりは、団体交渉の回避・拒否など別の目的があったのではないかと疑問を生じさせるところである。」

「また、控訴人の本件初審事件、本件再審査事件、原審及び当審を通じての主張には、集团的労使関係における独自の見解が多数みられ（不当労働行為救済申立適格を使用者側が争う適否、憲法28条の「勤労者」、労組法2条・3条の「労働者」の各概念、合同労組の労働組合性の否定、非常勤職員を中心とした労働組合の非民主性など）、こうした主張で、控訴人の団体交渉拒否を正当化することは到底できないというべきである。」

(5) 損害賠償・賃金請求事件で和解成立

損害賠償・賃金請求事件は、12年8月30日に証人尋問が行われ、11月に結審。結審後、和解協議が開始されて、今回の和解が12月21日に成立した、という経過であった。

3 ゼンショーの団交拒否の問題点

ゼンショーは、日本最大の牛丼チェーン「すき家」を経営するなど、日本を代表する外食産業大手企業である。この企業が労働組合との団体交渉を正当な理由もなく拒否してきたことは単なる一企業と一労組との労使関係を超えて、社会的な問題であった。第一に、それは、「個人加盟労組なんて労働組合とは認めない。」という論理で拒絶されており、他の企業でも広範に活用される理由であったからである（現に広範に活用されている。）。第二に、「すき家」で働くアルバイト労働者のような非正規雇用の労働者は、雇用の不安定や低賃金など、弱い立場に置かれている場合が多い。しかし、労働組合に団結し、その活動を通じて労働条件を改善させることができるなら、それが希望となるし、そもそも、法は、そのような状態を正常な労使関係として想定している（労働組合法第二条、第三条、第七条）。ところが、ゼンショーの団交拒否は、このような正常な労使関係の形成を拒絶するもので、これがまかり通るなら非正規雇用の労働者の労働条件向上の道筋が大きく閉ざされてしまうからである。

4 労組法2条、3条、7条の関係

ここで、「個人加盟労組は労働組合ではない」という今回のゼンショーの主張の誤りについて少し掘り下げておく。

このゼンショーの主張は、「会社の正社員従業員でなければ労使関係は形成し得ない」というドグマが前提にある。これは、法律的には何の根拠もないことではあるが、我が国の労働組合の多くが企業別の正社員によって構成される労働組合であることから一定の説得力を持っていた。

しかし、労組法をよく読んでみると実はこれは法的には根拠がないだけではなく、完全に誤った言説である。

労組法の第2条、第3条は、「給料で生活する者」を労働者と位置づけ、その労働者が労働条件の維持改善向上を目的として結成する団体のことを「労働組合」としている。ここでは、特定の企業の従業員であることはなんら要件とされていないし、雇用形態及び現在就職していることすら全く問題にされていない。

他方、労組法第7条2号によって、使用者が団交拒否できないのは、こうした「労働組合の組合員を雇用している場合」で「正当な理由がない場合」である。

別の言い方をすれば、雇用していない従業員で、ある労働組合の組合員である者について、その労働組合からの団体交渉申し入れと、その申し入れに使用者が応じる、という、雇用関係を前提としない労使関係があり得る（多重請負の場合の請負元企業や、派遣先企業の場合が現実的には想定される。）。ただその場合、団体交渉を拒否してもそれが不当労働行為にならないだけである。

このように「労働組合を結成すること」と「団交を拒否でき、不当労働行為にならない」

ということは全く別の問題であって、前者においては雇用関係の存在は全く問題でない。そして、雇用関係を前提としない労使関係があり得る以上、ゼンショーが団交を拒否できるのはただ二つの場合、「あなたの組合には私どもと雇用関係のある従業員がいない」という場合か、「団交を拒否できる正当な理由がある」という場合かのいずれかである。

したがって、「個人加盟労組は労働組合ではない」というのは、労組法2条、3条の解釈論として成り立つ余地がない。というか、「個人加盟労組は労働組合の主要な一形態」というべき存在なのである。

上記東京高裁判決が、ゼンショーの主張には「集团的労使関係における独自の見解が多数みられ」として、その例として、「労組法2条・3条の「労働者」の各概念、合同労組の労働組合性の否定」をあげているのは、この意味で極めて正当な指摘であった。

5 本件和解の意義

上記東京高裁判決が、ゼンショーの主張をばっさりと断罪してくれていた基礎があって、今回の和解で、「謝罪」を勝ち取ることができた。「遺憾の意」ではなくて、「謝罪。」この点が重要だった。

そして、ついにゼンショーと団交を行う道筋を切り開いたことは、非正規雇用の労働者の労働条件向上に向けて大きな前進である。非正規雇用の労働者であっても労働組合に団結すれば、現状を変えることが出来る。その道筋を切り開いたことが、「すき家」のみならず、全国の非正規雇用の労働者を励ますものになったと思う。

また、福岡組合員に対する不利益取り扱いの禁止も、非正規雇用の労働者が労働組合に団結し、また実際の労働条件を向上させていく梃子として重要な獲得であった。

以上により、今回の解は、組合側の全面勝利といえる和解であった。

何より、福岡組合員に喜んでもらえたことが嬉しかった。

6 本件を巡る思い出

私にとっては、非正規雇用の労働者の権利と生活のために労働組合と共に歩む仕事をしたいと考えて弁護士になり、活動を続けてきた。その意味で、本懐を遂げた思いのする和解であった。

それにしても、長い長い道のりだった。私達弁護士からしても、2007年3月に不当労働行為救済申立の依頼を受けて準備を開始してから約5年半以上である。その間、取り下げたものも含め訴訟を3件と、労働委員会闘争、それ以外に労基署の手続、証拠保全手続。当事者が仙台にいたため、仙台にも何度か通った。

私達代理人でさえこれだけの仕事を遂行してヘトヘトになったのだから、いわんや福岡組合員をはじめ仙台の組合員たちと、首都圏青年ユニオンのオルグをや、である。その不屈の闘争心に、ひたすら敬意と拍手を贈りたい。

本件の担当の弁護団にも、敬意と拍手を。私の他、共に担当してくれたのは大山勇一団

員（城北法律事務所）、佐々木亮団員（旬報法律事務所）である。

この３名での弁護団会議は、とにかく楽しかった。長い争議になることは目に見えていたから、そんな争議をいかに楽しく、意気高く続けていくことができるか。結構そのことには腐心した。

その中で、いかにゼンショーを困らせるか。そんなことを議論しながら、証拠保全の手続や刑事告訴といった手続、マスコミに取り上げてもらう手法を編み出していった。

大山さんは、とにかく現場感覚が優れている人だ。弁護団で一番現場に通ったのは彼ではないか。何年経っても現場に赴き、現場の労働者の声を聞いてくる。そんな仕事ぶりで福岡組合員の声をよく反映してくれた。

佐々木さんは、とくに賃金請求事件の福岡さんの上司に対する反対尋問が見事だった。今、調書を見返してみても本当にすばらしい尋問だったと思う。会社は尋問を受けて敗北を覚悟したから、認諾してきたのだ。

こんなことをみんなで続けてきて、全員で勝ち取った勝利だと思う。自分がしたかった仕事を、こういう形で成し遂げることが出来たから、私は本懐を遂げた思いを持てるのだと思う。

7 最後に

あまり考えたくないことだが、首都圏青年ユニオンは、これからゼンショーと団交を行うことになるだろう。その際に不誠実団交だ、となって新しい紛争が勃発…、ということにならないように願いたい。いや、真面目な話。

しかし、非正規雇用の労働者の権利の実現の仕事はまだまだ道半ば。これからも、多くの人たちと共に、ひきつづきたたかいを強め、ゼンショーのような「ブラック」な企業の実態をさらに明らかにし、非正規雇用の労働者の権利の実現と、労働組合の正当な活動の保障のために尽力していきたい。

「改正」労働者派遣法・労働契約法の活用 と抜本的再改正の重要性

代々木総合法律事務所 鷲見賢一郎

1 骨抜き労働者派遣法・労働契約法「改正」法の成立

労働者派遣法「改正」法は、第180国会において2012年3月28日に可決・成立し、同年4月6日に公布され、労働契約申込みみなし制度をのぞき、同年10月1日に施行されました。労働契約申込みみなし制度は、2012年10月1日から3年が経過した日から施行されます。

労働契約法「改正」法は、第180国会において2012年8月3日に可決・成立し、同年8月10日に公布され、第19条（有期労働契約の更新等）は8月10日から施行され、第18条（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）、第20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）は2013年4月1日から施行されます。

労働者派遣法「改正」法は、骨抜き政府案からさらに製造業派遣・登録型派遣の原則禁止条項を削除するなど、骨抜きに骨抜きをかさねる「改正」法です。労働契約法「改正」法も、入口規制を導入せず、無期転換制度についてもクーリング制度（＝空白期間が6か月以上あると契約期間の通算が遮断される制度）を認めるなど、骨抜き「改正」法です。

しかし、骨抜き「改正」法であっても、活用できるところは最大限活用する必要があります。最大限の活用を検討する中で、抜本的再改正の重要性もよりいっそう明らかになります。

2 労働者派遣法「改正」法の概要と活用

（1）労働者派遣法「改正」法の概要

労働者派遣法「改正」法は、法律の名称と第1条の目的に「派遣労働者の保護」を明記し、①事業規制の強化、②派遣労働者の無期雇用化の推進や待遇の改善、③違法派遣に対する迅速・的確な対処を3つの柱としています。

3つの柱の具体的内容は、次のとおりです。

① 事業規制の強化

- i 日雇派遣（日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止
- ii グループ企業内派遣の8割規制
- iii 離職後1年以内の者の派遣受入れの禁止

② 派遣労働者の無期雇用化の推進や待遇の改善

- i 有期雇用派遣労働者等の無期雇用への転換措置推進を努力義務化
- ii 派遣先労働者との均衡に配慮した派遣労働者の賃金決定
- iii マージン率等の情報公開の義務化
- iv 派遣労働者として雇用しようとする労働者への待遇等についての説明の義務化
- v 派遣労働者に対する雇入れ時等の派遣料金額の明示
- vi 労働者派遣契約の中途解除の際の派遣先の就業機会の確保と費用負担の義務

③ 違法派遣に対する迅速・的確な対処

- i 違法派遣の場合の「派遣先の労働契約申込みみなし制度」
- ii 派遣許可の欠格事由の整備

（2）労働者派遣法「改正」法の活用

労働者派遣法「改正」法について、活用できる可能性のある条項を検討してみます。

① 「派遣労働者の保護」文言の実効化

従来、裁判例等で、「労働者派遣法は、行政上の取締法規（いわゆる業法）であって、派遣労働者保護を直接の目的とするものではない」などとされ、派遣労働者の派遣先との労働契約の成立はもとより、損害賠償請求さえ否定されてきました。

今後、法律の名称と第1条の目的に「派遣労働者の保護」が明記された意義をよく吟味、検討し、派遣先の直接雇用責任や派遣先・派遣元の損害賠償責任を問うていくことが重要です。

② 派遣労働者の無期雇用化の推進や待遇の改善

派遣労働者の無期雇用化の推進や待遇の改善に関する条項は、全般に活用をはかる必要がありますが、とりわけ、「派遣先労働者との均衡に配慮した派遣労働者の賃金決定」の条項を実効あるものにする努力が必要です。本来は均等待遇原則を採用することが求められていますが、均衡待遇原則のもとでもその実効化をはかり、均等待遇原則に接近することが重要です。

③ 違法派遣の場合の「派遣先の労働契約申込みみなし制度」

使用者側は、早くも、「違法派遣の場合、労働契約申込みみなし制度で直接雇用しても、有期雇用1回だけで雇止めしてよい。」と言い出しています。

労働契約申込みみなし制度を利用して直接雇用された場合、初回の更新時に継続雇用の合理的期待があるという取扱いを確立することが重要です。

3 労働者派遣法の抜本的再改正の重要性と新たな規制緩和・改悪の動き

(1) 衆議院・参議院厚生労働委員会の附帯決議

衆議院・参議院の厚生労働委員会は、労働者派遣法「改正」法可決にあたって、「登録型派遣の在り方、製造業務派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の在り方については、本法施行後1年経過後をめぐり、東日本大震災による雇用状況、デフレ・円高等の産業に与える影響及び派遣労働者の就労機会の確保等も勘案して論点を整理し、労働政策審議会での議論を開始すること。」等の附帯決議を採択しています。

この附帯決議を受けて、施行後1年経過後である2013年秋から、登録型派遣、製造業派遣の在り方等について、労働政策審議会の議論が開始される予定です。

(2) 「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」の動き

厚生労働省は、上記衆・参厚労委の附帯決議等を受けて、2012年10月17日、学識経験者の参集を求めて、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」を発足させました。同研究会は、「検討事項」を「登録型派遣・製造業務派遣・特定労働者派遣事業・派遣可能期間の在り方を中心としつつ、労働者派遣制度を取り巻く諸課題について、幅広く検討を行う。」として、検討を進め、2013年秋からの労働政策審議会での議論に向けて取りまとめを行う予定です。

ところが、10月17日の第1回研究会では、「派遣を働き方の一つとして正面から位置付けた上で、どのように保護していくかという観点からの見直しが必要。」、「派遣制度はこれまで常用代替防止という趣旨のもとにやってきたが、これからもそれで良いのか。派遣労働者のキャリア形成という視点が必要ではないか。」等の意見が出されています。これでは、研究会がさらなる規制緩和と派遣法改悪の取りまとめを行うのではないかと危惧されます。

(3) 労働者派遣法の抜本的再改正の世論を大きく

以上のとおり、登録型派遣・製造業派遣や派遣可能期間の取扱い等をめぐって、規制強化と緩和の動きが開始されています。労働者派遣法「改正」法が成立したからといって、一段落というわけにはいきません。

いま、「①製造業派遣・登録型派遣の全面禁止、②違法派遣の場合の派遣先による直接無期雇用制度の導入、③派遣労働者の派遣先の労働者との均等待遇原則の導入」等の労働者派遣法の抜本的再改正の世論を早急にひろげることが重要です。

4 労働契約法「改正」法の概要と問題点

(1) 労働契約法「改正」法の概要

労働契約法「改正」法は、第18条（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）で「有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルール」を、第19条（有期労働契約の更新等）で「最高裁判例で確立した『雇止め法理』をそのままの内容で法律に規定したとする、一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルール」を、第20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）で「有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルール」を、それぞれ制定しました（厚生労働省のパンフレット「労働契約法改正のあらまし」3頁）。

以下には、上記第18条、第19条、第20条がはたして実効性を持ち得るのか、各条項の問題点を検討します。

(2) 労働契約法「改正」法の問題点

① 第18条（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）

i クーリング制度の悪用

クーリング制度（＝空白期間が6か月以上あると契約期間の通算が遮断される制度）の悪用が懸念されます。無期労働契約への転換権の行使を妨害する目的で6か月間の空白期間を設けた場合は、契約期間は通算されると解すべきです。

ii 契約更新上限期間の設定

早くも、「契約更新上限期間を4年11か月とする」等の条項を入れた有期労働契約を締結させる動きが開始されています。使用者側は、「契約自由」、「労使

自治」の名の下に、4年11か月等の契約更新上限期間の設定も有効と主張しています。

「契約更新上限期間の設定は、無期転換制度を潜脱するものであり、公序良俗違反として無効」との解釈を確立すべきです。

iii 労働条件についての「別段の定め」の悪用

第18条は、「無期転換後の労働条件は、別段の定めがない限り、無期転換前の労働条件と同一」と定めています。この点に関連して、厚生労働省の通達「労働契約法の施行について」は、「この場合、無期労働契約への転換にあたり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後における労働条件を従前よりも低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではないこと。」（28頁）と述べています。

「無期転換にあたって、賃金・労働時間や配転の範囲等について、労働条件を切り下げる定め」は、無期転換権の行使を困難にする定めとして無効と解すべきです。

iv 解雇を容易にする解釈

厚生労働省のパンフレット「労働契約法改正のあらまし」は、「無期労働契約に転換した後における解雇については、個々の事情により判断されるものですが、一般的には、勤務地や職務が限定されているなど労働条件や雇用管理がいわゆる正社員と大きく異なるような労働者については、こうした限定等の事情がない、いわゆる正社員と当然には同列に扱われることにならないと解されます。」（5頁）と述べています。

上記のような無期転換労働者の解雇を容易にする解釈は、「職務の内容が同一」等の職場の実態をもって打破することが重要です。

② 第19条（有期労働契約の更新等）

i 不更新条項合意の悪用

厚生労働省のパンフレット「労働契約法改正のあらまし」は、「いったん、労働者が雇用継続への合理的な期待を抱いていたにもかかわらず、契約期間の満了前に更新年数や更新回数の上限などを使用者が一方的に宣言したとしても、そのことのみをもって直ちに合理的な理由の存在が否定されることにはならないと解されます。」（8頁）と述べています（厚生労働省の通達「労働契約法の施行について」31頁も同旨）。

しかし、上記記述は、不更新条項合意がある場合の解釈についてはふれていません。学説では、「不更新条項合意があっても、そのことだけで雇止めが有効と解されるわけではない。」旨の学説が圧倒的多数です。しかし、裁判例では、近畿コカコーラ・ボトリング事件大阪地裁・高裁判決、本田技研工業事件東京地裁・高裁判決等、「不更新条項合意がある場合、雇用継続に対する合理的期待が消滅し、雇止

めが有効と解される。」旨の裁判例が続いています。このような状況を是非とも打破しなければなりません。

ii 雇用の調整弁（＝景気変動の調整弁）扱い

最高裁判例で確立した「雇止め法理」をそのままの内容で法律に規定したと言っても、最高裁判例自身、有期契約労働者を雇用の調整弁（＝景気変動の調整弁）扱いすることを認めています。

有期契約労働者を雇用の調整弁（＝景気変動の調整弁）扱いする考えを克服することが重要です。

③ 第20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）

i 賃金にも及ぼすことが重要

厚生労働省の通達「労働契約法の施行について」は、「とりわけ、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させることは、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して特段の理由がない限り合理的とは認められないと解されるものであること。」（32～33頁）と述べています。

厚生労働省の通達「労働契約法の施行について」は、労働契約法第20条は賃金や労働時間等の狭義の労働条件にも適用があることを認めています（32頁）。本条項を活用して、賃金や労働時間等の狭義の労働条件についても、不合理な労働条件の是正を実現することが重要です。その場合、同一の労働条件を実現するだけでなく、ケースによっては不合理な格差の是正を実現することも重要です。

ii 「職務の内容」に基づいて判断することが重要

労働契約法第20条は、「労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（＝職務の内容）」、「当該職務の内容及び配置の変更の範囲」、「その他の事情」を考慮して、不合理な労働条件にあたるか否かを判断すると定めています。

しかし、「業務の内容と責任の程度」が同一であれば、同一の労働条件で処遇すべきです。「職務の内容及び配置の変更の範囲」の違いを考慮要素にすることは、いまだ現実化していない「変更の範囲」の違いを考慮要素にすることを意味し、不当です。「職務の内容及び配置の変更」があった時点で、その時点での「職務の内容」を考慮要素にして、不合理な労働条件にあたるか否かを判断すればよいのです。

5 「有期を基本」の動きと有期労働契約法制の抜本的再改正の重要性

(1) 「有期を基本」の動き

政府の国家戦略会議フロンティア分科会繁栄のフロンティア部会は、2012年7月6日、＜繁栄のフロンティア部会報告書＞を発表し、その中で、「経済活動を活性化させ、外的環境変化により柔軟に対応していくためには、雇用ルールをより柔軟にし、企業活動の新陳代謝を更に促進させていく必要がある。上述した再教育、再就職の支援を

積極的に行いつつ、これからは、期限の定めのない雇用契約を正規とするのではなく、有期を基本とした雇用契約とすべきである。」と提言しています。

政府・財界は、いま、「有期を基本」にしながらさらなる非正規労働者化を進めようとしているのです。

(2) 有期労働契約法制の抜本的再改正の重要性

入口規制を導入せず、無期転換制度にもさまざまな抜け穴を許容している今回の労働契約法「改正」法は、政府・財界の「有期を基本」の方針と合致したものになっています。これでは、今後、ごく一部の有期労働者の無期労働者への転換が進む中で、ますます有期労働者等の非正規労働者が増大することになります。

いま、「①有期労働契約は臨時的・一時的業務に限定し、違反した場合は無期契約が締結されたものとみなす入口規制の導入、②出口規制の上限は更新回数2回、利用可能年数1年とする、③クーリング制度の撤廃、④無期契約への転換は、労働者の転換権の行使にかかわらせるのではなく、自動転換とする、⑤無期雇用に移った場合の労働条件は正社員と均等とする、⑥有期労働者の労働条件は正社員の労働条件と均等とする」等の有期労働契約法制の抜本的再改正を訴え、世論をひろげることが求められています。

いすゞ自動車非正規切り事件～高裁係属中

代々木総合法律事務所 酒井 健雄

1 事件の概要～非正規労働者1365名を一斉に雇用打ち切り

いすゞ自動車非正規切り事件は、いすゞ自動車が、2008年11月17日、リーマンショックのための減産による剰員の発生を理由に、①期間労働者全員553名を12月26日付で期間途中で解雇し、また、②派遣労働者全員882名の労働者派遣契約を中途解約し、解雇に追い込んだことに端を発した事件です。

2 仮処分申立と期間途中の解雇の撤回

非正規労働者らは、全日本金属情報機器労働組合(JMIU)いすゞ自動車支部を結成して、派遣切りのひどさを大いにアピールするとともに、粘り強く団交も重ねました。弁護団も宇都宮地裁栃木支部に仮処分の申立を行い、いすゞ自動車や派遣会社とたたかいました。

その結果、いすゞ自動車は、期間労働者に対する中途解雇の撤回を余儀なくされました。その際、期間労働者に対して休業命令+4割の賃金カットを行いました。これも仮処分が無効と判断されました。

3 東京地裁に対する本訴提起～雇止めに経営上の必要性がないことが明らかに

2009年4月2日、弁護団は、東京地裁に対し、①雇止めされた5名の期間労働者による地位確認及び損害賠償並びに（休業期間中の賃金40%カット分の）賃金請求、②偽装請負・期間制限違反等の2名の労働者による地位確認及び損害賠償、③派遣切りされた5名の派遣労働者による損害賠償を求める本訴を提訴しました。

いすゞ自動車非正規切り事件は、①期間途中の休業命令の要件、②期間工の雇止め、③派遣社員の派遣先に対する地位確認、④違法な雇止め・派遣切りについての損害賠償など、非正規労働者に関する論点が複合した裁判になっています。

積極的な訴訟活動により、労働局の是正指導書をはじめとする多くの書証と事実関係を開示させ、①2年11ヶ月ルールが解雇要件濫用法理の類推適用を潜脱するためのものであること、②非正規労働者と正社員（技能職）の業務内容がほとんど同一であったこと、③いすゞ自動車が雇止めの時点で、今後のV字回復と黒字転換を正確に予想していたこと、④にもかかわらず、いすゞ自動車が団体交渉でそのことを組合に開示しなかったことなどが明らかになりました。また、いすゞの証人は、最後まで残ったわずかな期間工を雇止める経営上の必要はなかったことを明確に認めました。

4 東京地裁判決～非正規切りを容認する不当判決

2012年4月16日、いつものとおり満員の東京地裁103号法廷で、判決の言い渡しが行われました。判決は、①期間途中の休業命令・賃金カットは、期間途中に賃金カットを行うには高度の合理性が必要であるなどとして請求を認容しましたが、②期間工の雇止めについては、期間工の更新に対する期待の合理性は「要員計画に変更がない限り」に過ぎないところ、世界同時不況で先行きの予測は困難であり要員計画の変更は合理的であるなどといった理由から、請求棄却、③派遣先に対する地位確認については、松下PDP判決を引用して請求棄却、期間工→派遣への切り替わり時の退職願も有効、④非正規切りに関する損害賠償も、派遣法違反や外の派遣先のあっせん等をしなかったことは不法行為を構成するほどの違法性がなく、請求棄却というものでした。

期間途中の休業命令・賃金カットを無効とした点は正当ですが、その他の点は非正規を雇用の調整弁とみなし、企業の雇用責任を考えるとなく非正規切りを容認する不当な判決でした。

この判決に対し、原告団もいすゞ自動車も双方控訴しました。

5 東京高裁での審理経過

原告団・弁護団は、250頁を超える控訴理由書を提出し、新証拠もふまえて東京地裁判決を徹底的に弾劾しました。いすゞ自動車も、これに対して約180頁の控訴答弁書で反論し、さらに反論を追加すると述べました。原告団・弁護団は、いすゞ自動車の追加反論を待たずに、140頁ほどの準備書面を提出していすゞ自動車の控訴答弁書を弾劾しました。

また、原告団・弁護団は、原審では渡邊部長の異動までに完結するという審理計画ゆえに叶わなかった細井社長らの証人尋問を請求しています。原審では、会社側の証人は、細井社長の決算発表での「雇止めを行った２００９年４月から６月ぐらいが底で、それ以降は生産が回復する」旨の発言を否定する証言をしており、控訴審が雇止めの必要性を判断するためには、細井社長の証人尋問を行うことがどうしても必要なはずです。

6 今後の展望～ご支援・ご協力をお願い

松下PDP最高裁判決とこれに盲従する一連の判決や、派遣法改正・労働契約法改正など財界の要求に沿った反動的な動きが続くなか、派遣切りの損害賠償を認めたNSK事件など、これに穴を空ける成果も表れています。いすゞ自動車非正規切り事件は、先に述べたように非正規労働者に関する論点が複合している事件であり、この事件で成果を挙げれば、その突破口を更に広げることができ、派遣法・有期法制の抜本改正などの動きにもつなげることができると信じています。

原告の方々及び組合の方々には、裁判所要請の署名集めに奔走されています。みなさまにもご支援、ご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

直近の期日は、２０１３年３月１２日午後１５時から１０３号法廷で行われますので、修習生・エクスターンの方などがおられましたら、是非法廷に誘ってください。今後ともよろしくお願い申し上げます。

JAL 不当解雇撤回裁判不当判決 控訴審議論等の中で浮き彫りになってきた問題点

東京南部法律事務所 黒澤 有紀子

第1 はじめに

今回、自由法曹団の特別報告集に拙稿を寄せさせていただくこととなり、大変感謝しております。

私は、控訴審からとなりますが、JAL 不当解雇撤回裁判の弁護団に加えていただき、若手ならではの力仕事をさせていただいております。自由法曹団は、「労働争議の弾圧に対する調査団が契機となって結成された弁護士の団体」とのことであり、まさにJAL 不当解雇撤回裁判を闘っていて、この事件も労働者への弾圧としてなされた不当な解雇であり、自由法曹団員としても心して取り組まねばと思っております。

以下では、JAL 不当解雇撤回裁判につき、東京地裁で出された不当判決について控訴審での議論等の中で浮き彫りになってきた問題点につき、若干ご紹介をし、控訴

審における現在の弁護団の闘い、原告団（控訴人団）の闘い等につき、ご報告させていただきます。

第2 事案の概要

被告日本航空は、収益が悪化し、株式会社企業再生支援機構による支援を受けた事業再生計画を策定し、様々な調整を経て2010（平成22）年1月19日に会社再生手続き開始申立てを行いました。同年3月からは、特別早期退職募集が行われ、8月31日には更正計画が提出されました。そして、同年9月27日、整理解雇基準案が提示されました。その上、同年11月16日からは整理解雇対象者をスケジュールから外し、一人ずつ面談を行うという退職勧奨を始めたのです。そのような状況の中で、同年11月16日には、JALの管財人が組合の執行部数名を呼び出し、「ストライキ権を確立すれば3500億円出資しない」という不当介入発言が行われました（この発言については現在別途係争中）。

不当労働行為が吹き荒れる中、同年11月30日に更正計画が認可決定されました。そして、12月9日に運航乗務員（乗員）94名、客室乗務員（客乗）108名に対し解雇予告通知がなされ、12月31日に乗員81名、客乗84名が整理解雇されたのです。

そして、2012年3月29日、30日と東京地方裁判所では、本件整理解雇を有効とする判決が下されました。

第3 控訴審における主張のポイント

現在（2013年1月12日時点）までに、乗員及び客乗双方とも、控訴審における第一回口頭弁論が行われました。今後は、今年2月7日に乗員の第二回口頭弁論期日が、3月1日に客乗の第二回口頭弁論期日が行われることとなっています。

以下では、第一回口頭弁論期日において、控訴人側弁護団及び控訴人の代表が行った意見陳述の内容を中心に、控訴審における主張のポイントについて、ご紹介致します（以下、原告団を控訴人、JALを被控訴人と言います。）。

1 客乗裁判

（1）本件解雇時点で人員計画の削減目標は達成されていた

まず、第一には、本件解雇が強行された2010年12月末の時点において、客室乗務員については、人員計画上の削減目標が達成されていたということがありません。

JALは、本件人員削減計画は、「事業規模縮小に見合う人員体制」にすることを目的としていました。そして、ここでいう「事業規模縮小に見合う人員体制」とは、必要稼働数ベースで4120名とされていました。この4120名体制を2011年3月末までに実現するというのが今回の人員削減計画の内容でした。原判決も、

この必要稼働数4120名を前提として、これに対する余剰人員が存在した以上、本件解雇は必要であったとの判断をしています。

しかしながら、控訴審に入るにあたり、改めて、当時の在籍人員表から人員数の計算をしたところ、2010年12月末の時点では、実際の有効配置数が、この4120名を下回っていたことがわかりました。

計算自体をご紹介することは割愛致しますが、計算をし直していくと、2010年12月末の有効配置数は4083名だったのであり、被控訴人が「事業規模縮小後の必要人員数」としていた4120名を、計算上、すでに、37名も下回っていたのです。

すなわち、客室乗務員については、2010年12月末の時点で、余剰人員は、そもそも存在しなかったものであり、「余剰人員を削減するためにやむなく解雇した」などという説明は成り立たなくなるのです。

(2) 2011年1月以降同年3月までに218名が退職していたこと

また、2010年12月末の直後である2011年1月1日から同年3月末までの間に、被控訴人においては、218名もの客室乗務員が退職しています。

仮に、被控訴人の人員に余剰があるという主張を前提としても、218名の退職となれば、被控訴人主張の余剰人員と言われる人数を上回ります。

本件解雇後のわずか3ヶ月間で218名もの退職者が見込まれており、この人員減を織り込めば、もともとの目標達成期限であった2011年3月末までに、削減目標が達成されるのは確実でした。そうである以上、達成期限を3カ月前倒して、12月末に84名の客室乗務員を解雇する必要は全くなかったのです。

(3) 本件解雇の真の目的は不当労働行為

被控訴人の目的が、本当に、「必要稼働数を超える人員の削減」にあったのであれば、解雇の必要は全くありませんでした。希望退職やそれ以外の自主退職により、「必要稼働数を上回る余剰人員」はなくなっていたのです。

では、なぜ解雇を行ったのか。それは、高年齢層に多く含まれるCCU組合員を、この機会に排除しようとしたからにほかなりません。解雇された84名のうちCCU組合員は71名でした。年齢基準による被解雇者64名中57名がCCU組合員でした。CCU組合員は被解雇者の約9割を占めました。極めて異常な解雇と言わなければなりません。被控訴人は、希望退職募集の年齢制限を42歳より下に下げようとしませんでした。それは、もし、これを下げてしまえば、削減目標がすぐに達成されてしまい、解雇によってCCU組合員を排除できなくなるからです。

本件解雇は、CCUの弱体化という従来からの労務政策が貫かれたものでした。

本件解雇の目的が「必要稼働数を上回る人員の削減」にあったと認めた原判決を維持できないことは、もはや明白です。

本件解雇は「余剰人員を削減する」ものではなく、「CCU組合員を排除する」も

のだったのです。

(4) 新規採用

本件解雇後、職場は深刻な人員不足に陥り、2012年度中に650名の中途採用が行われました。新規採用者290名もすでに内定しています。さらに、被控訴人は2014年度にも200名の客室乗務員を新卒採用すると発表しています。

このように、被控訴人は、84名の客室乗務員を整理解雇し、まだ係争中であるにもかかわらず、即戦力としての控訴人らを職場復帰させることなく、1100名を超える大規模な人員補充を行っているのです。

(5) 小括

以上のように、客乗裁判では、被控訴人が主張する人員削減計画は既に達成されていることが明らかとなりました。被控訴人は、この控訴人らの主張に対して、未だ反論をできておりません。原判決も、この必要稼働数4120名を前提として、これに対する余剰人員が存在した以上、本件解雇は必要であったとの判断をしていますが、この判断もそもそもの前提が大きく崩れたこととなります。

また、その他にも上記で述べたとおり、被控訴人の主張には、現在までの採用状況等に鑑みても多々問題が生じています。

2 乗員裁判

(1) 整理解雇の必要性について

原判決は、本件解雇が、事業規模に応じた人員体制にするという更生計画の遂行の一環として行われたものであるという点を唯一の根拠として、被控訴人による整理解雇を肯定しました。原判決は、更生計画を上回る収益の発生を理由として、更生計画の内容となる人員削減の一部を行わないことはできないと決め付け、さらには、事業規模に見合わない人員を抱えることは、全ての雇用が失われることにもなる破綻的清算を回避し、利害関係人の損失の分担の上で成立した更生計画に沿うものではない、と、あたかも整理解雇を行わなければ、被控訴人が二次破綻するかのようにも述べています。

これは、会社更生手続における人員削減の必要性の判断、人員削減の必要性を実現するために整理解雇という手段を選択することの適否の判断に当たって、更生計画案提出後の更生会社の業績の回復や財務の改善、人員削減による人件費、営業費用のカット額、それらの営業利益増額への貢献度を考慮しないとするものであり、整理解雇に関する従来判例法理から著しく逸脱するものです。とりわけ、原判決が、控訴人らの解雇時点である2010年12月31日の時点における更生計画の進捗状況、巨額の営業利益を上げていた被控訴人の収支状況を全く無視した点は、控訴審で正されるべきであると強く主張しています。

本更生計画の基礎となった事業計画は、事業規模の縮小やこれに伴う人員削減を、「継続的に利益の出せる経営体制の実現」、「費用削減」、「収支の改善・最適化」の

ための施策として位置づけています。つまり、人員削減計画・目標は、人件費削減によって、事業計画上の目標利益を確保し、更生会社の資金・弁済計画目標を確保するとともに、事業再建の目標を確保することにあるのです。更生債権の弁済、事業再建の観点を度外視して、人員削減それ自体を自己目的化することは現実の事業計画に照らしても明白な誤りです。

(2) 人選基準の不合理性について

原判決は、被控訴人が整理解雇の人選基準とした、病気欠勤・休職等による基準、年齢基準について、誰がそれに該当するかを客観的に判断することができ、解雇者の恣意が入る余地がないことを、その合理性を認める一つの根拠としています。

しかし基準への該当性を客観的に判断できるとしても、そのことのみをもって基準の合理性が論証されたことになりません。過去に、使用者が、客観性の衣をまとって、恣意的・差別的な解雇、あるいは不当労働行為に該当する解雇を行った例は多数あります。

また、原判決は、これらの基準に該当する者は、そうでない者と比べて、被控訴人の将来に対する貢献度において劣後する可能性があることを理由に、基準は合理的であるとした被控訴人の主張をそのまま認めています。

しかし、被控訴人が一方的に選択したある特定の時期における傷病の履歴と将来の貢献度との関係はおよそ不明です。それは、結局、特定の時期の傷病の履歴そのものを理由として解雇することと同じです。同じく、将来の貢献度を理由に中高年者を解雇することも、年齢それ自体を唯一の根拠として解雇することと同じです。これらは、傷病者や中高年者に対する社会的保護の観点を無視する、不当な差別というしかありません。

しかも、被控訴人が、病気欠勤・休職等による基準によって整理解雇を強行したことは、被控訴人会社の運航の安全を確保する見地から病気欠勤・休職等を余儀なくされている運航乗務員の、被控訴人に対する信頼を著しく傷つけ、被控訴人の運航の安全のための、被控訴人、産業医、運航乗務員の協力体制に大きな亀裂をもたらしました。

また、年齢基準による解雇は、経験の蓄積により高い業務遂行能力を有していたベテランの運航乗務員を被控訴人から放逐する結果となり、被控訴人の運航の安全に対する重大な阻害要因となっています。

労働者は、企業に長く勤務して、企業の維持と収益のために貢献するほど、企業に対して、可能な限り長く労働契約関係が維持されるという信頼を持つに至ります。また、企業への長期間の帰属は、労働に価値を置く労働者の社会的な生存の基礎ともなります。労働者の人間としての尊厳や家族・仲間からの尊敬も仕事のありようから評価されるのです。

本件において人選基準として年齢基準、傷病基準を挙げたことは極めて不合理な

ものであります。

(3) 不当労働行為としての解雇

2010年12月31日の解雇当時、JALグループの運航乗務員の人数は、解雇を強行しなくとも既に更生計画上「必要数」とされている人員にまで削減されるか、少なくとも削減される見込みとなっていました。被控訴人は、被控訴人本体の削減目標人数についても、機長の削減目標人数は希望退職により達成されています。

それにもかかわらず、被控訴人が整理解雇を強行したのは、長年にわたって分裂労務政策を推進してきた被控訴人において、乗員組合および機長組合において執行委員を始めとする役職を担い、中心的な活動を担ってきた控訴人ら機長を社外に排除するため、また、スト権行使を背景にして、被控訴人との間での交渉を通じて要求を実現し、労働条件の重大な変更については訴訟を提起してでも被控訴人の対応をただしてきた日本航空乗員組合を弱体化するためです。

このように解してこそ、被控訴人が、本件解雇の時点で今後の人員不足が見込んでいた、あるいは少なくとも容易に予測できたにもかかわらず（このことは、解雇時点では2016年度まではあり得ないとしていた、元訓練生の副操縦士昇格訓練、副操縦士の機長昇格訓練が、2012年中に決定され、一部が既に開始していることから明らかです）、あるいはワークシェアリングを始めとする解雇回避措置を尽くすことで、十分に解雇を回避することが可能であったにもかかわらず、乗員組合との間で、解雇回避についての実質的な協議を拒否したこと、被控訴人が一方的に定立した整理解雇の人選基準の対象者について、2010年10月以降、乗務をアサインせず、退職を求める面談を実施し、乗員組合の度重なる要求を無視して、本件解雇まで乗務させなかったこと、仕事外しによって労働者の尊厳を奪い、そのままでは整理解雇となることを動かし難い前提として突きつけた上で、退職を強要したこと、さらには、乗員組合の、整理解雇に反対する争議権確立のためのスト権投票を妨害し、断念させたことが、一連の流れの不可欠のピースとして、その連関と共に深く理解できるのです。

今年6月に発出された本件に関するILO勧告も、本件解雇において、労働組合を代表して中心的に活動していた者が解雇されたことを問題視し、その解雇の撤回のために、労使が協議することを被控訴人が保証するよう、日本政府がしかるべき働きかけを行うことを求めています。本件解雇に関連して、ILOから意見聴取を求められながら、勧告の内容について「不知」と答弁して羞じない被控訴人の姿勢を裁判所が許すようなことがあってはなりません。

(4) 小括

以上のように、乗員裁判においては、控訴人側は、上記3つの点を大きな柱として、主張をしていきます。特に人選基準においては、運航乗務員にとって、「健康」は安全と不可分一体であり、「少し体調が悪いな」という時には、休むことも職責です。

解雇の人選基準に傷病基準を入れたことの職場及び安全に対する影響は著しいです。昨には、機長が肋骨骨折をしながらも飛行し、何とか羽田に帰り着き、そのまま病院へ直行したという事例も出てしまいました。

空の安全を守るためにも、安全をないがしろにする本件解雇は絶対に許されません。

第4 支援の広まり

控訴審となり、原告団（控訴人団）様々な取り組みを行っていますが、東京高裁での控訴審開始にあわせて「東海道キャラバン」が生まれ、原告団が各地を訪問し、訴えを行い、ますますの支援いただいております。また、同キャラバンを締めくくる「JAL控訴審 勝利とつかむ大集会」には700人が集まりました。

また、控訴審では、原告団・弁護団から行った控訴審の訴訟代理人就任のお願いに対し、現時点（2013年1月12日現在）において、全国から700名以上の先生方から就任の承諾をいただいております。

支援の輪は、ますます広がっております。

第5 さいごに

現在、乗員及び客乗裁判は双方とも東京高等裁判所において第2回口頭弁論期日を控えております。控訴審での闘いはこれからです。

原告団（控訴人団）及び弁護団は、ともに控訴審での新たな視点を強く訴えていく所存です。

この闘いが、今後の労働社会に大きな影響を与えうる闘いであることを肝に銘じながら、私も精一杯取り組んで参りたいと思います。

今後も、自由法曹団の団員の皆様のご支援を、どうぞ宜しくお願い致します。

日本IBM退職強要事件

旬報法律事務所 並木 陽介

1 事件の概要

本件は、日本アイ・ビー・エム(株)（以下「日本IBM」）が2008年10月から組織的に行った退職強要に対する損害賠償を求めて、2009年5月に3人の労働者が提訴した事件である（後に1人が追加提訴し、4人の労働者が原告となった。）。

本件は、東京地裁民事19部（渡辺和義裁判長）に係属し、2011年12月28日に地裁判決、2012年10月31日に高裁判決が出されたが、いずれも以下に述べるとおり不当な内容で労働者らの請求を棄却するものであった。

2 地裁判決について

(1) 地裁判決は、労働者に対する偏見を露わにし、原告の主張する重要な間接事実を無視し、被告の主張を無批判に採用した上、①退職強要の範囲を極めて限定し、②労働者の行為に対する恣意的な評価を行って、請求を棄却するという不当なものであった。本判決の問題点は多々あるが、特筆すべき点は以下の点である。

(2) すなわち、地裁判決は、退職勧奨が違法となる場合について、当該労働者が退職に応じない意思を表明した場合であっても、使用者は直ちに退職勧奨を終了しなければならないものではなく、当該社員に対して、退職するメリット等について「さらに具体的かつ丁寧の説明または説得活動をし…たりすることは、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した態様でなされたものでない限り、当然に許容される」「当該社員が被告に対して…諸事情を検討したこと、…退職勧奨に…応じない方針に変更の余地のないこと…を明確に表明し、かつ、被告に対してその旨確実に認識させた段階で、初めて…違法なものと評価されることがあり得る、ということとどまる」と判示した。

この判断は、労働者が「いかなる場合も（退職）勧奨行為に応じる義務はない」と判示した鳥取県教員事件判決（労判486号）から労働者の権利を大きく後退させるものであった。

これは、労働者が高い待遇を受けていれば精神的重圧を受けることは当然であるとの前提に立ち、また使用者の提案する退職支援が充実したものであり、精神的重圧からも解放されるのであるから退職に応じるべきであるのに、業績の悪い労働者は自らの業績不良を認識せず、高い待遇と恩恵に執着して熟慮しないまま退職を拒否している旨を判示して導いたものであり、裁判長の労働者に対する偏見を端的に表すものである。

(3) さらに、地裁判決は、退職強要面談の際に上司が激昂して激しく足を踏み鳴らし、机を蹴り上げながら「あー、ふざけんなよ貴様！」と大声で怒鳴った行為を「やや興奮した物言いや動作等」としてまったく問題とせず、かえって当該上司の「真摯な質問又は働き掛け」に対する当該原告の回答が「不誠実」「意欲に欠ける態度」と一方的に評価し、当該原告の対応についても「落ち着いた素振りともいえる態度を見せつつ、自らの発言が録音されることを意識して当該上司を挑発する言動をして」いる、と極めて恣意的な事実認定を行っていた。

3 高裁判決

他方、高裁判決は、原告（控訴人、以下同じ）らの主張についても検討する姿勢を見せ、退職強要として違法になる範囲を従来の判例に沿ったものに改め、異常なまでに偏見に満ちた判断を削除するなど、一定程度の前進は認められた。また、高裁判決は、退職勧奨が合理的な目的を欠く場合や、対象者を恣意的に選定して行われた場合には違法と認められる場合がある事を明確に示しており、評価できる部分もある。

もっとも、高裁判決もやはり被告の主張をなおも重視し、労働者の置かれた実態を見落として、原告らの控訴を棄却した。

被告は、退職勧奨の対象とした従業員が退職を拒否した場合、それ以後は表面的には退職を勧奨することを止めたものの、業績改善の名目で業務指示として当該従業員に面談を強要して評価が悪い、悪いと繰り返していた。原告らは、これも退職強要の一環として行われたものであると主張したが、高裁判決は、この実態を見落とし、被告が業績改善を名目として行った面談をそのまま退職強要とは異なる業績改善のための面談であると認定して、労働者が退職を拒否した後も退職強要が行われたことを否定した。

また、原告らの一人に対する面談において上司が取った異常な行動についても、足の踏み鳴らし行為については「威嚇することを意図した動作としては、不自然である」と認定し、「ふざけんなよ貴様！」と大声で怒鳴った行為については不相当・不適切とは認定しながらも、いずれについても違法性を否定した。

その他、原告の業績が他の従業員と比べてより劣っているとは認められないと認定しながらも退職勧奨の対象者としたことを合理的と判断するなど、高裁判決も不当な点が少なくない。

4 今後について

そのため、最高裁判所に対して上告受理申立を行い、本年1月15日に上告受理申立理由書を提出したところである。

日本IBMにおいては、昨年、新たに能力不足を理由として大量の普通解雇を行った。この普通解雇の手法は、突然対象となる従業員を呼び出して解雇を通告し、わずか数日（3ないし4日程度）以内に自主退職をすれば解雇を撤回し、いくばくかの割増退職金を出すことを通告するというものである。通告される解雇理由は、単に抽象的に能力不足というだけで、何ら具体的な事実を示されない。そのため、当該従業員は、突如解雇を言い渡されて混乱している上、解雇を争った場合の見通しも立たずに自主退職へと強く誘導されることとなる。自主退職した場合には、もはや退職を争うことは事実上不可能であろう。

かかる手法は、退職強要という方法から、短期間に、かつ確実に退職に追い込む方法へと転換されたものである。

この普通解雇に対しても、昨年10月に新たに訴えを提起したところである。

このようなIBMの退職強要及び普通解雇は、財界の求める解雇自由社会への流れを強めるものにほかならない。この流れを止め、労働者の権利と生活を守るために引き続き取り組む必要がある。

「アニメ業界には残業代という考えはない！」～スタジオ・イースター闘争

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

1 スタジオ・イースター闘争とは

「名探偵コナン」など人気アニメーションの背景画制作をしている「有限会社スタジオ・イースター」（東京都杉並区）で働く労働者3名が、2012年4月4日、残業代不払いや不当配転、退職強要など違法な職場環境をただし、働き続けられるアニメ業界に変えようと東京地裁に提訴した。

2 前近代的な経営

スタジオ・イースターはワンマン社長による封建的な体質がはじこる会社で、「アニメ業界には残業代という考えはない。」という考えのもとに労働法や人権を守らない前近代的な経営を行っている。

システム管理業務を行う原告Aさんは、2009年6月、退職を希望する社員に有給休暇申請の書類を渡したことを理由に、会社から始末書提出を強要され、降格された。そして、2011年6月には、何の根拠もなく、配置換え及び賃金減額され、他の社員から5メートル離れた場所に机を隔離されたうえ、仕事を取り上げられ社内で待機する状態が今も続いている。

撮影部で働くBさんは、原画やレイアウト用紙をスキャナーでパソコンに取り込む作業に長時間従事し、首、肩、腕にしびれと痛みが生じ、頸椎症と診断された。この頸椎症については、訴訟提起後に労災認定を勝ち取っており、会社での過重労働が原因であることは明らかであったにも関わらず、会社は、「体を壊して残業ができなくなったので、価値がない。」「残業ができないなら会社を辞めた方がいい。」などと言い放ち、賃金減額や退職強要を行った。

仕上り部で働くCさんは、台湾出身で、子どもの頃に見た日本のアニメに憧れて会社に入社した。そんな夢を打ち砕くように、毎日残業を強要され、終電で帰ろうとすると、「なぜ、そんなに早く帰るのか。」と非難された。過酷な労働で、現在、腰痛や睡眠障害を患っている。Cさんは、「日本の素晴らしいアニメは、労働者を犠牲にしないと作れないものなのではないのでしょうか。そうじゃないはずです。」と語っている。

3 裁判上の争点

本裁判における争点は、大きく分けて、①個々人に対するパワハラや賃金減額等の違法性と、②残業代不払いの違法性である。②について、会社側は、主位的に専門業務型

裁量労働制の適用、予備的に固定残業代制の適用により、残業代支払義務はないと主張している。しかし、原告3名の業務は、指示通りに行われるもので自らの裁量は認められておらず、裁量労働制の対象業務（新たなデザインの考案）に該当するものではない（特にシステム管理業務を行っているAさんは対象業務に該当する余地など全くない。）。しかも、裁量労働制の適用要件である労使協定は、2010年の秋で失効しているという驚くべき杜撰さである。また、固定残業代制についても、固定給部分と残業代部分が区分されていないのみならず、就業規則に定められた手続要件を全く満たしていない。このように、会社は、抗弁としておおよそ通らないような主張を繰り返し、ひたすらに原告らの請求を拒んでいるのである。

4 最後に

提訴の直前、原告らは、杉並一般労働組合スタジオ・イースター分会を結成し、6月には、「アニメのまち・杉並」からアニメ業界の働くルールを作っていこうと、映演労連らの協力を受けて、スタジオ・イースター闘争支援共闘会議を結成した。

日本アニメーター・演出協会の調査では、20代のアニメーターの平均年収は110万4000円、30代で219万9000円、厚生年金の加入者は12.8%と、アニメ業界の労働条件は劣悪である。

3名の原告と組合は、以上で述べた過酷な労働下においても決して会社を辞めることなく、組合活動や訴訟を通じて、スタジオ・イースターの違法行為を暴き出し、経営姿勢を改めさせ、ひいてはアニメ業界全体の労働条件の改善を目指して闘っている。

今後とも皆様の一層のご支援をお願いする次第である。

キヤノン非正規労働者 労働委員会で勝利的和解

代々木総合法律事務所 久保木亮介

1 キヤノンとの和解の成立

キヤノン非正規労働者組合は、キヤノン株式会社を相手に、5名の組合員の正社員地位確認訴訟を東京地裁で、正社員化要求の団交拒否など不当労働行為救済命令申立を都労委で争ってきた。昨年12月20日、都労委において和解が成立したので報告する。

労使間の合意により開示できる内容は以下のとおり。

- ・キヤノンは関連会社において組合員2名を正社員として雇用する。
- ・また、キヤノン宇都宮光学機器事業所宇都宮光機第一工場光学製造部製造第二課第2ブロック（当時）における構内請負について、平成19年9月12日付で栃木

労働局長より、労働者派遣法違反が存する旨の是正指導を受けたことを真摯に受けとめ、今後は同様の指導等を受けることのないよう、再発防止に向けた不断の取組を継続する。

・本件紛争が長期化したことについて、労使双方は、遺憾の意を表する。

なお、雇用を実現できなかった3名についても、解決金が支払われることとなった。

2 キヤノン偽装請負・雇い止め解雇争議の概要

そもそも、どのような闘いであったか。以下、概要を振り返る。

(1) キヤノン宇都宮光学機器事業所で「請負」会社の労働者として働いていた非正規労働者が、06年に労働組合を結成、偽装請負の実態を栃木労働局長に告発した。衆議院予算委員会で組合員がキヤノンの偽装請負について実態を公述、当時野党だった民主党の枝野議員がこの問題を厳しく追及するなど、国政問題に発展した。

こうした運動の力と社会的非難の高まりに押され、キヤノンは07年10月に同事業所で働く「請負」社員らを有期契約社員として直接雇用するに至った。

キヤノン職場長の指揮命令のもと長年勤務し、正社員と共に朝礼にも参加し、班長を務める「請負」労働者もいるなど、正社員と何ら変わらぬ実態が続いてきたことからすれば、正社員として直接雇用するのが本来当然であった。

(2) しかし、直接雇用後、偽装請負の謝罪と正社員化を求める組合に対し、キヤノンは団交事項とすることすら拒否し続けた。以前は応じていた事業所内での団交も拒否するようになった。そこで組合は、08年12月に都労委に不当労働行為救済命令を申立てた。さらに、09年6月に組合員5名が東京地裁の正社員の地位確認訴訟を起こすと、9月に報復的に「雇い止め」＝解雇された。

東京地裁では栃木労働局の調査資料の文書提出命令を勝ち取り、偽装請負の実態を具体的に追及した。都労委では組合員らや会社担当者らの1年にわたる尋問により、団交での会社側の不誠実な言動や、正社員登用試験における組合員の差別的取扱いなど不当労働行為の実態を浮き彫りにした。

労働組合の上部団体の枠を越えてキヤノンに対し総行動が取り組まれ、全国での抗議行動も行われた。韓国の非正規労働者の闘いと国際連帯も築かれた。

(3) 12年4月から都労委の勧告を受け和解交渉が始まった。キヤノンは、雇用は一定認めるものの低い解決金で終結させようとした。組合は、長年の偽装請負に対し違法を正そうとした組合員に対し不当労働行為を行い解雇した責任を踏まえ、公正な解決をするよう繰り返し要求した。交渉の大詰めでは1ヶ月の間に800団体の団体署名、51名の学者・法律家・文化人の共同アピールが出された。こうした粘り強い取り組みの結果、裁判所から当初出された提案を上回る和解案を都労委に出させ、上記の内容での和解を実現した。

4 今回の和解の意義

松下 PDP 最高裁不当判決（09 年 12 月）以後、偽装請負に対し正社員化を求める類似の訴訟において不当な下級審判決が続いている。立法府でも、偽装請負・派遣法違反に対し正社員化を義務付ける法改正はいまだ実現していない。かかる立法府、司法府の現状、非正規問題を巡る労使間の現在の力関係を踏まえれば、関連会社とはいえ正社員雇用実現を含む今回の和解は、勝利的和解と評価できる。

09 年 8 月末の解雇以来 3 年 4 ヶ月、5 名の組合員と家族は、筆舌に尽くしがたい苦勞に耐えて闘いを続けてきた。1 名は重い病のため和解の場に出席できなかった。しかし、解雇後も団結し励ましあい裁判、労働委員会、本社前行動、株主総会とあらゆる場面で不屈に闘いつづけた。この組合活動と全国の支援が今回の和解に結実した。

今回の和解が、非正規を含む多くの労働者を勇気づけ、さらに高い水準の勝利、すべての争議の勝利につながってゆくことを切に願う。

なお、本件の弁護団は 5 名。萩尾健太団員（渋谷共同 L0）の尽力（粘り強い勧誘）のもと、笹山尚人団員（東京法律 L0、本訴主任）、横山雅団員（東京合同 L0）、雪竹奈緒団員（旬報 L0）、久保木団員（代々木総合 L0、都労委主任）が結集し、闘い抜いた。

社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在

東京法律事務所 中川 勝之

はじめに

2010 年 1 月 1 日、日本年金機構が設立され、社会保険庁廃止に伴い、2009 年 1 月 31 日付けで 525 名の社保庁職員が分限免職処分を受け、100 名以上の元社保庁職員が失業状態となった。これに対し、2010 年 1 月 18 日、全厚生労働組合に結集する元社保庁職員が人事院に審査請求し、全厚生闘争団は総勢 39 名となっている。2011 年には全国各地で人事院の口頭審理が行われ、2012 年 2 月 27 日、28 日には 4 名の追加証人について尋問が行われた。そして、2012 年 12 月 26 日、全国 8 事案について東京で口頭による最終陳述が行われ、2013 年 1 月 28 日をもって結審となった。

以下、社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在について、人事院口頭審理の到達点を中心に報告する（2010～2012 年の特別報告集も参照されたい）。

1 経過

2007 年 7 月 6 日 日本年金機構法公布

2008 年 7 月 29 日 日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（閣議決定）

2010 年 1 月 18 日 31 名が審査請求（後の審査請求含め全厚生闘争団は 39 名）

2010 年 7 月 23 日 京都の全厚生闘争団が分限免職処分取消訴訟を京都地裁に提訴

2011年 2月 2日 釧路社会保険事務所等併合事案，口頭審理開始（4日まで）
 2011年 2月 22日 埼玉社会保険事務局事案，口頭審理開始（24日まで）
 2011年 5月 9日 社会保険業務センター事案，口頭審理開始（11日まで）
 2011年 5月 31日 東京社会保険事務局等事案，口頭審理開始（6月2日まで）
 2011年 9月 1日 京都の全厚生闘争団1名につき人事院が懲戒処分取消の判定
 2011年 12月 15日 北海道，大阪，香川の全厚生闘争団が処分取消訴訟を提訴
 2012年 2月 27日 社会保険業務センター事案，追加4名の証人尋問（28日まで）
 2012年 10月 22日 香川の全厚生闘争団1名につき公務災害認定
 2012年 12月 26日 全国8事案について東京で口頭による最終陳述

2 追加証人尋問で一層明らかになった解雇の不当性

（1）画期的な追加4名の証人尋問

弁護団は，全国的に証人となった社会保険庁総務部の藤原人事調整官による尋問だけでは厚生労働省はもちろん，社会保険庁による分限免職回避努力が明らかにならないとして，2名の厚生労働大臣を含む追加証人の尋問を強く要求していた。その結果，厚生労働省大臣官房人事課の課長であった唐澤証人及び宮野証人，社会保険庁総務部総務課の課長であった樽見証人，そして，業務センター事案でも証人となった中山証人を尋問することとなった。東京1か所での集中的な尋問で全国から弁護団が集まり，初日は午後10時ころまで行われたが，証言は解雇の不当性を一層明らかにするもので，大変な成果を挙げた。

（2）残務整理定員を使わず，分限免職を強行

従来，処分者は，社保庁が廃止されるから「廃職」にあたり，請求者らの分限免職をなし得るとしてきた。特に，藤原証人は，2010年1月1日以降は社保庁が廃止される結果，社保庁職員は全員が分限免職の対象になり，雇用を継続する途はないと証言していた。

しかし，実際は，2009年度予算で，「社会保険庁廃止に伴う残務整理のための定員の振替3カ月措置」として，2010年3月まで，年金局10人，地方厚生局103人の定員が確保されていた。「厚生労働省に残務整理定員というのを認めてもらいまして，これが22年の1月から3月までの3か月間というのを21年度の組織転任要求をするときに査定官庁である行政管理局に要求をして認めてもらった」というのである（樽見証人）。

よって，2009年末の段階で「廃職」に当たることはありえない。新年度開始まで努力すれば十分に社保庁職員の転任ないし配転が可能であったのである。

しかし，厚生労働省は，社保庁職員の分限免職回避よりも，雇用問題についての責任を免れることを最優先した。このことは，以下の樽見証人の証言にもよく現れている。

「そういう人が出れば，そこの中から回すというのは一面では出来るという事だと思いますけれども。ただ一方で，逆に抱えておいて，3月末日で例えば分限免職という事ができるかというのと，3月末日になると組織の改廃・定員の変更があったというふうに，社会保険庁が無くなったのは12月末なので，それとの関係で3月末まで引っ張って分限免職

ってというのが同じように出来るかというような問題もありましたので、ここは結果的には、使えなかったのは残念だと私今でも思っていますけど、使えなかったという事だと考えています。」「例えば旧社会保険庁の職員で国に転任した職員を、日本年金機構の方へ例えば130人程度出向させる。その間、穴になる所については、臨時の職員という事で埋めると言ったような事を含めて、12月31日を終期として行き先のない職員について、どれだけ職を提供できるかという事を一生懸命やってきたわけですので、12月31日の時点で整理をつけたという事です。」

（３）年金機構の正規職員を社保庁から追加採用せず

年金機構は、「基本計画」で、設立時点の社保庁職員からの正規職員を9880名程度と定めたが、2度の採用内定の合計が208名不足の9672名であった。しかし、有期の准職員の追加採用は行ったものの、内定辞退続出とも言われていた中、正規職員の追加採用は行わず、設立時点の社保庁職員からの正規職員は9499名であった。実に381名の不足であり、辞退者等が173名であった。樽見証人は正規職員の追加採用は「間に合わない」と証言したが、「基本的には同じ」手続と証言した准職員の追加採用はなされた。正規職員の追加採用をことさらせずに分限免職対象者を増やしたのである。貴重な人材喪失の結果、年金機構の正規職員の欠員は設立時点から現在まで続いており、サービス低下の一因ともなっている。

（４）年金機構への出向による欠員を補充せず

厚生労働省は、年金機構に対し、その設立時の欠員を埋めるべく、年金記録問題への取組体制強化のための支援として130名、年金事業の安定的運営のため17名の合計147名もの出向を行った。その上で、出向者の穴埋めとして非常勤職員を採用した。しかし、年金機構への出向者の年金機構における業務及び厚生局における担当予定業務は恒常的業務であり、非常勤職員の採用による穴埋めは常用代替であった。

（５）厚生労働省への転任の不公平が一層明らかに

ア 面接結果下位の職員が転任する逆転現象も存在

請求者らの面接票は書証として提出されていたが、弁護士及び人事院の要求により、業務センター及び各地方厚生局ごとの厚生労働省への転任の内定者等の評価、級別分布の表が追加4名の証人尋問の直前に提出された。この表により面接結果下位の職員が転任する一方、面接結果上位の請求者が転任することなく分限免職処分となった逆転現象が存在することが明らかになった。もともと面接要領はAからEまでの5段階評価を指示していたが、地方によってはA、B、Cをさらに細分化する等、全く不統一な評価が行われており、約10分間の面接自体、不公平なものであった。しかし、その面接結果を前提としても面接結果の評価順に採用されていたというのが中山証人の証言であったが、再び証言をした中山証人は逆転現象を明らかにした表を見せられ、絶句するに至った。処分者は、内定者を「総合的に勘案して」選考したと弁解しているが、これは結局のところ基準がなく不公平な手続をしたことの自白に等しいものである。

イ 追加内定

2009年5月18日に厚生労働省への転任内定がされた後に、分限免職処分までの間に77名もの地方厚生局及び本省への追加内定があった。しかし、新たに面接が実施されるわけでもなく、77名の職員が追加内定されて、他の職員が追加内定されなかったのは明らかではない。前記逆転現象があった地方では、面接結果上位の請求者が転任することなく分限免職処分となった一方、面接結果下位の職員が追加内定により転任したことも明らかになった。

ウ 労働局への転任

労働局は2万人以上の規模を誇る内部部局であるが、転任者数はわずか66名であった。6000名をこえる転任希望者はほとんど労働局への転任も希望したと考えられるが、処分者は級や船員保険業務経験の有無等によって面接対象者自体をわずか218名に絞り込み、面接をして選考した。実際には、船員保険業務経験があった請求者であっても面接対象者としなかった地方もあつたり、面接票は全国的に統一されていなかったり等、地方厚生局への転任以上に一層不公平な実態であった。

3 今後の取り組み

(1) 年度内にいくつか判定か

弁護士や全厚生闘争団の人事院に対する要請の中では、人事院は早期判定に向け鋭意検討していると対応しており、2013年3月末までには何人かの請求者らについて判定が出されることが予想される。

分限免職処分取消の判定であれば、処分者は争う手段はない。京都の全厚生闘争団1名は懲戒処分があったため、年金機構への応募資格がなく、転任もなされず分限免職処分を受けた。しかし、前提となる懲戒処分について審査請求をしていたところ、その懲戒処分が取り消され、分限免職処分の前提が欠けることになった。全厚生闘争団はさっそく分限免職処分取消、年金機構採用等の全面解決を厚生労働省に求めてきたが、厚生労働省は判定待ちの対応であった。かかる請求者の取消判定は早急になされるべきである。

分限免職処分承認の判定であれば、訴訟を検討することになる。既に北海道、京都、大阪、香川では訴訟提起がなされている。

(2) 人事院闘争に勝利して公務員攻撃を跳ね返し公共サービス拡充を目指す

政府は、復興を口実に国家公務員の賃下げを強行し、これに対し、国家公務員及び国労連が違憲訴訟を提起した。独立行政法人改廃、出先機関廃止、さらには道州制といった公共サービス破壊、さらには公務労働者首切りといった公務・公務員攻撃は厳しさを増しているが、反撃も始まり、運動も広がりつつある。

解雇の不当性は明らかであっても、このような世論の中で人事院が処分取消の判定をすることは容易ではない。弁護士は闘争団とともに運動を広げて人事院闘争に勝利し、公務・公務員攻撃を跳ね返して公共サービス拡充を目指す次第である。

東京都消費生活相談員ユニオンに対する 団交拒否事件の報告

東京法律事務所 青龍 美和子

1 東京都専務的非常勤職員の5年雇止め問題

東京都には、東京都ウィメンズプラザ相談員など、都が直接雇用する専務的非常勤職員が1000名以上在籍しており（2013年1月1日付団通信1439号に挙げた298名という人数は、今年度雇止めになるとされる数字であり、訂正する。）、その職員の人事給与等を規定する実質的な就業規則に当たるものとして、「専務的非常勤職員設置要綱」（以下、「要綱」という。）が定められている。専務的非常勤は地方公務員法第3条第3項第3号に定める特別職の非常勤職員で、労働基準法等の適用がある。

従前、専務的非常勤職員は、1年の有期雇用ではあるが、希望者は全員65歳まで雇用継続されてきた。しかし、東京都は、2007年に要綱の一部改訂により更新を4回まで（上限5年）に制限した。

2 東京都による団交拒否

そこで、相談員たちは労働組合（東京都公務公共一般労働組合の分会「東京都消費生活相談員ユニオン」、以下「組合」という。）を結成し、東京都に対し団体交渉を申し入れた。しかし、東京都は、次年度の雇用関係がないから労組法上の「使用者とはいえない」とか、更新は管理運営事項であるから「義務的団交事項にはあたらない」等の理由によって組合との団体交渉を拒否してきた。

一方で、正規の都庁職職員団体とは事前に情報を提供し協議を行っており、組合をことさらに排除する扱いをしている。都はこれまでも正規職員団体だけを相手とし、組合に対し差別的扱いをしてきた。このような都の対応は、非正規労働者が作る労働組合の要求実現及び労働組合の団体交渉権を否定するもので、明らかな不当労働行為である。

3 従前の経過

このような団体交渉拒否に対し、2008年、組合は都労委に不当労働行為救済命令申立。2010年6月、都労委が不当労働行為と認定し救済命令を発令。2011年11月、中労委が都労委の命令を支持し東京都の再審査申立を棄却。2011年12月、東京都が中労委命令を不服として、東京地裁に提訴。そして、総選挙翌日の2012年12月17日、東京地裁民事36部（竹田光広裁判長）は、都の請求を棄却する勝利判決を下した。

4 地裁判決の意義

今回の地裁判決は、都労委、中労委で組合側が主張立証し認められてきた相談員の業務内容や雇用実態をしっかりと事実認定し、都側の主張を全面的に退けた。

すなわち、要綱改訂により雇用の更新が4回までとなったとしても次年度に「再度任用される可能性は高い」から、「次年度も労働契約関係にある現実的かつ具体的な可能性がある者として労組法七条の使用者に該当する」と判断した。

また、「更新に関する取扱いも原告との任用関係における専務的非常勤職員の待遇の内容を構成する」として、「勤務条件の重要な変更にあたる」から、管理運営事項ではないと判断し、5年雇止や要綱改訂に関する議題が義務的団交事項にあたると認めた。

昨年の労働契約法の改定により、5年を超えて反復更新された有期契約労働者が無期転換申込権を行使することができるようになったことから、本件東京都のような更新回数に上限を定める不更新条項を脱法的に入れる使用者が出てきている。その中で、公務の現場でも、更新に関する取扱いを議題とする団体交渉の拒否が違法であると認め、団体交渉により不更新条項を撤回させ雇止めを防止する道筋が示された今回の判決は、労働組合の役割・力の重要性を明らかにし、今後の労働にとって重要な意義を有すると考える。

5 今後のとりくみ

2012年12月27日、東京都は控訴し、行政訴訟は東京高等裁判所に舞台を移した。組合及び弁護団は、国（中労委）側の補助参加人として本件の早期解決を目指して一層奮闘する決意である。

また、東京都は組合との協議の場を設定するようになったものの、任用や給与に関する最終的な決定権限をもつ総務局を団体交渉に出席させないという問題が生じている。交渉の場で、所属局の上司が「雇止めの心配はない」と言い続けていたが、決定権限がなければ意味がない。そこで、組合は、不誠実団交を理由に、他の非常勤職員の組合員とともに、新たに都労委に不当労働行為救済申立てをし、現在調査が進行中である。

組合員は、20年以上相談員として働いてきた者をはじめ長年の勤務経験から専門的で高度な知識や能力を持ち、専門家とのネットワーク作り、他の自治体の相談員へのアドバイス、講演活動など、都民・消費者の権利保護・救済のために大きく貢献している。にもかかわらず、彼女たちは昇給も退職金もなく、突然の雇止め制度導入に大きな不安・不満を抱えている。現在では、今年度で上限の4回目の更新となった相談員たちが全員公募となり、次年度の再度任用につき大きな不安を抱えている。また、団体交渉を拒否されたまま年度途中での一方的な賃下げという不当な扱いを受けている。

このような状況を変え、実効性のある団体交渉を実現するために、行政訴訟と都労委とで勝利し、非正規労働者全体の権利向上にもつなげたい。

京王新労 賃金・昇進差別事件

三多摩法律事務所 小川 杏子

1 前争議勝利解決後も続く組合攻撃

2000年、京王電鉄は、バス部門を分社化し、それに伴って労働条件を大幅に切り下げるリストラ案を提案した。電鉄労組は、たたかわずして了解したが、これに反対する労働者が、2001年11月、電鉄労組を脱退して京王新労働組合（以下「新労」）を結成した。会社は、新労結成当時から、一時金の不支給、自宅待機、出向など、新労に対してすさまじい攻撃を続けた。しかし、新労は、全労連の全日本建設交運一般労組（建交労）に加入し、地域の支援を受け、分社化に反対し争議を支援する全都的なたたかいで反撃した。そして、2004年12月、全員の職場復帰を含む勝利解決を実現した。

ところが、会社は、新労組合員が職場に復帰してからも、組合員を小金井営業所の職場に封じ込め、職場で電鉄労組員と一切接触させないなど隔離政策を徹底し、新労組合員に対する不当処分を次々とおこなった（不当処分に対する訴訟だけでも別途数件が係属中）。そして、賃金・昇格においても、新労の自宅待機中に導入した昇給昇進基準・評価制度の恣意的な適用により、新労組合員をあからさまに差別する攻撃を続けた。新労組合員は、新労結成後11年間、昇進者は皆無に近く、新労結成後に開始された賃金の差別が、電鉄労組組合員と比べて年間で30数万円以上にも拡大されている。

2 新労組合員に対する賃金・昇格差別とその不合理性

会社は、電鉄労組組合員と新労組合員の賃金・昇格に差が生じている理由として、新労組合員の査定が低いことをあげる。すなわち、会社は、本来の年功賃金制度に査定を導入し、その新たな賃金制度を前争議の自宅待機中から適用したうえ、新労組合員の査定が低いことを理由にして差別しているのである。しかし、そもそも、組合員は路線定期バスの運転手である。バス運転手の仕事は、お客様を安全かつ確実に目的地まで輸送するためのバスの運行であり、その業務をこなしていれば、それ以上に格差をつける合理的な理由はほとんど存在しない。ところが、会社は、バス運転手が行う車内アナウンスの頻度が多ければ多いほど、また時間外労働時間が多ければ多いほど高い査定をつける。車内では、停留所の案内など必要とされるアナウンスは録音テープによる自動放送が流れるシステムになっており、（具体的状況に応じて必要な場合は別として）さらに重ねて肉声によるアナウンスを実施する必要はない。かえって、会社が評価する間断ないアナウンスや時間外労働は安全運行を阻害するものであり、査定の不合理性は明確である。会社は、安全運転を重視し労働条件の向上を求める新労組合員に対して恣意的な査定を行い、露骨な差別を拡大させているのである。

3 都労委への不当労働行為救済申立

2009年10月6日、新労及び建交労東京地本は、組合員26名に対する会社の賃金・昇格差別の是正を求めて、東京都労働委員会に不当労働行為救済を申し立てた。相手方会社は、元々所属している京王電鉄、出向先の京王電鉄バス、京王バス小金井である。

求めている救済命令は、①組合員26名に対する賃金差別について差別賃金の支払い、②職能等級、昇給額号数の是正、賃金の是正、③組合員に対する賃金・昇格など差別の禁止、④ポストノーチスー誓約書の交付、掲示である。さらに、⑤定年後の雇用延長差別、⑥新労結成前からの組合活動を理由とした賃金差別（4名）についても、救済申し立てを拡張した。

4 労働委員会の調査・審問手続の経過

労働委員会では、2010年の調査段階で総論的な主張を尽くし、2011年は6期日にわたり4名の尋問を実施した。

調査では、組合側の主張・立証を積み上げるとともに、会社のバス乗務員全員について格付けの実態を一定程度開示させることができ、それに基づき電鉄労組組合員と新労組合員の査定差別の事実を外形的に明らかにした。

審問では、組合側申請証人である新労執行委員長のほか、電鉄労組組合員、関東バス労働組合のもと執行委員長の証言を通じて、会社による組合攻撃の不当労働行為性、査定の不合理性を明らかにした。さらに、会社側申請証人である京王バス小金井の代表取締役の尋問により、会社の新労嫌悪の姿勢がより浮き彫りになった。

審問後、労働委員会では、結審直前まで話し合いによる解決を試みた。その過程で、会社は、査定の基準とされている評価制度が就業規則でないことを明確に認めた。それでも会社は、格差是正を全面的に否定する態度に固執し、話し合い解決の枠組みをつくることは困難となった。そこで、2012年6月18日、最終陳述書を提出するとともに結審した。現在、労働委員会の命令待ちの段階であるが、この間も差別は継続しており、同年11月、差別賃金の支払等を求めて追加申立をした。

5 差別是正をめぐるたたかいの意義

労働委員会への救済申立は、2002年から拡大・蓄積されてきた大幅な賃金差別により、仕事上、生活上の困難を強いられている組合員の救済にあることは第1であるが、それがすべてではない。本件申立の意義は、労働組合に対する組織的な差別攻撃に対する反撃である。つまり、①利益を優先させて労働者に犠牲を強いる会社に異議を唱える労働組合、バス乗務員の生活を守るために労働条件の維持向上を求める組合活動に対する攻撃を許さず、労働者の団結権を守り抜くこと、②不合理な評価を是正させ、バスの安全運行と良好な職場環境を実現することを目指している。

新労の支援共闘会議の結成から間もなく1年が経つが、この間、定期的な会議、京王本社前行動などの取り組みを続けてきた。比較的近い時期に労働委員会の命令が出されることが予想されるが、引き続き、争議の全面解決を図るため、支援団体とも連携し、世論をもって会社を包囲すべく運動を展開していく予定である。東京支部の皆様の大きなご支援、よろしくお願いいたします。



◇貧困・市民・環境

公害被害者の救済制度を求めるたたかい

渋谷共同法律事務所 原 希世巳

1 東京都のぜん息医療費全額助成制度を守るたたかい

昨年の総会議案書で、東京都はぜん息医療費助成制度の五年後見直し期限（平成 25 年 8 月）以後の制度のあり方について、一部自己負担導入を考えている可能性が高いことを報告した。昨年 1 月、東京都は今後の制度のあり方として、①一部自己負担にして制度を存続させるか、②200 億円の財源が無くなった時点で制度を終了させるか、との選択肢しかないとの考え方を明らかにした。

東京大気裁判の和解によって勝ち取ったこの制度、そしてこれにより 7 万人以上の患者を救済し、病状の改善など大きな社会的成果を上げてきたこの制度を、潰してはならないと、患者会・弁護団は様々な運動を展開した。

まず「石原都知事に宛ての患者による直筆の手紙運動」をスタートさせ、わずか 1 週間程度の間に 61 通もの手紙を集め、これを 12 月の東京都との制度問題連絡会で提出した。その後もこの手紙運動は継続され、昨年 8 月までで合計 623 通（東京だけでも 340 通）を提出した。

また東京保険医協会、東京民医連の協力を得て、条例認定患者約 2000 人からアンケート調査を回収し、現在の無料制度が有料化される危機にあることを訴えた。アンケート回答者の約半数 1000 人の患者から、自宅連絡先を明記して、運動への協力、資料の送付の申出があった。何人もの患者から「この制度が皆さんの裁判のたたかいによって作られたことを初めて知った。この制度を維持するためできるだけのお手伝いをしたい」との声が寄せられ、署名や宣伝行動、座り込みにまで参加する新たな患者の層が生まれた。

患者会は昨年 8 月まで都庁前の座り込み・宣伝行動を 7 回にわたっておこない、終盤には参加者は 200 名近くに広がり、その様子は、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、東京新聞などで報道された（東京新聞は 2 頁立ての特集）。その後朝日新聞社は、ぜんそく医療費救済制度の重要性を訴えるシンポジウムを開催している。

また、都内 52 の地域医師会に患者が何度も足を運んで訴えて、9 月までで 16 の医師会（現在では 19 医師会）から制度維持への賛同署名を得た（その後本年 1 月時点では 23 の医師会に広がっている）こと、都議会各会派にも協力を要請し、特に自民党とは党三役との懇談会を実現したことなど、幅広い方々の協力を得て東京都に制度存続を迫った。

9 月 25 日の都議会代表質問では自民党、公明党がこの問題を取り上げ、期限の平成 25 年 8 月以降見直しの検討作業を始めること、以後も患者に急激な影響は出ないように対

処する旨の答弁を引き出した。そして同月 27 日の対都交渉で、見直し結果が出るまでの全額助成を継続すること、平成 25 年度は全額補償を前提に予算請求することが約束された。こうして、平成 25 年 8 月からの一部負担導入等の動きは阻止された。

このたたかいは、何よりも裁判大詰め段階を彷彿させるような患者たちの必死の行動と、この制度が果たしてきた優れた社会的役割が、広く世論を動かして大きな成果につながったもので、極めて意義深いものがある。

2 今後の救済制度のたたかいの課題

「見直し問題」は解決したわけではない。平成 26 年度以降はどうか未定であり、恒常的な財源が確保されていない本制度の存続はますます厳しくなっていくであろうことは明らかである。

東京の患者会は、「とにかく 1 年間の運動期間を得た、この 1 年で国の救済制度創設の展望をどうしても築かなくてはならない」との決意で運動を継続している。

とりわけ国会議員にこの問題についての理解を広げ、請願署名の紹介議員をお願いする活動に力を注ぎ、請願紹介議員は、解散前の段階で 62 名にまで広がった。その顔ぶれはほとんど全ての会派を網羅しており（当時 11 会派）、各会派の有力議員何名かとは、超党派の議員連盟を目指した相談が始められていた。

新しい国会になって、3 分の 1 くらいの紹介議員が消えたものの、引き続き国会要請、地域の議員事務所への要請を繰り返して、国会内の世論を作っていく活動を進めている。

東京生存権裁判 最高裁判決について

東京生存権裁判弁護団事務局長

湧上 隆

1 生存権裁判とは

生存権裁判とは、生活保護の老齢加算の減額・廃止を内容とする生活保護決定の取消しを求める行政訴訟である。2005（平成17）年4月に京都在住の原告が提訴したのを皮切りに、全国9地裁（京都、秋田、広島、新潟、福岡、東京、青森、神戸、熊本地裁）で提訴され、100名を超える原告が裁判を闘ってきたが、このうち、高裁で原告側が敗訴していた東京訴訟と高裁で原告側が勝訴していた福岡訴訟がそれぞれ最高裁に係属していた。

そして、昨年2月28日、東京訴訟について各地訴訟の中で初めての最高裁判決が第三小法廷により言い渡され、原告側敗訴が確定した。その後、同年4月2日には、福岡訴訟について最高裁第二小法廷は原告側勝訴の福岡高裁判決を破棄して、事件を福岡高裁に差し戻した。

2012年12月末現在、京都訴訟が最高裁第一小法廷に、福岡訴訟（差戻審）、広島訴訟、新潟訴訟がそれぞれ高裁に、秋田、青森、神戸、熊本の各訴訟がそれぞれの地裁に係属している（そのうち秋田、青森訴訟は結審済み）。

2 老齢加算とは、

老齢加算は、加齢に伴う心身の変化により生じる特別の需要を満たすために、原則70歳以上の生活保護受給者に支給されていたものである。この老齢加算は1960（昭和35）年に創設され、以後、数度にわたりその合理性、必要性についての検証、確認を経つつ、40年以上にわたって存続、維持されてきた。

ところが、2003（平成15）年に小泉内閣は、老齢加算廃止の方針を打ち出し、翌2004（平成16）年度から段階的に老齢加算を削減し、2006（平成18）年度には完全にこれを廃止した。その結果、高齢生活保護受給者は生活扶助費の約2割がカットされ、厳しい生活を強いられることとなった。

3 本件訴訟の意義

これまで、生活保護に関して多くの裁判が闘われてきたが、その多くは運用等の違法を問うものであり、生活保護基準そのものの当否を問う裁判は朝日訴訟以来なかった。他方、本裁判は正に生活保護基準そのものを問うものであり、憲法が保障する生存権の内実を問うものである。その意味で、私たちはこの裁判を「生存権裁判」と名付けている。

政府は、老齢加算廃止を皮切りに、母子加算についても段階的廃止を行い、さらには、基準生活費本体の引き下げに着手しようとした。しかし、結局、基準生活費の引き下げについては断念せざるを得ず、母子加算については政権交代後に「復活」した。本「生存権裁判」が、こうした政府の一連の生活保護切り下げ政策に一定の歯止めをかける役割を担ってきたものと自負するものである。

格差と貧困が広がる中、最後のセーフティネットとしての生活保護制度の重要性は論を俟たないが、それにとどまらず、生活保護制度は最低賃金、社会保障給付、保険料・税等の負担など他の諸制度・諸施策と連動しており、保護基準の変更は国民生活全般に重大な影響を及ぼす。本「生存権裁判」は、政府の誤った生活保護切り下げ政策を根本から転換させ、国民の生存権を保障する上で重要な意義を有していたし、現在、再び、生活保護基準引き下げが議論されている中、その重要性は益々高まっているといえるのである。

4 東京訴訟・最高裁判決の問題点

そして、昨年2月言い渡されたのが東京訴訟・最高裁第三小法廷判決であるが、これは結論において不当であるだけでなく、その内容も極めてお粗末なものであった。

(1) 朝日訴訟最高裁判決に全く触れず

本件では、朝日訴訟最高裁判決が「傍論」として示した「何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、いちおう、厚生大臣の合目的的な裁量に委ねられており、その判断は、（略）、直ちに違法の問題を生ずることはない。ただ、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界をこえた場合または裁量権を濫用した場合には、違法な行為として司法審査の対象となることをまぬかれない」との基準が適用されるのかが問題であった。この点、東京高裁判決は朝日訴訟最高裁判決が示した基準は本件でも妥当すると明言して、原告側を敗訴させた。これに対して、私たち原告側は、同判決には判例としての拘束性がないことなどを上告理由の第1点として主張し、小法廷ではなく、事件を大法廷に回付して審理を行うべきであると主張した。

ところが、第三小法廷判決はこうした論点に全く答えず、朝日訴訟最高裁判決については全く触れないまま、原告側の上告を棄却したのである。

しかも、第三小法廷判決は、朝日訴訟最高裁判決には敢えて触れず、それに代わるものとして、障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止規定の合憲性が争われた堀木訴訟最高裁判決を引用して厚生労働大臣には専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められる旨判示したが、堀木訴訟は立法裁量が問題となった事案であり、一応の民主的コントロールが及んでいる立法府の裁量と行政の裁量とは同列に論じることが不適切であって、不当であるというべきである。

(2) 生活保護法 56 条の適用の有無について法解釈の根拠を示さず

また、本件は生活保護基準の切り下げの違法性が問題とされている点で朝日訴訟とは異なるものであるため、私たちは、「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはない」とする生活保護法 56 条（不利益変更禁止の原則）違反を主張した。そして、この法 56 条については、それが保護実施機関のみを拘束するものなのか、厚生労働大臣の保護基準定立行為についても適用があるのか法律上の争点となり、東京高裁判決はこれを否定する一方、同種訴訟で唯一勝訴していた福岡高裁判決は、厚生労働大臣の保護基準定立行為にも法 56 条を適用ないしは準用して、同条にいう「正当な理由」がない限り、保護基準の不利益変更は違法となるとしていた（ただし、後に最高裁第二小法廷は同判決を破棄し、福岡高裁に差し戻した）。ところが、第三小法廷判決は厚生労働大臣による保護基準変更行為に、法 56 条が適用されないことを断言するのみであった。

しかしながら、前記のとおり、東京高裁判決と福岡高裁判決は法 56 条の適用の有無について正反対の見解を示していたのであるから、たとえ結論として法 56 条の適用を否定するとしても、その理由、根拠は全を示すのが最高裁の任務のはずである。ところが、第三小法廷判決はそうした任務を全く果たさなかったのである。

(3) 恣意的な事実認定により行政を追認

このように、第三小法廷は、最高裁に期待される「憲法の番人」、法解釈の統一という役割を全く果たさぬ一方、法律審であるにもかかわらず、原審ではほとんど争点となっておらず、被告当局側もまともに主張していなかった事実を裁量権行使の適法性を基礎づける事情として恣意的にとりあげ、厚生労働大臣の行為を追認したのである。

5 今後について

こうして、東京訴訟は残念ながら原告側敗訴が確定しまった。そして、今後、各地で行われている訴訟に対しても本判決が影響を及ぼすことは避けがたい。しかしながら、上記のとおり、第三小法廷判決は単に結論が不当だけでなく、内容としても極めて杜撰、お粗末なものである。そこで、その不当性を各地訴訟でも訴えていく所存である。

生活保護基準引き下げを阻止する運動の強化を

三多摩法律事務所 田所 良平

「構造改革」の復活で格差・貧困のいっそうの拡大が懸念される中、保護基準の引き下が強行される危機が現実のもとして迫っている。阻止するたたかいの強化が急務である。

1 情勢

(1) 5年に一度の保護基準の「検証」

2006年12月、厚労省社会保障審議会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が、5年に一度の「検証」の必要性を提起した。これを受け、2007年に第1回目の「検証」が行われて基準の引き下げが画策されたが、反対運動によって阻止された。2度目の「検証」のため、2011年3月に社会保障審議会内「生活保護基準部会」が設置され、2012年内の「検証」に向けた議論が開始された。なお、2011年4月には、「生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会」も設置され、就労支援強化等の「生活保護制度の見直し」が議論されている。

(2) 自民党案発表直後に加熱したバッシング報道

2012年4月、自民党が生活保護給付水準の10%引き下げ等をうたった政策を発表した。直後の5月、お笑い芸人の母親の生活保護受給（※不正受給ではない）を問題視する報道がなされ、これを契機として、マスメディアは生活保護バッシングを一斉に展開した。

(3) 税と社会保障一体改革推進法案

生活保護バッシングをテコに、2012年8月成立の社会保障制度改革推進法案附則においても、「生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと」等が盛り込まれた。

(4) 2012年総選挙後の動き

自公の連立政権合意でも、「生活保護については不正受給対策を徹底するとともに、自立・就労支援などの支援施策と併せて、その適正化に向けた見直しを行う」ことが合意された。

厚労省は、2013年度予算案で生活保護費を削減するべく、総選挙で停止されていた生活保護基準部会を2013年1月16日に開催して「報告書案」を提案し、わずか2日後の同部会で了承を得た。これを受け、厚労大臣は基準引き下げを明言している。1月末には、生活保護費を削減した予算案が閣議決定され、国会での審議に付されることになる。国会で予算案が可決されれば厚労大臣によって保護基準引き下げの告示が強行されてしまう可能性が極めて高くなる。

これを阻止する運動を強化することが急務である。

2 基準引き下げに反対する運動の強化を

(1)間違いだらけの生活保護バッシング

保護受給者が213万人（2012年9月時点）を超えたことが問題視されるが、生活保護を受けられるのに受けていない人が2009年時点で1800万人以上いるという試算もあり（「前衛」2013年2月号「生活保護基準切り下げは日本社会に何をもたらすか」吉永純花園大学教授）、生活保護制度を一層広めていくことこそ必要である。なお、不正受給額は保護費全体の0.38%に過ぎず、しかも、高校生のわずかなアルバイト収入の申告漏れ等も含まれており、大きな問題とはならない。

保護受給世帯のうち最も多いのは高齢者世帯であるが（2012年9月時点で約67万5000世帯）、それは基礎年金のみの受給者や旧国民年金受給者が1000万人を超え、年金平均受給額が平均4万9000円に過ぎないのであるから当然である。年金受給額の増額こそ必要であり、保護費の減額は問題のすり替えである。

「その他世帯」（非高齢者世帯、非母子世帯、非傷病者・障害者世帯）の増加によって、「若くて元気な人が生活保護を受けて怠けている」と批判される。しかし、「その他世帯」のほぼ半数は未成年と60歳以上である。また、病気や障害がある人が少しでも働けば「その他世帯」に含まれてしまう。そもそも不安定かつ低賃金な非正規雇用の蔓延によって働いても生活保護基準以下の収入しか得られない若者が多数いる。失業保険の給付期間が短すぎて、あるいは給付額が少なすぎて、生活保護を受けざるを得ない人も含まれているであろう。批判は全くあたらないというべきである。

(2) 保護基準引き下げは国民の生活をいっそう困窮させる

保護基準は、国民生活に多大な悪影響を及ぼし、貧困をいっそう広げることになる。とりわけ低所得世帯では、所得が増えるわけではないにもかかわらず、それまで受けていた就学援助、住民税非課税措置、国保料・医療費・保育料・介護費等の減免措置が受けられなくなり、生活への打撃は大きい。最低賃金は、2007年の法改正以来、生活保護基準を上まわべく従前よりも大きな幅で改善されてきたが、保護基準引き下げによる悪影響は必至であろう。

(3) 運動の強化を

昨年11月以降、太田、練馬、府中、西東京市等の地域で、東京社保協が緊急学習会を開催し、支部団員が講師を務めてきた。また、日弁連・弁護士会や生活保護問題全国対策会議等で活躍する支部団員もいる。

今後は、地元議員（とりわけ公明党議員）への要請活動や、民主団体、日弁連等が開催する院内集会、国会での議員要請活動に積極的に参加されたい。なお、弁護士会では全国の40以上の単位会で基準引き下げに反対する声明や意見書が表明されており、単位会から地元議員への要請活動も行われている。

保護基準引き下げによる国民生活への悪影響は計り知れない。これまで貧困問題に取り組んできた団員に限らず、多くの団員がこの問題に取り組み、引き下げ阻止を実現するべく奮闘されたい。

「外環の２」訴訟～住民を無視して強引に進めようとする東京都～

東京合同法律事務所 久保田 明人

1 「外環の２」訴訟とは

「外環の２」都市計画は、「外環本線」の高架が作られることを前提として、その高架下部分を有効利用すべく計画された地上部道路である。「外環の２」訴訟は、東京都により高架式「外環本線」が地下式へ変更決定されたにも関わらず存続する「外環の２」計画に対し、計画区域内に居住していた故上田誠吉弁護士が「外環の２」都市計画決定の無効確認等を求めて、２００８年１０月に東京都を被告として東京地方裁判所に提訴したものである。

「外環の２」都市計画地域は、成熟した閑静な住宅街である。長年放置されたすえに高架式「外環本線」という存在意義を失った「外環の２」計画により、その住宅街を破壊し、住民の生活や人生を踏みにじることは到底許されない。

2 「外環の２」は都市計画法に違反している

訴訟は今年５年目を迎えるが、弁護団では、これまで以下のとおり、「外環の２」都市計画は都市計画法に違反していると主張している。

(1) 「外環の２」計画を支える「重要な基礎事実」がなくなっている

「外環の２」は、１９６６年の決定においては、高架式「外環本線」計画の存在が重要な基礎事実だった。しかし、「外環本線」の地下化により、高架式「外環本線」という「外環の２」計画の重要な基礎事実はなくなっており、重要な基礎事実を喪失した以上、同計画決定は無効である。

(2) 「外環の２」は地上部への影響を及ぼさないために地下化した「外環本線」の変更方針に反する

「外環の２」と「外環本線」は、同一主体による同一空間における都市計画決定であって、各計画は一体的総合的に定めることが都市計画法上求められる。「外環本線」が『住民への影響を少なくするために』地下式へ変更された以上、それに反する住民の立ち退きを求めることとなる「外環の２」は廃止すべきで、これまで「外環の２」を廃止していないことは一体性総合性を求める都市計画法に反し違法である。

(3) 「外環の２」は費用対効果において必要性が認められない

「外環の２」計画の１９６６年決定時は、「外環本線」とあわせて費用対効果を考えることにより東京都としてはその有用性が考えられていたようであるが、「外環本線」が地下化し、また、人口減少、自動車社会見直し等の状況にある現時点において、「外環の２」は費用に見合う効果はおおよそ認められず、明らかに費用対効果が認められない計画は、「都

市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要なもの」(都計法13条)とはいえず、違法である。

3 住民を無視して推し進める東京都

東京都は、これまで訴訟の中で再三にわたって『外環の2』計画については、廃止も含めて今後どうしていくのかを住民の声を聞いて検討中である。」と主張してきた。ところが、東京都は、2012年9月27日、突如として、外環の2計画の一部区間につき、事業認可申請を行って認可を取得し、その旨を告示した。これは、東京都の訴訟における主張と全く相容れないものである。東京都は、住民は言うに及ばず、自らの主張にも反してまでも強硬に「外環の2」計画を推し進めようとしており、矛盾を孕んだ言動を繰り返している。

4 現状

弁護団が行った地域住民に対するアンケート結果では、「外環の2」をそもそも知らない方が多く、知っている方は計画反対が大勢を占めている。

また、計画地域の各区市が主催する「外環の2」に関する住民との話し合いの会においては、地域住民が強く計画反対の姿勢を示して健闘している。計画反対を表明する各区議員や都議員も現れてきている。

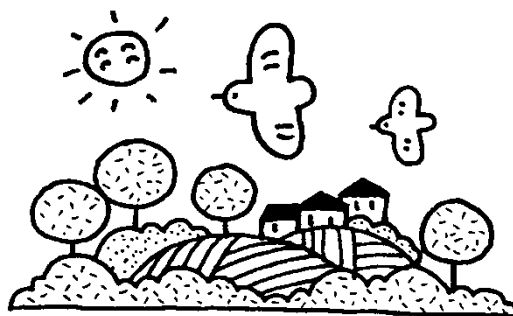
このような反対の動きもあって、「外環の2」計画は、上記の事業認可部分以外は都市計画法上の手続が進んでいない状況にある。

5 今後に向けて

東京都は、長年にわたり、住民に対して、正当性も必要性もない計画により都市計画法上の権利制限を受けさせ、これまで築き上げてきた生活の場から立ち退きを迫ろうとし、その上、住民の計画反対の声を無視し、矛盾した言動を繰り返すなど、その横暴は極まりない。

「外環の2」訴訟は、何よりも、住民が長年生活をして人生を営んできた地域での生活とコミュニティを、住民を無視した横暴な行政から守る戦いである。

今後も、地域住民とともに、横暴な行政の在り方、これまでの開発方針を正していく所存である。



首都圏建設アスベスト訴訟・東京地裁判決

北千住法律事務所 橋澤 加世

1 首都圏建設アスベスト訴訟とは

首都圏建設アスベスト訴訟とは、石綿含有建材を取り扱う過程で大量のアスベスト（石綿）粉じんに暴露し、その結果、石綿関連疾患（肺がん、中皮腫、石綿肺等）に罹患した建設作業従事者およびその遺族が原告となり、国と石綿建材メーカー42社を被告としてその法的責任を追及し、東京・横浜両地裁に提訴した集団訴訟である。東京訴訟では、2008年5月16日に第1次提訴、2010年4月23日に第2次提訴がなされ、原告数（患者単位）は合計308名にのぼる。

2 建設産業に広がるアスベスト被害

日本は、これまで約1000万トンもの石綿を海外から輸入しており、その7割以上が、建材に大量使用されてきた。また日本は、1975年以降、諸外国が輸入量・消費量を減少させてきたこととは対照的に、輸入量・消費量を増大させている。その背景には、国の政策と、これに同調する建材メーカーの石綿含有建材の製造・販売行為が大きく関わっている。

この結果、建設作業従事者が、建設現場において石綿粉じんに大量に暴露することとなり、建設作業従事者へのアスベスト被害が爆発的な広がりを見せている。

本訴訟は、こうした我が国最大規模のアスベスト被害に対する責任を、真正面から国と石綿建材メーカーらに問う訴訟であった。

3 東京地裁判決

（1）概要

2012年12月5日、東京地方裁判所（民事第41部・始関正光裁判長）は、建設アスベスト被害に関して国の責任を初めて認め、158名の原告に対し、総額10億6394万円の支払を命じる、原告勝訴の判決を言い渡した。これは、昨年5月25日に原告らの請求を全面棄却した横浜地裁の不当判決を乗り越え、国の規制権限不行使の違法性を断罪した画期的な判決である。

（2）国の責任について

i 判決の判断枠組み

判決はまず、国の規制権限不行使の違法性について、筑豊じん肺最高裁判決（平成16年4月27日最判）の判断枠組みを踏まえ、石綿関連疾患の防止対策においては、主務大臣が「旧労基法、安全労働衛生法上（安衛法）の委任の趣旨に従い、その内容をできる限り速やかに、作業現場の現状、技術的進歩及び最新の医学的知見に適合したものに改めるべく、規制権限を適時かつ適切に行使すべき」とし、その上で、国が執ってきた石綿粉じん暴露防止対策が著しく不合理と言えるか否かという視点で判断することを明示した。

ii 規制権限不行使の違法を認める

そして判決は、医学的知見の確立時期、建築現場における石綿粉じん暴露実態、国が講じてきた各種石綿粉じん暴露防止対策の合理性、建築現場における石綿粉じん暴露の危険性に関する国の認識ないし認識可能性などを検討した上で、国は、1981年1月時点(石綿吹付け作業については1974年1月時点)で、省令を改正し、①石綿建材の切断等の作業を行う労働者に防じんマスクを着用させることを罰則をもって事業者には義務づけるとともに、②石綿建材への警告表示や建設現場での掲示の内容として、石綿粉じんが肺がんや中皮腫などの重篤な疾患を生じさせるものであることを明示することを義務づける等の規制を行うべきであったとし、国が「これを怠ったことは、著しく不合理であり、違法であるというほかない」と結論づけた。

国の建築現場における危険性の認識時期が、最終的に1981(昭和56)年と遅いという問題点はあるつつも、筑豊じん肺最高裁判決の判断枠組みに則って、建設アスベスト被害に関して初めての国の責任を認める判決であり、高く評価できる。

iii 残された課題

一方で、①安衛法の保護対象を労働者に限定し、実態としては労働者と何ら変わりの無い一人親方や零細事業主について請求を棄却している点(原告らは、建築基準法の保護対象性も主張したが、これも否定された)、②同じ建設現場で働いてきたにも関わらず、屋外作業や間接暴露のみの原告を切り捨てた点、③石綿の製造禁止を国がより早期に執らなかったことの違法性を認めなかった点、④国の責任を二次的・後見的なものであるとして、認容金額を3分の1に減額した点など、克服すべき課題も多く残っている。

(3) 建材メーカーの責任について

i 注意義務違反を認める

判決は、遅くとも1981(昭和56)年1月以降、石綿建材を製造・販売する企業において、事業者及び建築作業従事者が防じんマスクの着用等により石綿粉じん暴露による危険を回避する方策を講じることを実行あらしめるために、当該建材が石綿を含有していること、粉じんマスクの着用等の安全対策をしないまま石綿粉じんに暴露すれば、肺がん、中皮腫等の重篤な石綿関連疾患に罹患する危険があることを具体的に明示すべき注意義務(警告表示義務)を負っていたとして、これを怠った被告メーカーらの義務違反を認めた。

ii 共同不法行為責任は否定

一方で判決は、最大の争点であった因果関係論において、被告メーカーらの共同不法行為責任を否定した。すなわち、被告メーカーらの侵害行為に民法719条1項前段の要求する強い結びつき(関連共同性)を見いだすことができず、また、同項後段の要求する共同行為者の特定がされているとは言えないとして共同不法行為の成立を否定し、因果関係の擬制・推定を認めなかった。

我が国では、被告メーカーらを中心とした石綿建材企業が、石綿含有建材を製造・販売したという侵害行為によって、あまねく建設現場に石綿含有建材が集積している。そのため、建築現場で作業する原告らは、必然的に石綿粉じんに暴露し、石綿関連疾患に罹患し

たのである。本件における加害と被害の構造は明らかである。にもかかわらず、無数の現場を渡り歩いた原告らには、被害の原因となった建材を個別的に特定して因果関係を立証することは不可能であり、これが被害救済の妨げとなっている。共同不法行為を成立させ、因果関係の擬制・推定によって被告メーカーらの責任を問うことは、今後も極めて重要な課題である。

4 今後の展望

東京地裁判決は、建設アスベスト被害に関して初めて国の責任を認める画期的な判決であったが、一方で、克服すべき課題も多い。そのため、原告側は、昨年12月18日に全員一致で控訴し、東京高等裁判所での戦いが始まっている。弁護団としては、一人親方等に対する賠償や建材メーカーの責任を勝ち取る等、東京地裁判決の課題を乗り越える決意を新たにしている。

一方、石綿関連疾患は非常に予後が悪く、提訴後現在までに亡くなられた原告も多い。死亡者は原告全体の6割以上に及んでおり、「命あるうちに解決を」という原告らの願いは切実である。被害の早期救済のためには、法定外での戦いも重要であり、国や建材メーカー等の拠出による「建設アスベスト被害者補償基金」創設に向けた活動も展開している。東京地裁判決は、「石綿関連疾患に罹患した我が国全体の建設作業従事者との関係では、石綿建材企業がゼネコンなどの元方事業者などと共に、一定の責任を追うべきではないか」という問題を「立法政策の問題」として投げかけ、「真摯な検討を求める」との付言をしている。基金創設等による政治的解決の必要性は、本判決を受けた新聞各社の報道や社説でも強く指摘されているところであり、世論も高まりを見せている。

私たち弁護団・原告団は、全てのアスベスト被害を根絶するため、今後も法定内外の戦いに、全力で取り組む決意である。

築地市場移転問題の現在

東京法律事務所 中川 勝之

1 移転の既成事実化に向けた環状2号線の工事強行

都は、2009年に工事を強行しようとし、反対運動で阻止された環状2号線（晴海～築地）の工事を2011年6月3日開始した。同工事は豊洲への市場移転を前提としているだけでなく、工事自体、営業中の築地市場内で行われるものであり、市場機能に深刻な影響を与えるものであった。

そして、築地市場移転の既成事実化に向け、都は同年11月16日、市場関係者が激しく抗議する中、築地市場内での橋脚工事に着工した。

2 市場施設の竣工時期の1年延伸－2015年度

都は、2011年7月に豊洲の土壌汚染対策工事を発注し、同年8月に契約した。

しかし、2012年9月に発表された豊洲の新市場予定地の土壌汚染調査で、これまで都が、これ以上汚染が下に広がらないとしてきた「不透水層」の内部でさえも、旧東京ガス操業由来の高濃度汚染が広がっており、都のいう「不透水層」にはその機能がないことが明らかになったが、都は問題ないと言いはってきた。

その後、2013年1月8日、都は、土壌汚染対策工事の実施に伴い、対策範囲を確定するために行った調査の結果により、処理する土の量が当初約28万立方メートルであったものが、今後調査を行う箇所も含めて約41万立方メートルに増加する見込みとなったことや、想定外の地下障害物等への対応が必要となったことから、2013年3月までとされていた土壌汚染対策工事の工期を最大1年間延伸することを発表した。その結果、2014年度中としてきた市場施設の竣工時期は1年延伸され、2015年度中となった。

際限なき土壌汚染対策工事は無駄である。

3 「築地新市場」は市場の機能を有しない

築地市場移転の既成事実化の流れの中、「築地新市場」計画の動きもある。整備費用は中央区が負担し、水産や青果の仲卸業者ら約90店が出店するという施設である。しかし、中央区が「築地新市場は今の築地の機能をコンパクトにして残すイメージ」と話すように、観光客目当ての単なる商業施設に過ぎない。都民の食の安全・安心を守る市場の機能を有しない、「市場」の名に値しない施設である。

4 都議選の大きな争点に

2009年の都議選で第一党となった民主党は築地市場移転反対を掲げたが、事実上裏切った。2012年の都知事選で築地市場移転見直しを公約で掲げた宇都宮けんじ候補は、約97万票を獲得した。市場施設の竣工時期が1年延伸された中、改めて築地市場移転反対、現在地再整備を掲げて運動し、都議選の大きな争点にすることが求められる。

以上

「ホームレス」だと生活保護を受けられないの？～新宿七夕訴訟勝訴判決確定～

代々木総合法律事務所 戸舘 圭之

1 新宿七夕訴訟とは

新宿七夕訴訟とは、東京都新宿区内でホームレス状態にあった当時57歳の男性（一審原告）が、アパート等での居宅保護による生活保護をもとめた生活保護申請に対し、新宿区福祉事務局長が「稼働能力不活用」（生活保護法4条1項）を理由に申請を却下したことから、処分の取り消し、生活保護開始決定の義務付け、生活保護費の支給を求めて提訴した行政訴訟である。

原告は、２００８年６月、ホームレス状態にあり生活に困窮していたことから、アパート等の住居を確保した上で就職活動をしたいと考え生活保護を申請した。ところが、福祉事務所の職員は、原告に対し自立支援システムの利用を強く求めた。原告は施設ではなくアパート等での生活保護をあくまで求め、自立支援システムの利用を断ったところ、「稼働能力を十分活用しているとは判断できない」として、３度にわたり生活保護申請を却下した。この却下申請に対して、申請時から原告を支援していたホームレス総合相談ネットワークの法律家、支援者らは、急遽、弁護団（団長：宇都宮健児弁護士）を立ち上げ、新宿区に対して行政訴訟を２００８年７月７日に提訴した。原告は、その後、８月後半に他の福祉事務所で申請をしたところ「急迫」を理由に即日保護が開始されている。

２ 義務付けを認める原告勝訴判決が確定

第一審東京地裁判決（東京地判平成２３年１１月８日）は、原告の主張を全面的に認め、原告が稼働能力活用要件を充足していたと認定し、生活保護申請却下処分の取り消し、居宅保護を内容とする生活保護開始決定の義務付けを認める、請求認容判決を下した。一審判決に対し被告新宿区は控訴した。

東京高裁は、２０１２年７月１８日、稼働能力活用要件に関する第一審東京地裁判決の判断枠組みをそのまま引用した上で、一部事実認定、事実の評価に変更を加えたものの、一審判決同様、処分行政庁が行った生活保護申請の却下処分は、生活保護法４条１項の稼働能力活用要件の解釈、適用を誤った違法な処分であると断じ、新宿区の控訴を棄却した（上告せず確定）。

３ 生活保護法４条１項の稼働能力活用要件

本件では、申請当時、ホームレス状態にあった原告が、生活保護法４条１項の「生活に困窮する者がその利用し得る能力…を活用することを要件」とするいわゆる稼働能力活用要件を充足するかが争点となった。被告新宿区は、原告が、ホームレス自立支援法に基づく自立支援システムの利用を拒否したことが、稼働能力活用要件の充足を否定する主たる理由である等と主張した。

生活保護法４条１項の稼働能力活用要件は、その解釈、適用如何によって、貧困状態にある人々に対する恣意的な生活保護からの排除を可能とする構造的問題を抱えた要件である。

ホームレス状態にある人に対する稼働能力活用要件を理由とする生活保護申請却下処分が争われた先例である「林訴訟」判決（名古屋地判平成８年１０月３０日判例時報１６０５号３４頁、名古屋高判平成９年８月８日判例時報１６５３号７１頁、判例タイムズ９６９号１４６頁）は、稼働能力活用要件の判断方法に関する一般的規範を定立し、これにより、稼働能力が有る（「まだ若い」「健康だ」）との一事だけで生活保護を却下することは許されないとの考え方が裁判例として示され、生活保護行政にも大きな影響を与えた。

本件は、林訴訟以来の同種訴訟であり、また、「ホームレス自立支援法」施行後の事件であるということで裁判所の判断に注目が集まっていた。

第一審判決は、資本主義社会における自己責任原則を前提としながらも、「法は不可能を強いることができない」こと、生活保護法4条1項は「利用し得る」能力の活用を求めていることから、「当該生活困窮者が、その具体的な稼働能力を前提として、それを活用する意思を有しているときには、当該生活困窮者の具体的な環境の下において、その意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができると認めることができない限り」なお稼働能力活用の要件は満たされとし、原告が稼働能力活用要件を充足していたことを認めた。控訴審もこの判断を是認した。

4 判決の意義

本判決は、稼働能力活用要件を口実とした生活保護申請の不当な却下処分に対して、裁判所が詳細な解釈論を展開して一定の歯止めをかけた点で今後の生活保護行政実務に与える影響も大きく、重要な判決であると考えられる。

耐震強度不足なら建物取り壊しが 認められる？

八王子合同法律事務所 飯田 美弥子

1 UR対7世帯の住民

2011年1月、独立行政法人都市再生機構（以下、「UR」という）は、高幡台団地（東京都日野市）73号棟の居住している7世帯に対し、立ち退きを求める訴訟を提起した。

73号棟は、11階建。本来、1階は、スーパーマーケットや飲食店、理髪店、診療所、郵便局、銀行などが入り、「高幡団商店街」を形成しており、2階から11階までは、1階当り25住戸、合計250住戸を擁する建物であった。高幡台団地の他の72棟が、いずれも5階建の中層建物である中で、威容を誇っており、団地内で唯一エレベーターを備えた建物でもある。

しかし、現在、既に、1階部分は閉鎖され、住戸も243戸が空家になっている。理由は、①73号棟の耐震強度が不足、②耐震改修も技術的・経済的に不可能、それ故、③取り壊す、ということにある。

しかしながら、URは、2006年4月、「平成21（2009）年3月までには耐震改修等と実施します。」とのチラシを住民らに配布、建物1階の耐震改修も済ませていた。それが、2008年3月末、急転直下、73号棟除却（取り壊し）と決まった、として、同棟の住民らに立ち退きを求めた、という経緯がある。

被告とされた7世帯は、住民に事前に何らの説明もなく、URがその方針を180度変えたこと、そして、住民を立ち退かせようと躍起になっている様子に、強い不信感を抱き、納得のいく説明がない限り、従来の住戸に居住する権利を自ら手放すことはしない、

と結束した人たちである。いずれも、数十年間、当該住戸に暮らし、その住戸を終の棲家と思っていた人たちである。老齢になって、慣れない土地・慣れない住まいに移る負担を甘受しなければならないというなら、それなりの理由が示されなければ納得できない、というのは、当然の気持ちである。

2 URの珍妙な理屈

URが立ち退きを求める法的根拠は、UR側の最終準備書面を読んでも、なお、判然としない。訴状以来、前記①乃至③を繰り返しているだけである。

一般に、不動産賃貸借契約について、貸主側からの解約告知が許されるためには、そのための正当事由が必要である。典型的には貸主側の自己使用の必要性であり、自己使用に相当する何らかの事由が認められるとき、正当事由を補完するものとして経済的な給付（立ち退き料支払い）が考慮される。

しかしながら、本件では、URに自己使用の必要性は全くないし、UR側も使用するとは全く言っていない。単なる取り壊しである。この点は、建て替え事案と大きく異なる。

そうすると、正当事由がそもそも存在しないことになる。

URの主張は、一に掛かって、「本件建物は放置できない危険な建物だが、改修もできない」という主張が、住民（および裁判所）に与える衝撃・恐怖感に依存しているといえよう。

確かに、2008年の第一撃で、多くの住民が雪崩をうって退去してしまった。

しかし、皮肉なことに、本件が提訴された直後に起こった東日本大震災でも、73号棟の建物本体には何らの損害もなかった。「放置できない危険な建物」というのは明らかに誇大広告だったのである。

3 耐震改修義務の存否、可否

もっとも、住民側も、昭和40年代建設の本件建物が、現在の耐震基準を満たしていないことは概ね認めている。

問題は、耐震改修ができるか否かである。

ここでも、URの主張は珍妙である。

いわく、耐震補強は、そもそも貸主の法的義務ではない。

いわく、(a) 全住民の公平のために、一戸たりとも移転させない改修方法でなければならない、しかし、(b) 本件建物は、建物北側に商店街の入り口があるので、補強するなら南側しかないところ、住戸南側に補強部材を設置するときは、日照・通風・眺望など住環境が甚だしく悪化する、(c) 南側からの耐震補強にかかる費用は7.5億円と見込まれ、貸主に過大な負担を強いる、よって、改修は不可能。

しかし、まず、まだ十分に住宅として使える建物があり、現に賃借している人がいるのに、貸主に耐震補強する義務はない、と決めつけるのは早計であろう。貸主の資力等によって実現の仕方に差が出るとしても、貸主が、借主の賃借目的に適うよう目的物を

補修する義務を負うのは、民法が当然に予定していることである。

次の、(a) 乃至 (c) は、吉田克己早大教授が、その意見書で「奇妙にねじれた」ものであると評したところであるが、「公平」という概念が、このように使用されることには、怒りさえ覚える。

(b) も、冒頭に紹介したとおり、本件建物を一見すれば、素人でもすぐに駄目だとわかる改修方法を敢えて挙げた上、排除する。

(c) については、証人尋問を経て、UR側が除却のために当然に見込まれる経費や、除却しない場合に、将来、家賃で回収できる見込み額などの検討をしていないことが明瞭になった。ちなみに、真実、7.5 億円かかるとしても、1 住戸当たりになると 300 万円の負担にすぎない。URにとって、過大とは言えない金額であろう。

4 他のUR団地の対比

UR側が、全く触れようとしないのは、神奈川県UR奈良北団地で、制震構法による耐震改修が行われたことである。

制震構法の場合、補強部材が設置された住戸は用途を廃止される。当該住戸に居住していた住民は、移転を余儀なくされる。

URが金科玉条の如く主張している、前記 (a) の用件が崩れるのである。

奈良北団地の改修費用は、実際、いくらだったのか。

奈良北団地でできた耐震改修方法が、どうして、高幡台団地ではできないのか。違いはどこか。

UR改修と除却を分ける、UR内部の基準は何か。

住民らは、奈良北団地の住民説明会の資料を入手し、乙号証として提出。奈良北団地の耐震改修にかかる図面等は、裁判所の指導があつて初めて、UR側が渋々提出した。

証人尋問で、我々の追及に対し、URの担当者は、他団地のことは担当でないからわからない、と繰り返し答えた。URの事業体としての一体性が疑われるというものである。

5 結審、判決へ

以上のとおり、URの訴訟態度は横着とさえいえる。原告なのに、主張も立証も、まともに行っていない。

私たちは、最終準備書面で、URの本件請求の真意は、資産価値を最大限に活用しようという経営判断にあり、決して、地震から当該建物の住民および地域住民を守る、という視点からでないことを明らかにした。

1 月 24 日に、結審予定である。

このようにいい加減な理由によって住民を立ち退かせようという企みには、きちんと否定の判断が下るように。そして、本件建物が耐震改修され、入居の募集が再開されるように。

裁判所の判断が注目される。(住民の会 HP は、<http://takahatadai73.com/>です。)

貧困ビジネス訴訟

旬報法律事務所 蟹江 鬼太郎

- 1 お笑い芸人の母の生活保護受給報道をきっかけに、生活保護制度をバッシングする報道が吹き荒れた 2012 年だったと思う。
- 2 「派遣村」サイドから、生活保護開始後の問題について問題提起をしたのが本件訴訟であった。本件訴訟が問うたのは、生活保護の受給者を囲いこみ、保護費を天引きして儲ける「貧困ビジネス」と、「貧困ビジネス」と慣れ合う行政の問題であった
- 3 私が取り組んだ訴訟（千葉地裁平成 22 年（ワ）第 392 号・本件訴訟）で具体的に説明すると、任意団体たる被告は、受給者に交付されるべき生活保護費月額約 12 万円から、「運営費」と称して月 10 万円を天引きしていて、受給者の手元に残るのはわずかに月額約 2 万円のみであった。一方で、被告が、受給者に提供するのは、家賃 3 万円程度のアパートと、粗悪な米 10 キロを毎月届けること、くらいであった。

アパートは、交通不便な地等にあり、残金の月 2 万円では、外出することも、就職活動することもままならない。一方で、行政は受給者の転居を認めないため、当該アパートからの転居は、生活保護停止＝再度の路上生活をもたらすこととなる。こうして、受給者は、この生活から抜け出すすべを奪われて、ただただ、テレビを見て、貧相な食事を食べるだけの毎日を強いられていた。
- 4 このような施設（無料低額宿泊所ないし無届施設）は、全国に多数あるそうだ。しかも、ケースワーカーの人員不足等から、生活保護受給者に対してこのような施設を率先して紹介する自治体も少なくないというから、問題の根は極めて深い。
- 5 このような貧困ビジネスのあり方に一石を投じるべく、我々弁護団は、2010 年 2 月、原告 3 名で、第 1 次訴訟を提訴した。法律構成については、自治体を被告に加えることは出来ないか等ずいぶん議論が出たが、最終的には団体のみを被告として、①毎月 10 万円の運営費についての説明やそれを裏付ける文書等が無い以上、運営費徴収は法律上の原因を欠き不当利得にあたる、②運営費の徴収により生活保護によって実現されるべきであった「健康的で文化的な最低限度の生活」をさらに下回る生活を余儀なくされたことは不法行為にもあたる、との 2 つの法律構成をメインとして主張した。
- 6 2012 年 3 月 28 日、原告らと被告の間で和解が成立した。その内容は①原告らに対する慰謝料の支払い、②大きな精神的苦痛を与えたことに対する謝罪、③団体は今後入居者の生活保護費や預金通帳を管理しないこと、④団体は今後提供するサービスの内容・料金等を事前に文書で提示すること、⑤団体はアパートを紹介する際には近傍家賃との均衡等を考慮すること等であった。
- 7 このような団体や施設に対する訴訟は全国でもこれまで例がなかったとのことである。

上記の和解によって、生活保護費の搾取に一定の歯止めを課すことができたと思う。また、本件訴訟の提訴等によって、千葉市や、千葉県、厚生労働省等が、無料低額宿泊所や無届施設の実態について調査や指導を活発化させたことも本件訴訟の一定の成果であったと思う。

8 なお、本件訴訟の第1次訴訟の弁護団は、東京から宇都宮元日弁護士会長、当事務所の棗、梅田、千葉から常岡久寿雄、佐藤沙織、伊東達也、澤田仁史、の各弁護士である。第2次訴訟や他の関連訴訟（さいたま地裁、名古屋地方裁判所岡崎支部等）の弁護団はより多数に及ぶが、紙面の関係上、ここでは、省略とさせていただいた。 以上

「自死遺族支援弁護団」の活動

八王子合同法律事務所 和泉 貴士

自死遺族支援弁護団の活動内容については、自由法曹団通信1401号において既に述べたとおりである。本稿においては弁護団の活動の概略を再度説明したうえで、その後分析がさらに深まった論点について言及するとともに、近時筆者が関心を強めている、弁護士にとって今後人権活動とはどうあるべきかという観点から考えた、弁護団の活動方針について説明したい。

1 法律家にとっての自死遺族支援

自殺対策には大きく分けて「自殺予防」と「自死遺族支援」がある。これから死を選ぶとする人に介入し、問題を緩和・解消するのが「自殺予防」である。他方、既に自殺が発生してしまった後に生じる諸問題に取り組むのが「自死遺族支援」である。

そして、「自死遺族支援」の内容は大別して二つに分かれる。一つは、遺族の喪失悲嘆に対してカウンセリングその他傾聴活動を行う「メンタルな性格を有する支援」、もう一つは、法律問題や教育、経済問題など「ソーシャルな性格を有する支援」である。

自死遺族支援弁護団の活動は、この「自死遺族支援」のうち「ソーシャルな性格を有する支援」である。詳細は後述するが、弁護士が依頼者のメンタルケアを行うという方向性は考えていない。

2 自死遺族が抱える法律問題

自死遺族が抱える法律問題は多様であるが、問題の本質は「自殺＝自己決定」という誤った理解から導かれる安易な自己責任論が、遺族に過度な不利益を強いている点にある。

(1) 社会保険、生命保険

例えば、かつて自殺は労災保険の適用がなかった。健康保険についても、数年前によく精神疾患を原因とする自殺について、保険適用が認められるようになったばかりである。学校におけるいじめ自殺についても小、中学生には災害共済給付の支給が認められるが、高校生の自殺については契約から3年以上経過しても免責される（朝日新聞2013

年1月10日)。生命保険や住宅ローンの団体生命保険においても、例えば労災認定が認められ雇用者によるパワハラや長時間労働が自殺の原因と認定されたとしても、射幸契約としての保険契約の性格から「自ら招きよせた死」である自殺（保険会社にもよるが、契約から1～3年以内のもの）について、保険会社は原則として支払い義務を負わない。

（2）賃貸物件での自殺における損害賠償請求

また、賃貸物件内で自殺が発生した場合、賃貸人から連帯保証人となった遺族に対して将来賃料の補償を求めて損害賠償請求がなされる。東京地裁では平成19年と22年に合計2年分の将来賃料について損害賠償義務を認める判決が出されている。その後平成24年に京都地裁で補償の期間を1年分とする判決が出されたが、いずれにせよ、「自殺があった物件は気味悪がって次の賃借人が入らないから、遺族は損害賠償義務を負うべきである。」という考えが裁判所において支配的である。しかし、同じ東京地裁は、孤独死については遺族（連帯保証人）の損害賠償義務を否定する。百歩譲って霊的存在を観念できるとしても、自殺の場合は化けて出るが孤独死の場合は化けて出ないなどということは考え難く、両者の違いを合理的に説明することは困難である。結局、「自殺は自ら招きよせた死であるからその結果生じた損害については（たとえそれが迷信に基づくものでも）責任を負うべき。」というのが裁判所の価値判断であると考えざるをえない。なお、この問題については消費者法ニュース2012年7月号に掲載された論考を参照されたい。

（3）小括

このように、「自殺は自ら招きよせた死」であるとする理解が社会通念として存在する。結果として自殺はタブー視され、また、「命を粗末にした。」、「心が弱いから自殺した。」、「そもそも親の教育が悪い。」といった心無い批判が遺族に浴びせられる。

しかし、WHOの報告では、自殺する者の96%は何らかの精神疾患に罹患している。自殺対策基本法や自殺総合対策大綱（平成24年改正）は「自殺は追い詰められた末の死」と規定し、遺族に対する上記批判を「偏見」と評価する。また、精神医学の領域においても、自殺直前の人間の心理状態について少しずつではあるが解明が進んでいる。加えて、日本の自殺者数は雇用と連動していることにも注意しなければならない。低賃金・長時間労働によって死に追い込まれた者について、「自ら招きよせた死である以上、責任は自殺者（遺族）が負うべき。」とするのは事の本質を糊塗する以外の効果を有しない。

3 活動スタイル

（1）日弁連人権大会の評価

昨年、日弁連の人権大会が開催され、第2分科会において自殺問題が取り上げられた。以下の3点において不十分であるというのが、筆者の現時点での評価である。

第1に、弁護士がメンタルとソーシャルいずれの領域で支援を行うべきなのか、十分な議論がなされていない。「弁護士がもっと依頼者の話を聞いて優しく接すれば依頼者が自殺することはない。それがひいては自殺予防につながる。」といった意見を未だに耳にすることがあるが、雇用問題や貧困問題など、自殺を生み出す社会的要因を直視しない傾向を生

み出しかねず、問題である。

第2に、当事者が重視されていない。過労死事件などにおいても同様であるが、自殺の当事者は既に死亡している。過労死事件においては、当事者に替わって過労死家族の会などの遺族団体が獅子奮迅の働きをすることで、自殺について労災を認めない国の見解を改めさせてきた経緯がある。前述した法的諸問題においても「自殺は自ら招きよせた死」という誤った社会通念を改めない限り問題の根本的解決にはならない。そのためには遺族団体や遺族支援団体との連携を最重視しなければならないはずだが、そのような認識が薄いように思える。

第3に、自殺予防のみが過度に重視されている。自殺予防を過度に重視すると、どうしても希死念慮のある精神病患者などの支援を行う精神科医や保健師、傾聴ボランティアなどとの連携だけが重視される傾向が強まる。これら支援者が「自殺は防げる」と声高に語れば語るほど、遺族は「自殺を防げなかった失敗者」として社会から排除される結果となる。

(2) 弁護団の活動方針

自由法曹団以外の同世代の弁護士が行う人権活動を見てみると、あまりに組織を軽視し、選挙に例えると「浮動票頼み」の人権活動になっているように思える。メディアを使って世論に訴えることについては拔かりがないが、弁護士以外の組織との連携が弱いため、いわば「風任せ」の人権活動になっていないだろうか。人権大会という花火は打ちあがったが、これで一気に風が吹くほど遺族支援の問題は簡単なものではない。弁護団の活動は、いわば「組織票」を重視する堅実なスタイルで行うよう注意している。自殺対策に限らず、貧困、労働など地域の民主団体、労組、NPOなどの学習会に可能な限り参加し、そこで培った人間関係を最重要視しながら活動を展開している。事件もほとんどがNPOや民主団体、保健所などの行政機関からの紹介によって成り立っている。まだまだ人手不足のため受任は限定的ではあるが、関東圏以外の中部、東北などの地域のNPOとの友好関係も重視している。

また、相談活動を通じて遺族団体の構成員を一人でも多くする努力も続けている。遺族支援に関わる弁護士は事件を処理することだけ求められているのではない。誤った社会通念を変えるためには遺族を結集させる、世論を動かす原動力としなければならない。弁護士数が増え、若手弁護士にも収益性を要求される過酷な時代となつてはいるが、そのような時代だからこそ直接収益には結びつかないこのような活動に献身的に取り組む若手弁護士の活躍に期待している。興味のある方は是非筆者まで声をかけていただきたい。

薬害イレッサ訴訟 決戦は最高裁へ

城北法律事務所 津田 二郎

1 薬害イレッサ訴訟は、「副作用のない夢の新薬」として大々的に喧伝され、世界で初めて日本で承認され、多くの副作用死者をだした肺がん治療薬イレッサについて、抗がん剤の安全性を問い、アストラゼネカ社の日本法人とイレッサを承認した国を被告として、被害の救済を求めている訴訟です。

2 大阪・東京両地裁は、2011年1月、6年半にも及んだ審理経過を踏まえて、国と製薬企業には被害者に対する救済責任があるとする和解所見を出しました。原告はただちに受け入れを表明しました。これに対して、学会等から和解所見に従うと新薬の承認が遅れるなどとしてこれに反対する声明等が出されました。国と製薬企業は、「和解所見に従うと新薬の承認が遅れることを危惧する声がある」ことなどを理由に和解の席に着くことを拒否しました。

ところが、のちに厚労省が学会等に対して、場合によっては下書きまでつくって声明を出すように要請していたことがわかりました。和解所見に反対する見解等は、厚労省の自作自演だったのであり、薬害イレッサ訴訟は本来2011年には解決しているべき事件だったのです。

3 その後東京地裁・高裁で争われていた東日本訴訟は、2011年3月、東京地裁で、国、製薬企業の責任を認める画期的な勝利判決を得ましたが、東京高裁では、同年11月、わずか二回の審理だけで逆転敗訴判決を受けてしまいました。

大阪地裁・高裁で争われていた西日本訴訟は、2011年2月、大阪地裁で、製薬企業の責任を認める勝利判決を得ましたが、大阪高裁では、2012年5月、逆転敗訴判決を受けてしまいました。

現在は、東西訴訟ともに最高裁に訴訟が係属し、上告理由書、上告受理申立書を提出しており、学者の意見書や補充書を提出しているところです。

4 薬害イレッサ訴訟は、地裁レベルでは勝訴判決、高裁レベルでは敗訴判決と足並みがそろったわけですが、同時期には泉南アスベスト事件が薬害イレッサ訴訟と同様に、地裁で勝訴判決、高裁で逆転敗訴判決を受けています。

昨年3月の東日本大震災を受けて、司法権が国の責任を認めると多額の国費の支出が避けられない大規模事件について、国の責任を認めることに消極的になったとの指摘もありますが、私達は、たとえそうであってもこの壁を乗り越えなければなりません。

5 薬害イレッサ訴訟統一原告団、弁護団、支援は、この高裁判決を乗り越えるために次の意思統一をして最高裁に働きかけることにしました。

・個人の公正判決要請署名を幅広く展開しとりあえず早期に10万人の目標を達成すること。

- ・最高裁でたたかうための新しいリーフレットを作成し、普及すること。
- ・毎月一度、最高裁前での宣伝行動とその後の要請行動を行うこと。

(2 か月に一度は国民救援会と合同)

6 この意思統一に基づき、8月末に行われた水俣病現地調査に参加した学生二名を含む支援者が合計100筆の公正判決要請署名を集めました。

今後はさらに運動を強く大きくして勢いを最高裁に示す決意です。

要請署名は、今後、弁護団ホームページでも公開しプリントアウトできるようにする予定です。皆さんもどうぞご利用いただき、弁護団まで署名をお寄せいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

B型肝炎訴訟 本格化する和解と今後の課題

城北法律事務所 田村 優介

1 B型肝炎とは

(1) B型肝炎の概要

B型肝炎とは、B型肝炎ウイルス(HBV)に感染することにより起こる病気であり、HBVに持続感染すると、慢性肝炎、肝硬変、肝がんの原因となる。

B型肝炎ウイルスは、ヒトの血液を介して感染するものであるが、成人の場合、感染しても免疫機能が発達しているため、基本的に持続感染することはない。しかし、6歳までの幼児がウイルスに感染した場合、免疫機能が未発達なため、B型肝炎ウイルスが排除されず、持続感染者(ウイルスが肝細胞内に住み着いた状態)となる。

B型肝炎ウイルスの主な感染源として、集団予防接種の際の注射器の使い回し、母親からの感染、輸血による感染等がある。日常生活において、B型肝炎ウイルスに感染することはほとんどなく、集団予防接種において、注射器・筒が連続使用(使い回し)された場合、前の被接種者が持続感染者であれば、ほぼ確実に後者に対し感染する。

現在のところ、B型肝炎の決定的な治療法は開発されておらず、インターフェロン治療や、抗ウイルス薬の投与により、ウイルスを抑える治療が一般的である。

インターフェロン治療は、強い副作用を伴う治療であり、患者に甚大な負担を強いる。

また、抗ウイルス薬による治療は、開始後治療を中断した場合、肝炎が劇症化するおそれがあるため、いったん服用を開始すると、一生続けなければならない。薬代は高額であり、ウイルスが薬に耐性を持つリスクもある。

このように、B型肝炎に持続感染した患者は、生涯に亘り、肉体的・精神的・経済的負担を受けることになる。

(2) 集団予防接種

1948年、全ての国民・住民に対し予防接種を義務付ける予防接種法が制定・施行された。国は、注射器・筒の使い回しの危険性を知りながら、連続使用を1988年ころまで放置していた。

集団予防接種による感染被害者は、政府推計で全国約45万人と言われている。これは、提訴可能な証拠が残っている被害者の推計であり、実際の被害者はさらに多いと思われる。

2 原告・弁護団のたたかい

(1) 2006年最高裁判決

1989年、B型肝炎ウイルスに持続感染した5人の原告が、国を被告として、札幌地方裁判所に訴訟を提起した。2006年、最高裁は、5人の原告全員について、B型肝炎ウイルスに持続感染した原因は集団予防接種にあるとして、国の責任を認める判決を出した。

(2) 各地での訴訟提起

最高裁判決を受け、原告・弁護団、肝炎患者団体等は、国に肝炎患者の救済を求めた。

しかし、国は、原告5人以外の患者については責任を認めず、救済対策を採らないとの態度を表明した。

このような国の態度を変え、予防接種によってウイルスに感染させられた患者の被害を回復し、ウイルス性肝炎患者全員が安心して治療を受けられる恒久対策の確立を求め、2008年、全国各地で訴訟が提起された。

(3) 2011年基本合意成立

原告・弁護団は、全国各地での街宣行動、厚生労働省前での座り込み、院内集会、国会議員要請、政党ヒアリング、地方議会での決議要請等の運動を積極的に行った。この結果、B型肝炎問題は徐々にマスメディアでも大きく取り上げられるようになり、また、国会議員にも同問題が浸透していった。

このような状況のなか、2011年1月11日、札幌地裁は、和解による解決のための所見を示した。同所見は、キャリア被害者に対する救済内容が十分なものとは言えないなどの問題があるものの、全員救済につながるものと評価できるものであった。

同月、原告団及び国は所見の受け入れを表明し、同年6月28日、国は正式に責任を認めて謝罪し、被害者の個別救済、及び肝炎患者の治療・生活支援や患者等への偏見差別をなくすための恒久対策などについて定めた「基本合意」が国と全国原告団・弁護団との間で締結された。同年12月9日には、これを受けた「特定B型肝炎特別措置法」が臨時国会で成立した。

3 基本合意を受けた個別和解の進行

基本合意の成立、及び特別措置法の成立を受けて、B型肝炎訴訟に加わっている原告はさらに増加し、2012年11月の時点で約6800人、東京原告団だけでも約1400

人にのぼっている。

当初、厚労省の対応人員不足から、個別和解のペースが非常に遅く和解原告がなかなか増えないという問題があった。

弁護団原告団はこれに強く抗議して早期の和解成立のための国の人員増等を求め、2012年秋ころからは次第に解決のペースが上がってくるようになった。

しかし、少しでも早い和解を待つ原告の数はまだまだ膨大であるといつてよく、今後もさらなる迅速な個別和解の成立が求められる。

4 今後の課題 –真相究明と恒久対策–

(1) 真相究明

国は、基本合意において、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルスへの感染被害の真相究明及び検証を第三者機関において行うとともに、再発防止策の実施に最善の努力を行うことを約束した。それを踏まえて、平成24年度から、厚生労働省主催のもと「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会」が開催されている。検討会の委員は20名で、全国弁護団から1名、全国原告団から2名が委員として加わっている。

検討会では、集団予防接種によるB型肝炎感染が起こった原因を究明するとともに再発防止に向けた提言をすべく議論が重ねられている。これまでの議論を通じて、当時の予防接種状況等を確認するために保健所長、担当医、各自治体等にアンケートを実施すること、被害状況把握のために被害者にアンケートを実施すること等が決まり、2013年1月現在、被害者アンケートが実施中である。

特にアンケートについては、原告委員の精力的な活動により実施されることが決まったほか、アンケート内容についても原告委員が積極的に意見を述べ、その意見がある程度反映されたものになるなど、大きな成果を上げている。

(2) 恒久対策

さらに、弁護団・原告団においては、国による恒久対策につき、医療費の補助、治療方法の研究・開発促進、差別・偏見を防ぐための施策の拡充等を強く求め、国との協議、国会要請、独自の調査・研究等を活発に行なっている。

例えば、都道府県で作成されている肝炎手帳をよりよいものにするための調査や、今後のワクチン接種政策について差別・偏見を助長しないよう特別の配慮と慎重さを持つ必要があるとの観点からの提言等を行なっているところである。

(3) 残された課題

また、肝炎発症後20年を経過した原告について、国は民法724条後段の除斥期間を主張しており、この除斥期間の問題は、大きな論点として未だ残ったままであり、弁護団・原告団に残された課題はまだ多い。

被害者全員救済のため、今後も一層全力で取り組んでいく必要がある。

2020年オリンピック招致問題

あかしあ法律事務所 市野 綾子

1 はじめに

東京都は、2020年オリンピック東京招致活動を推進している。テレビCM、地下鉄の改札機、電車内広告、街中でも2020年オリンピック東京招致の広告をよく見るようになった。

開催候補地としてマドリードとイスタンブールも名乗りを上げている。これらの国をさしおいて、2020年オリンピックを東京で行う意義はどれほどあるのか。いま日本は、被害日本大震災、福島第1原子力発電所の事故を経て、震災復興も途上であり、原発事故による被害回復も遅々として進んでいない。それどころか違法な除染の実態が明らかになったり、敦賀原発や東通原発の真下に活断層が存在している可能性が高いことが明らかになってきた。使用済み核燃料の保管方法や保管場所も見込みが立っていない。しかも福島第1原発放射能に汚染された廃棄物の処理もできていない。

この状況の中で、多額のお金をかけて2020年オリンピックを東京に招致する意義はどの程度か、そもそも2020年にオリンピックを招致する意義はあるのか。そんな思いで、団支部は、次のとおり2020年オリンピック東京招致活動に異議を唱えてきた。

2 2020年オリンピック招致活動意見交換会

団支部が「異議あり！2016年石原オリンピック連絡会」の一員として活動した、2016年オリンピック招致に東京都は落選した。その後石原前都知事は、2020年オリンピック招致を正式表明し、2012年12月に新任した猪瀬知事も石原前都知事の政策を引き継ぎ、2020年オリンピック招致を推進している。

しかし、2020年オリンピック招致計画は、前回のもと同様に、オリンピックを口実に多額の予算を遣い都民の暮らしを犠牲にした大型開発を促進するものとなっていること、開催計画自体もオリンピックにふさわしいものになっていないこと、都民のスポーツ振興に冷たい都政には開催都市としての資格はないこと等の問題がある。

のみならず、今回の招致活動で見過ごせないのは、2011年の東日本大震災、福島原発の事故による未曾有の被害回復や復興、震災を踏まえた都内の震災対策が急務に求められる中で、多額のお金と時間と労力をオリンピック招致活動に費消するという点である。

いま、都政に強く求められるのは、都民への生活支援、東日本大震災を受けての被災地・被災者支援や都民の防災対策であり、一時的なイベントであるオリンピックの招致活動ではない。

これらの問題点を踏まえて、団支部は、2020年オリンピック招致活動についても異

議を唱えることとし、新日本スポーツ連盟をはじめとした様々な団体と意見交換を行った。

意見交換会では、２０２０オリンピック招致活動について上記の点をはじめとして様々な問題意識が挙げられた。

3 申請ファイルの分析

その上で、団支部は意見交換会参加団体とともに、２０２０オリンピック申請ファイルの内容を分析したところ、①競技会場等の施設の改修や建設費用が明確にされておらず、しかも国による支援が得られるかどうか不透明であり、最終的には開催のための費用が都民の負担とされることが予想されること、②首都直下型地震への具体的対策が明らかにされていないこと。③競技者が泳ぐ海水の水質が悪い、放射性物質により競技環境が悪い等、競技環境の悪さ、④多くの観光客が訪れることによる交通事情の悪化に対する十分な対策が示されていない、⑤今回の招致活動は、招致を利用して都市の再開発を進めること等が主目的と考えられ、「スポーツを通して心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神を持って理解し合うことで、平和でよりよい世界の実現に貢献する」というオリンピックの精神に反していることなどの数多くの問題点が明らかになった。

4 「異議あり ２０２０オリンピック東京招致」集会実行委員会としての活動

その後、団支部は、意見交換会参加団体とともに、「２０２０オリンピック東京招致」集会実行委員会を結成し、上記の「申請計画」の不備を批判した申請ファイルへのカウンターレポートを作成した。

途中、石原前都知事の辞任を受けて、東京２０２０オリンピック・パラリンピック招致委員会及び東京都スポーツ振興局招致推進部に２０２０オリンピック・パラリンピック東京招致立候補撤回の要請を行った。

また、１３年１月７日に東京都がオリンピック立候補ファイルを提出したので、これを分析して、２月にはＩＯＣにカウンターレポートを提出する予定である。

5 今後の活動

２０１３年３月４日から７日にＩＯＣ調査委員会が来日するので、それに合わせて３月４日に、国立競技場の改修で潰される日本青年館で集会を行う予定である。そのための「予習」に、２月１７日にオリンピック招致の「現場」を見るためのバスツアーを計画している。国立競技場、臨海部などの施設改修・予定会場などを１日かけて順に見てゆく予定である。ここから本格的に「オリンピック招致に異議あり」を展開することになる。

◇教育

教育をめぐる情勢

クラマエ法律事務所 村田 智子

1 情勢

教育をめぐる情勢を一言でいえば、教員や教育内容に統制が強化されている、ということになる。

あの、教育基本法改悪法案を強引に成立させた安倍氏が、再び首相として戻ってきた。しかも、大量得票という御土産までもって。

安倍首相は、教育問題が大好きである。既に、自民党内では、義家議員が中心となって、教育関連法案を次々に改訂するという絵を描いている。これが実現されれば、教育委員会は首長の管理下におかれる。教員は、「適性確認」をするために最初の採用では「准免許状」しかもらえず、3年後に無事に免許状をもらえたとしても、勤務成績の評定等で縛られることになる。教職員組合に対する管理も強化されてしまう。

東京では、あの日の丸・君が代の強制を始めた石原都知事の路線を受け継ぐ猪又氏が、都知事に選出された。これも、いまだかつてない大量得票という御土産つきである。

改憲を狙う勢力は、憲法を変えるためには教育を変えなければならないということをよく知っている。

もちろん、改憲阻止の勢力もそのことが分かっているわけではない。だが、長年の経過の中で、なんとなく、「教育の問題は教職員組合任せでよい」という雰囲気が出来てしまっているのではないかと思われる。しかし、今や、教職員組合は声をあげにくい状況に追い込まれている。改憲阻止の勢力も、もう少し教育に関心を持つことが重要ではないだろうか。

2 東京の教育管理強化の例

東京の教育に対する管理が強化されているという例を2つ挙げてみたい。

1つは、「指導教諭」制度の導入である。これは、「高い専門性と優れた指導力を持つ教員」を「指導教諭」とし、他の教員を指導する教諭として位置付けるというものである。ここで、指導の対象となるのは、その指導教諭と同じ学校の教諭だけではなく、他の学校の教諭も含まれる。他の学校の教諭が、指導教諭の学校に赴いて、その指導教諭の授業を観て学ぶということも予定されている。一見、良い制度のように見えるが、授業内容の統制につながりかねない制度である。何よりの問題は、「このような授業が良い

授業である」という画一的な指導がなされることによって、学校ごと、その学級ごとの個別の事情が捨象されてしまうというのは、本当の意味での「良い授業」に逆行してしまうことである。

日弁連の人権大会での宣言にもあるように、本当の意味での教育を実現するためには、教師の教育の自由を保障することが必要である。

現場の教員の話の聞いていると、今の学校は、相次ぐ報告書の提出や上司による細かい評価などにより、非常に緊迫感の高い、かつ息苦しい職場になってしまっている。私が聞いて驚いたのは、若い教員の中には、自分の学校に同じように若い教員が赴任してくることを知ったときに、「自分よりも指導力がない教員だ」といいなあ」と思ってしまう人もいうことであつた。このような状況の下で、指導教諭制度が導入された場合、ますます問題が大きくなるだけではないだろうか。

もう1は、都教委による、高校教科書の採択に対する不当な介入である。これは、都教委が、実教出版発行の高校の日本史教科書を使用する予定であつた高校に、その変更を迫り、他の出版社の教科書に変更させたという問題である。この問題については、団東京支部も関心を持ち、「都教委の高校教科書採択妨害を許さない実行委員会」に加入している。1月19日には、同実行委員会主催の集会も予定されている。今後とも、他団体とともに、取り組んでいくことが必要である。

3 親や子の思いも大事にしながら

そうはいっても、私たち市民の中には、「今の学校も教師も問題があるから、管理が強化されても仕方ないよね」という思いがあるのではないかな。

私自身も、昨年大津市で起きたいじめ自殺事件の経過を見て、警察の介入もやむなし、学校も教師も本当に情けないと思った。

東京の教育問題に関する会議でも、女性運動をしている方から、「いじめ問題に関しては、学校には何も期待していない」という発言も出ていた。

ただ、だからといって、管理を強化しても何もよくはならない。

いじめ問題に心を痛めている教師たちと、手を組んで、どうしたらよいのか考えていくしかないのではないかなと思う。

東京では、2月2日に、「いじめを克服する学校・社会を一憲法、1947教育基本法、子どもの権利条約を生かして」という集会が開催される。

私たち弁護士は、一市民であり、元子どもという立場で、あるいは保護者という立場で、教育に関する問題携わることができる、非常に面白い立場にある。

団本部も、東京支部も、他団体との連携を大事にしながら、教育問題への取り組みを強めてほしいと願っている。

以上

都教委による高校教科書採択妨害を許すな

小林和恵法律事務所 小林 善亮

1 介入の経過

高校教科書は、戦後一貫して高校ごとに現場の教員が選定を行い、高校から使用教科書の届出を受けた都教委がそれを覆したことはなかった。

ところが昨年それが起こった。

ことの発端は昨年6月、都立高校学校長幹事会に出席した都教委高等学校教育指導課（以下「指導課」）職員が、「おかしい教科書検定」と題した産経新聞記事を校長らに見せた。産経新聞は、実教社版日本史A教科書の「国旗・国歌法」に関する記述の注書きに、「政府はこの法律によって国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。しかし、一部の自治体で公務員への強制の動きがある」との記載があることを不適切だとして批判していた。指導課職員は、校長らに同記事が指摘している教科書を採択することは問題だとの趣旨の発言をした。

その後、複数の高校の校長に対し、指導課から「実教版は都教委の教育方針と合わない面があるので、注意してもらいたい」などと電話があった。

ある都立高校では、日本史担当教諭が検定合格済の日本史教科書4種を検討し、世界的な視野が明瞭で理解しやすい、各種のコラムが自主学習や課題にも利用しやすい、地図・図版が豊富で興味を持ちやすいなどの理由で実教社版を選択した。

ところが、校長に対して指導課から校長あてに上記の電話が掛けられた。当初は、日本史担当教諭と校長、副校長が協議して、都教委の指摘はあるが、「全体として学習しやすい教科書」として実教社版を採択しようということになった。しかし、その後この学校に対し、指導課から校長あてに実に3回にわたり電話が掛けられ、「学校で選定しても都教委が採択しない可能性がある」「採択するとマスコミが騒ぐ」などと言って実教社版の採択を変更するように話が合った。そしてこの学校では遂に校長の判断で実教社版以外の教科書に採択が変えられてしまった。

それまで実教社版を採択していた都立高校は6校あったが、執拗な都教委の介入により、昨年はゼロとなった。

2 妨害を跳ね返すために

これまでは、「教科書問題」というと中学校教科書採択の問題だった。高校でも、日本会議系の出版社である明成社が日本史教科書を出している。しかし、高校は学校ごとの採択が確立され、教育現場の声が十分に反映される。そのため、教育委員会が頭ごなしに教科書を決めることはなく、これまで大きな問題となつてこなかった。

今回、都教委はこの高校教育の大原則を踏みにじった。各学校の担当教員が、生徒の顔を思い浮かべながら最も適切な教科書はどれかと専門的観点から行った検討を全く顧みなかった。校長への「指導」との体裁をとっているが、都教委の行為は教育の自由への侵害と言うべきである。しかも、都教委は介入の理由を、実教社版の国歌・国旗法に関する記述が「都教委の考え方と相容れない」ためと説明している。これを許してしまえば、都教委が自らの方針や考え方と合わない教育を排除することが許すことになる。都教委による教育内容の統制を認めるわけにはいかない。

昨年11月、教科書ネットや歴史教育者協議会などが中心となり、「東京都教育委員会の高校教科書採択妨害を許さない」実行委員会が立ち上がり、団東京支部も参加している。実行員会は1月19日に市民集会を行い、この問題を市民に知らせるとともに、リーフの作成や都議会要請などの活動を行っていく予定である。

実教社版の高校日本史の教科書をめぐっては、他にも「つくる会」教科書に対して「アジア諸国からも強い批判がおこった」などと記載していることに対し、横浜市教委が問題視し、複数の私立高校の実教社版教科書の採択届出を勝手に別の教科書に変えるということも起こっている。

高校教科書は今年7月にもまた新たな採択が行われる。その時に再びこのような妨害が起こらないよう取り組みを強める必要がある。

東京「君が代」裁判最高裁判決 ～国歌の起立斉唱が当たり前とされる社会の怖さ

城北法律事務所 平松 真二郎

1 2012年1月16日、最高裁判所第一小法廷（金築誠志裁判長）は、卒業式等における国歌の起立斉唱を命じる校長の職務命令に違反したことを理由とする①中学校・特別支援学校の教員2名の停職処分、②中学校の教員2名の戒告処分、③高等学校・特別支援学校の教員166名の戒告処分、1名の減給処分につき、それぞれ懲戒処分の取り消しを求めて争われていた訴訟について判決を言い渡した。

結論は、①事件につき1名の停職処分を取り消し、③事件について減給処分を取り消し、②事件、③事件の戒告処分については請求を棄却するというものであった。

東京都教育委員会が、2003年10月23日、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱のあり方を定める通達（以下「10・23通達」という。）を発出して以来、さまざまな訴訟が争われてきた。国歌の起立斉唱（ピアノ伴奏）の義務付け自体が憲法19条に違反するか否かについては、2011年5月30日第2小法廷判決を皮切りに、同年6月6日第一小法廷判決、同月14日第三小法廷判決によって一応の決着がつけられていた。

今回の最高裁判決は、国歌の起立斉唱（ピアノ伴奏）をめぐる懲戒処分につき、処分権者の裁量権を逸脱濫用するものであるか否かについて判断した初めての最高裁判決である。

- 2 2003年10月23日、東京都教育委員会は、卒業式等の儀式において教職員らに「国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること」を懲戒処分によって強制する通達を発出した。それから9年半が経過した。この間、まず、400名の教職員が原告となって、「国歌を斉唱する義務がないことの確認」及び「職務命令違反として処罰することの差し止め」を求める訴訟（予防訴訟）を提起し、2006年9月21日、東京地裁民事36部において原告らの訴えを全面的に認める画期的な判決が出された（難波判決）。

しかし、その後は、起立しなかったことを理由として嘱託採用の合格取り消しをされた教職員が原告となった解雇訴訟（2007年6月20日判決 東京地裁民事第11部）、起立しなかったことを理由として嘱託の採用を拒否された教職員が原告となった採用拒否訴訟（2008年2月7日判決 東京地裁民事19部）、そして、実際に起立しなかったことを理由として懲戒処分をされた教職員が原告となり、懲戒処分の取り消しを求めた訴訟（2009年3月27日判決 東京地裁民事19部）、さらにはそれらの控訴審（採用拒否事件につき2010年1月28日判決 東京高裁第4民事部、解雇訴訟につき2010年2月23日判決 東京高裁第16民事部）、予防訴訟控訴審（2011年1月28日判決東京高裁第24民事部）など、通達および職務命令が憲法19条あるいは教育基本法10条に違反しないとする判決が続いてきた。そして、それらの上告審においても国歌の斉唱の義務付けが憲法19条に違反しないとする結論が維持される結果となっていた（採用拒否事件につき最高裁2011年7月14日判決、解雇事件につき2011年7月14日判決）。

3 2011年の一連の最高裁判決について

- (1) 10・23通達及び各校長の職務命令による国歌の起立斉唱（ピアノ伴奏）の義務付けが憲法19条に違反しないかが争われた事件について、11年5月30日の第二小法廷判決を皮切りに、6月6日第一小法廷判決、6月14日第三小法廷判決、7月4日に第二小法廷判決（2件）、7月14日に第一小法廷判決（2件）、7月25日第三小法廷判決と合計8件の判決が言い渡された。
- (2) 一連の最高裁判決の各小法廷の多数意見は、判決の論理、言いまわし、用語を含めてほぼ同一内容であり、各小法廷の多数意見は、小法廷ごとの判断ではなく、判決に関与した14名の裁判官全員が実質的な評議の上で結論を出して実質的な大法廷判決とみるべきであろう。

多数意見は、要するに、07年2月27日のピアノ最高裁判決を前提として、起立斉唱あるいはピアノ伴奏が「一般的、客観的に見て……慣例上の儀礼的所作としての性質を有する」とした上で、「その性質の点から見て、上告人らの有する歴史観ないし世

界観を否定することと不可分に結び付くものとはいえないとして、起立斉唱（ピアノ伴奏）の義務付け自体が、上告人らの「歴史観ないし世界観それ自体を否定するものということはできない。」として、国歌の起立斉唱（ピアノ伴奏）の義務付け自体は特定の個人の思想・良心の自由を制約することには結びつかないとの判断を示した。

その一方で、起立斉唱に関しては、「もっとも、上記国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、一般的、客観的に見ても、国旗及び国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為である」として、「個人の歴史観ないし世界観に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行動（敬意の表明の要素を含む行為）を求められることとなる限りにおいて、その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定し難い。」として、起立できないと考えている者にとって起立斉唱の義務付けは間接的な制約になり得ると判断するものである。

そして、「このような間接的な制約が許容されるか否かは、職務命令の目的及び内容並びにこれによってもたらされる上記の制約の態様等を総合的に較量して、当該職務命令に上記の制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当である。」との判断基準によって、いずれも起立斉唱を命じる必要性・合理性があったと結論付けるものである。

- (3) 上記判旨に対しては、精神的自由という最も個別的主観的な判断が要求される人権の侵害の有無を「一般的、客観的に」判断している点で、間接的にはあれ精神的自由の制約について厳格な違憲審査基準をとっていない点で、さらに必要性合理性の判断の内実において、批判されるべき点ばかりであるといつてよい。

さらに、そもそも、卒業式等の儀式的行事において国旗に向かって起立しての国歌の斉唱が必要であるのかについては全く明らかにされておらず、学習指導要領の規定が教職員に対する通達及び各校長による職務命令による義務付けの根拠となりえるのかも明らかにされていないのである。

最高裁は、間接的にはあれ思想良心に対する制約であることを認めながら、精神的自由の制約について粗雑な総合衡量判断を持ち込み、本来論証すべき国家の起立斉唱の必要性すら論証することなく、合憲との判断を導き出している点でも批判を免れるものではない。

- (4) しかしながら、第一小法廷では、金築裁判官の補足意見、宮川裁判官の反対意見が、第二小法廷では、竹内裁判官、須藤裁判官、千葉裁判官の補足意見が、第三小法廷では那須裁判官、岡部裁判官、大谷裁判官の補足意見が、それぞれ付されている。

多数意見の結論には賛成しながら全部で 7 人の裁判官が補足意見を付している。しかし、那須弘平判事及び竹内行夫判事のように積極的に多数意見を擁護する補足意見は 2 名にとどまる。他の 5 名の補足意見には、それぞれ強制は慎重で謙抑的であるべき趣旨が含まれている。

これら 5 名の判事も結局は合憲とした多数意見に与しているが、不利益処分を課す

ことに謙抑さと慎重さを求める意見を表明している。

特に、裁量権逸脱としては違法となる可能性を指摘する補足意見があることに注目すべきである。この問題について司法的にも社会的にも未だ決着をしていないことのあらわれとみてよいものと考えられる。

4 2012 年 1 月 16 日の最高裁判決について

- (1) 12 年 1 月 16 日、最高裁判所第一小法廷（金築誠志裁判長）は、卒業式等における国歌の起立斉唱を命じる校長の職務命令に違反したことを理由とする①中学校・特別支援学校の教員 2 名の停職処分、②中学校の教員 2 名の戒告処分、③高等学校・特別支援学校の教員 166 名の戒告処分、1 名の減給処分について判決を言い渡した。

結論は、①事件につき 1 名の停職処分を取り消し、③事件について減給処分を取り消し、②事件、③事件の戒告処分については請求を棄却するというものであった。

- (2) 起立斉唱命令違反に対する懲戒処分は、1 回目が戒告処分、2 回目からは減給 10 分の 1・1 月、次は 6 月と加重され、4 回目以降は停職 1 月、さらには 6 月と、回を重ねるごとに累積加重されており、都教委は、いわば「国旗・国歌強制システム」を作り上げてきた。最高裁判決 1 月 16 日判決は、このような累積加重について、最高裁は「不起立行為等に対する懲戒において戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては、本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要となる」とした上で、「毎年度 2 回以上の式典の度に懲戒処分が累積して加重されるという短期間で反復継続的に不利益が拡大していくこと等を勘案」して、「過去に、入学式の際の服装等に係る職務命令違反による戒告 1 回の処分歴があることのみを理由に減給処分を選択した都教委の判断は、重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠く」として、減給処分の取消しを命じたものである。

- (3) 戒告処分については処分の取消は認めなかったものの「これを当不当の問題として論ずる余地はあり得る」と判示されており、無条件に戒告処分を容認したものではないというべきである。

全体として、最高裁は、東京都が実施してきた累積加重処分を前提とする「国旗・国歌強制システム」そのものを断罪したものといつてよいであろう

- (4) 今後は、2005 年度以降に処分された教職員（2 次訴訟で 67 名、3 次訴訟で述べ 50 名）の原告について、減給以上の処分は当然、戒告処分についてもやはり「社会観念上、著しく妥当性を欠く」ものとして取り消されるべきことを求め続けることになる。

◇刑事・弾圧

最高裁を実質的な判例（猿払事件）変更 追い込んだ国公法弾圧2事件

東京南部法律事務所 佐藤 誠一

国公法2事件の最高裁判決が、12月7日、言い渡されました。高裁で逆転無罪となり検察官が上告していた堀越事件（2005年）、高裁も有罪で弁護人が上告していた世田谷事件、いずれも上告を棄却する判決でした。私たちは本件で、猿払事件最高裁大法廷判決（以下「猿払判決」）を変更する国公法・人事院規則の違憲判断と両事件の無罪判決を求めて活動してきました。

しかし担当の第2小法廷（以下「2小」）は、国公法・人事院規則が禁止する政治的行為を「公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる行為」と限定解釈しました。この限定解釈により、2小は、本件規制が「必要やむを得ない限度にとどま」るし、「不明確なものとも、過度に広汎な規制であるともいえない」として、合憲と結論づけました。

そして2小は、「実質的」か否かの判断基準を、当該公務員の地位・職務内容・権限、当該行為の性質・態様・目的・内容等、具体的には当該公務員が管理職的地位にあるか、職務内容権限に裁量があるか、当該行為につき勤務時間の内外・職場施設の利用の有無・地位利用・組織的行為性の有無などが「考慮の対象となる」としました。

2事件は、休日に、国・職場などの施設を利用せず、公務員の地位利用もなく、組織性もなく、公務員であることを明らかにすることなく、無言で行われた配布行為である点、共通です。しかし無罪と有罪と結論が別れた理由を、2小は、堀越さんは「管理職的地位にはなく、その職務の内容や権限も…裁量の余地」がないが、宇治橋さんは「筆頭課長補佐」で「管理職員等」で職務に裁量権がありまた部下を指導監督する地位にある（宇治橋さんのこの事実認定は誤りです）、ということに求めました。

弁護団が最高裁から判決期日の通知を受けたとき、弁論が開かれていないので両事件とも上告棄却で高裁判決が維持される、と見込まれました。しかし大法廷に回付しない以上猿払判決の見直しがないにもかかわらず堀越さんが無罪となる理由は何か、つまり2事件を無罪・有罪に分ける理由は何か、弁護団では大変な議論となりました。最悪の予測は堀越事件の無罪判決が破棄され、2事件とも有罪となる、なんてことまで心配しました。

ところで本件の裁判長となった千葉裁判官の補足意見は、まるで判例解説のようです（彼

は調査官の経験があります)。その補足意見によると、本件の限定解釈は、「合憲限定解釈」ではなく通常の構成要件の解釈にとどまると言っています(詳しい説明は割愛します)。しかしこのような限定解釈は、猿払判決と異なる立場ではないのか。そこで千葉解説はこう説明します。猿払判決は「『政治的行為』に限定を付さないという法例解釈を示しているようにも読めなくはない」が、同判決は「本件罰則規定自体の抽象的な法例解釈について述べたものではなく、当該事案に対する具体的な当てはめを述べたもの」であるとして、限定解釈をしても猿払判決と「矛盾・抵触するようなものではない」と言います。しかし猿払判決をこのように説明することは相当に無理があり、本件限定解釈は実質的には猿払判決の変更に他なりません(こんなことが小法廷にできるのかはさておきます)。猿払は変更しない、とはいうものの、そのままでは国民世論を納得させられない、との判断があったでしょう。私たちの取り組みはここまで最高裁を追い込んだんだと理解してよいのではないのでしょうか。

世田谷事件の有罪判決はまことに許し難い結論です(この点須藤裁判官の反対意見には見るべきものがあります)。しかしこれまで、猿払判決によって国家公務員の政治活動は一律全面的に禁止されていると理解されてきたことが、そうではないことが明確になりました。管理職でなく職務に裁量権限がない職員については、勤務時間外・施設利用なし・地位利用なしなど、職務と無関係に、また当該公務員の所属組織による組織的な行動でなければ、政治活動は禁止されていない、と言えるでしょう。これは国家公務員にとって大変大きな意義があると思います。また今日的には大阪市・大阪府の地方公務員の政治活動規制の条例の違憲性、地方公務員法改悪法案の違憲性が明らかになったことも意義があります。

国家公務員・地方公務員の政治活動規制問題は、なお今後も重視して取り組む必要があります。私たちは、なお今後ともこの課題に取り組んで参ります。長きにわたる皆様のご支援ありがとうございました。

裁判員裁判についての個人的感想

東京東部法律事務所 西田 穰

裁判員裁判が始まり3年が経過した。比較的初期の段階から裁判員裁判にかかわることができ、昨年1年間にも3件の裁判員裁判を経験できたので、その個人的感想を思いつくままに報告する。なお、裁判員裁判の制度論についての意見は、本部の司法問題委員会を中心に真剣な議論が行われているところでもあるため、ここでは言及しない。

1 事件の内容

昨年经验した3件の裁判員裁判であるが、A事件は、罪名が殺人・詐欺(保険金殺人)で、事件性を否認(自殺か他殺か)している完全なガチンコ事案であった。求刑無期懲役、判

決も無期懲役であった。

B 事件は、罪名が傷害致死で、犯人性を否認するこれも完全なガチンコ事案であった。求刑懲役 8 年、判決も懲役 8 年であった。

C 事件は、罪名が傷害致死で、被告人は精神疾患を抱えていたが、心神耗弱であることに争いがなく、争点は量刑の事案であった。求刑懲役 5 年、判決は懲役 2 年 6 月であった。

2 公判前整理手続の期間、進行について

A 事件は、事件発生から 1 年以上経過した後に逮捕された事件であり、余罪の逮捕・起訴が先行し、すでに余罪の第 1 回公判期日が終了した後に、殺人及び詐欺の起訴がなされ、公判前整理手続に付されるという特殊な経過をたどっていた。そのため、裁判所も事件の整理に時間がかかり、公判前整理手続に付された期間は約 1 年 3 ヶ月であった。その間に公判前整理手続期日が 10 回、刑事訴訟法 178 の 10 の打ち合わせが 3 回開かれた。

B 事件は、公判前整理手続に付された期間が 10 ヶ月で、公判前整理手続期日が 7 回、刑事訴訟法 178 の 10 の打ち合わせが 1 回開かれた。

C 事件は、公判前整理手続の期間が約 5 ヶ月で、公判前整理手続期日が 3 回、刑事訴訟法 178 の 10 の打ち合わせが 1 回開かれた。

個人の感想になるが、裁判員裁判であるから準備に追われたという印象はない（民事と同レベルという意味で、楽であったという意味ではない）。一般的に、最初のヤマは、検察官請求証拠に対する意見が早めに求められる点であろう。検察官請求証拠に意見を出すためには、証拠の精査の必要があるところ、請求証拠のみならず、任意に開示される証拠、類型開示証拠もあり、その数は相当数に及ぶからである（取調録画 DVD も含む）。もっとも、最初の打ち合わせ（公判前整理手続期日）の際に、裁判官に対し、最初の方針決定がもっとも時間がかかり重要である、といったことを丁寧に説明すれば、相当の時間がもらえると認識している（否認事件の例であるが・・・）。もちろん、性急な準備を要求する裁判官に巡り会う可能性もある。その場合、個人的な対応策であるが、第 1 弾の意見は全部不同意にしておけばいい。直接主義の要請とか証拠の開示が不十分とでも言うておけば、1 回くらいは乗り切れる。もっとも、これは強引な訴訟指揮を行う裁判官対策であり、強引な訴訟指揮との印象を受けた裁判官（体）は、これまで 7 件やった裁判員裁判の中で 1 件のみである。その余の裁判官（体）は、上記のとおり丁寧に説明することで、それなりの時間を認めてくれていた。まずは早期に事件の全体的な方針を掴むことを第 1 に考え、丁寧に裁判官を説得すべきであろう。その際、弁護人の方でも、類型証拠開示は早々に行うなど可能な手続は早急に行い、遅延を企図としているわけではないことを、きちんと示していく必要があることは言うまでもない。

なお、裁判員裁判からやや外れるが、取調録画 DVD につき、閲覧しか認めず、謄写を認めないと通知してくる検察官がいるが、法的根拠のない通知である。きちんと直接交渉をして、それでも謄写させない場合、開示しないことを理由に、証拠意見が出せないなど主張して裁判所を巻き込んで、きちんと証拠の開示を受けるべきである（DVD を必ず謄写さ

せる運動をお願いしたい。さらにいうなら取調の可視化実現を！)。

この最初の証拠意見（＋最初の予定主張）のヤマを越えると、その後はそれほど時間に迫られることはない。意外と大変なのが、公判前整理手続終盤に、検察官が、これまで同意をしてきた証拠に基づき裁判員裁判用に要約した捜査報告書等を証拠として提出してくるが、これらの証拠に対して証拠意見を求められる段階である。これまで同意した証拠を要約しただけであるから、基本的に同意して差し支えないのであるが、やはり、弁護人としては検察官を全面的に信用するわけにいかず、原証拠の確認が必要であるほか、公判前手続が長期間にわたっていると初期に読んだ証拠の記憶が薄れてきており、もう一度読み返す（探す）作業に時間をとられるからである（念のため付言すると、これまで不当な要約をしてきた検察官はいない）。

もっとも、全体として、従来の裁判官裁判との比較で、訴訟準備の時間に苦勞するといった印象はない。①公判前整理手続に付されたらすぐに証拠開示を行い、こちらの主張のおおまかな全体像を早期に確定すること、②最初の打ち合わせや最初の公判前整理手続期日の段階で争点や立証予定を裁判官に丁寧に訴えて理解を求めると同時に、安易な審理計画（予定）に迎合をしないこと、この２点を注意すれば、公判前整理手続の期間で苦勞することを可及的に回避できると考えている。

なお、予定主張についても、当初準備を迫られるという印象があったが、実際の経験の中で、予定主張で苦勞した印象はない。

3 公判審理について

まず集中審理についてであるが、当初準備に苦勞する印象があったが、マイナスばかりではない。確かに、A 事件などは、間に土日が入ったものの６日間連続で期日が開かれ、うち５日間は毎日１０時から１７時までびっちり実質審理を行い、６日目も午前中実質審理、午後３時から論告弁論といったハードスケジュールになったため、相当消耗した。ただ、適時に主張反論を行い、被告人の権利を守るといった観点からすると、この消耗をもって、制度のマイナス点とはいえないであろう。消耗するのは、弁護人検察官だけではなく、裁判官裁判員でもあり、きちんと聞き取ってもらうために、ゆとりをもった審理を、という考えも浮かばないわけではないが、時間を空ければ理解をしてもらえるのか、という点に合理的な根拠があるとも思えない。現時点で、個人的には、集中審理にマイナスは感じていない。

公判での弁護活動は、基本的に、従来の裁判官裁判から大きく外れる必要はないという印象である。ただ、従来の裁判官裁判にはない、裁判員に理解してもらうための取り組み、という視点は、被告人の権利擁護のためにも積極的に行うべきである。個人的な感想であるが、わかりやすく説明するという弁護活動は、裁判員のためならず、被告人に対する関係で、いかなる審理が行われているのか、いかなる立証を行っているのかを理解してもらうという点からも有用である。これは被告人の権利擁護につながると考えている。

例を１つあげると、C 事件で、証人尋問にあたり、裁判官から、主尋問を行う側に対し、

尋問に先立ち、裁判員にレジュメを配布するとのことで、レジュメの作成・提出が求められた。どのようなことを、どのような順番で聞くかを簡単にまとめたものでよいとのことであったが、正直当初とまどった。ただ、実際に尋問を行って、被告人などにも確認をしたところ、どういった内容を聞いてくれているのかわかりやすかったと言ってくれており、尋問をする側の整理としても、また人に聞いてもらうという観点からしても、有用であったと理解している（但し、不当な予断を与えさせないようにチェックが必要であることは言うまでもない）。それ以外にも、こちらが使いたい証拠が複数の書面に散在している場合、必要部分だけ要約して1つの証拠にしたりすることや、こちらの領分ではない検察官の立証方法について意見を述べたりしても、「裁判員に理解しやすいように」という枕詞をつけると、裁判所は比較的柔軟に対応してくれる。他の弁護士や、場合によっては検察官が行っていた立証方法も含めて、他人の経験談を積極的に聞いて、自分で活用していくべきであろう。

裁判員の審理に対する態度も、印象としてはいつも真摯で、こちらとしても身が引き締まる思いであった。この後述べるが、判決の内容については不満があるが、おそらく裁判官にやらせても同じ結論になったことが推定されることを考えると（同じ結論になるなら裁判員裁判を行う意味がないのであるが、ここでは素人が刑事裁判に関わるとろくでもない結論を出すという不安に対する反論の意味で）、裁判員裁判が、裁判官裁判と比較して、被告人の権利擁護の観点から劣っているということにはならないと考えている（制度改善が必要な点が多々あることは当然である、念のため）。

4 評議・判決について

上記の結論を見れば一目瞭然であるが、判決の内容はいずれも大変不満が残るものであった（特にA事件、B事件）。両事件ともに、正直今でも無罪を心底信じている事件でもあり、有罪判決が出たときは何ともいたたまれない気持ちであった。やはり、評議がブラックボックスになっている点は、どこまでいっても不信感が残る。事後的にでも評議の内容を確認できる制度があればと個人的には思うが、なかなか難しいのであろう。ただ、上記事件の中で一番後に行われたC事件では、裁判終了後、後日法曹三者の感想会（反省会？名称は不明）が開かれた。裁判官によると、本年からこういった会を積極的に開いていく方針が出されており、先行してやってみたいということであった。こちらとしても評議の内容を聞くいい機会と考え、開催に同意し、評議でどのような意見が出たのか聞いてみた。詳細は割愛するが、裁判官から伝えられる裁判員の感想や意見を信用すれば、評議室では、裁判員が意見を言いやすいように裁判官は謙抑的に進行させているようであった。

ただ、私が担当した裁判の量刑は、いずれも裁判官裁判でやっていても、おそらくこうなったであろう量刑とピッタリといってもいいほど一致していた。裁判員裁判になり量刑が重くなっているという議論もあるが、私には正直そういった印象はなく、逆にきちんと裁判員が意見を言っているのか疑問を感じるほどである。かなり個人的な偏見に基づく見解と言われればそれまでであるが、正直、日本人の気質として、お上信仰が強く、長いも

のに卷かれる傾向があると思われ、仮に裁判官が強く意見を押しつけてこなくても、裁判官に「なるほど一理ありますが、これは・・・考えられませんか」といった形で話をされると、安易に迎合してしまうのではないかという懸念を持っている。もっとも、ここまでくると裁判員裁判の制度批判ではなく、日本人の気質批判であり、不適切な意見なのであろう（都知事選から日が浅く、未だ社会一般に対し強く不満を感じている時期に起案をしているため、ご容赦を）。

以上、まとまりのない文章であるが、裁判員裁判の個人的な感想を報告する。まだ、裁判員裁判を評価することはできないが、証拠開示が容易になった点は、裁判員裁判制度の果実の1つであり、今後、実践的な取り組みと制度改善を求めることで、従来の裁判官裁判よりも、より被告人の権利擁護に資する制度になりうる可能性を秘めていると考えている。より実践的な議論を積み重ねていくべきである。

袴田事件～DNA鑑定で再審開始 へ向けて一歩前進！！～

代々木総合法律事務所 戸舘 圭之

元プロボクサーで死刑確定者の袴田巖さん（76歳）が無実を訴えて再審を求めている「袴田事件」は、現在、静岡地裁で第二次再審請求審が係属中である。

袴田事件とは、1966年6月30日、静岡県清水市（現静岡市清水区）の味噌会社専務宅で、一家4人が殺害、放火された事件（強盗殺人、現住建造物放火）の犯人有罪死刑判決を受けた袴田巖さんが自己の無実を主張して再審を請求している事件である。

警察は、当時味噌会社の従業員であった元プロボクサーの袴田巖さん（当時30歳）を逮捕、勾留し、長時間の苛酷な取り調べの末「自白調書」を獲得した。

1968年静岡地裁は、死刑判決を下し、1980年最高裁の上告棄却により死刑判決は確定した。

確定後、日弁連の支援の下、再審請求が行われたが（第一次再審請求）、地裁、高裁いずれも再審請求は棄却され、2008年3月、最高裁判所の特別抗告棄却決定により第一次再審請求審は終了した。

2009年4月、弁護団は、第二次再審請求を静岡地裁に対して行い、現在、審理が進行中である。

本件では、自白調書が45通存在し任意性、信用性が争われていたが、供述内容に矛盾、変遷が著しく、また、連日、長時間の拷問的取調べが行われていたことから、確定判決においても44通は職権により証拠排除されるほどであった。そのため、有罪判決を支える

証拠は、いわゆる「五点の衣類」―事件現場から数十メートル離れた味噌工場内の味噌タンク内から事件の約1年2ヶ月後に麻袋に入った状態で「発見」された鉄紺色ズボン、白ステテコ、ねずみ色スポーツシャツ、半袖Tシャツ、緑色ブリーフからなる衣類群―と、他の状況証拠群のみであるが、五点の衣類には人の血液が付着していたこと、ズボンの共布が袴田さんの実家から「発見」されたこと等から、確定判決、第一次再審請求審では、袴田さんを有罪とする決定的証拠とされてしまった。

しかし、5点の衣類は、「発見」経緯がそもそも不自然であり、発見当初から、袴田さんは5点の衣類は自分のものではないと主張し、実際、控訴審で行われた衣類の装着実験では、ズボンが小さすぎて袴田さんには履けなかった。また、「5点の衣類」の血液付着状況は、被害者の返り血を浴びているはずであるのにズボンより下着であるステテコのほうにより多くの血液が付着しているなど、あまりにも不自然であった。

そのため、弁護団は、再審請求審においては、5点の衣類は捜査機関によるねつ造証拠であり犯行着衣ではないと主張していた。

5点の衣類が犯行着衣でないことを明らかにするためには衣類付着血液のDNA鑑定を行うことが有効である。しかし40年以上前の資料であり、しかも5点の衣類は味噌漬けにされており、また、被害者らの着衣は焼損していたことから鑑定は困難と思われていた。実際、第1次再審請求の即時抗告審の時に東京高裁の決定によりDNA鑑定が行われた鑑定不能の結果となっていた。

第2次再審請求においても、DNAの可能性を弁護団は追究し、2011年8月、裁判所は、犯行着衣とされた血染めの衣類「5点の衣類」と被害者らの衣服のDNA鑑定を決定し、2人の鑑定人が選任され、着衣に付着した血液のDNA型鑑定が行われた。

2011年12月に鑑定結果が出され、「5点の衣類」に付着した血液からは、被害者らのDNA型と同一のDNA型は検出されないとの鑑定結果が弁護側推薦鑑定人から出された。

もし、本当に「5点の衣類」が犯行着衣であれば、被害者らの血液が当然に付着しているはずである。「5点の衣類」に付着している血液が、被害者らの血液でなければ、「5点の衣類」は犯行着衣ではあり得なくなり袴田さんを犯人とする根拠が崩壊する。

現在、DNA鑑定の信用性を巡って弁護側と検察側で激しく争われ、両鑑定人の証人尋問が進行中である。

袴田さんは、現在76歳。死刑確定者として東京拘置所に在監している。長期間の拘禁のため精神に変調をきており、親族、支援者、弁護人との面会ができない状況が続いている。

困難な再審請求のたたかいが続く中、DNA鑑定により希望の光が見えてきた。

再審開始まで、あともう一歩である。

最高裁長官誤報

代々木総合事務所 大崎 潤一

現在の最高裁長官、竹崎氏は2014年7月に定年となる。後任は誰になるか。

さて竹崎氏の前の長官である島田氏が長官に就任する際、メディアは別の人物が最高裁長官に就任すると報じた。

島田氏が長官に就任したのは2006年10月16日である(最高裁判事就任は2002年11月7日)。

ところがその約1カ月前の9月24日、最高裁長官に堀籠氏という記事が日経、朝日、毎日に掲載されたのである。

そして10月2日夕刊で日経が、10月3日に朝日、毎日が、島田氏が長官と報道したのである。

各紙はどのように『訂正』したか。

日経「新長官には最高裁事務総長の経験のある堀籠幸男最高裁判事(66)がいったん固まっていた。その後、2009年5月までに裁判員制度がスタートすることを重視し、刑事裁判に精通した島田氏を選んだ。」

朝日「一時は、同じ刑事裁判官出身の堀籠幸男・最高裁判事(66)が有力視されていた。」

毎日「町田長官の後任には一時、堀籠幸男・最高裁判事(66)が有力とする見方が強かった。」

読売は堀籠氏の記事はない。結果として誤報は避けられたが、むしろ落としたという可能性はないか。日経は訂正記事は早かった。その日経は島田氏の理由として刑事に精通と書いているが、堀籠氏も刑事出身である。その関係は後述する。

誤報された堀籠氏はどうなったか。島田氏は長官を約2年勤めた後、2008年11月21日定年退官した。堀籠氏の定年は2010年6月15日だったので、島田氏の後任の長官を1年半ほど勤める可能性もあっただろうが、島田氏の後任は竹崎氏となった。誤報の影響なのだろうか。なお「裁判官幹部の人事研究」の著者である西川伸一氏がネットで公開している2008年10月の論文「日本司法の支配構造」では堀籠氏の長官の可能性が残されていると論じていたが、同時に裁判官出身枠から就任した長官の最短は三好の2年とも述べていた。西川氏といえども15人抜きの竹崎氏の長官就任は予想できなかったようだ。

この誤報についての論文はほとんどないといっていいただろう。最高裁ものでは「最高裁の暗闘」も「最高裁の違憲判決」も触れていない。西川氏の前述の論文では、順当にいけば堀籠だったはずだが裁判員制度導入で刑事局の課長や課長を歴任した島田氏の起用となったと論じているが、どうして誤報になったかなどは触れていない。

最高裁判事経験者もこの誤報については触れていない。元最高裁判事の滝井、藤田、才

口が回顧録を出しているが、このことは書かれていない。

ネットには真偽の判断のつかない情報が書かれている。というよりネット上の情報も乏しい。ウィキペディアでも島田氏などの項目には書かれていない。

私は『誤報』と書いてきた。誤報ということは島田氏と決まっていたのに堀籠氏と報じられたということだ。しかし堀籠氏と決まっていたが、その後、島田氏に代わったとしたら。日経の書き方はそれを思わせる。どうして変わったのか。ネット上にはメディアの報道で人事が差し替えられたという書きこみまである。もし差し替えられたとしたら最高裁側が差し替えたのか、それとも内閣側か。まあ、ここまでくると妄想の域であるが。

長官人事では政権交代に備えることもされるといわれる。たとえば任期の長い長官を指名し、前政権の影響を長く残そうとするのである。ウィキペディアの草場長官の項目では「草場を最高裁判所長官に決めるにあたり、矢口（前長官）が「社会党が最高裁長官にリベラルな学者を据える可能性」に対して周到に準備した」と書かれている。草場氏は長官就任時に2番目に若かった。もっとも村山首相が指名した長官は三好氏だった。政権交代時期の長官は竹崎氏である。竹崎氏の長官指名は自民党内閣時代であるが、指名から1年もたたずに民主党政権となり、その長官任期中に自民党が政権復帰した。

誤報の件に話を戻そう。誤報された島田氏が長官に就任したのは第1次安倍内閣のときであった。安倍氏は首相として二人目の長官指名をできるであろうか。



◇団の将来

司法修習生に対する給費制 復活をあきらめない

東京法律事務所 青龍 美和子

1 初の「貸与制」の下での修習の実態

2011年11月開始の新65期司法修習生から給費制が廃止され、いわゆる「貸与制」が施行された。戦争の反省から日本国憲法の下で導入された統一修習と一体に60年以上続いてきた給費制が初めて途絶えてしまったのである。

新65期修習生からは、「修習終了時には1000万円借金を抱える。返せるのか」、「両親を亡くし保証人がつけられなかったため、貸与金を受けていない」、「貸与制のため『就労』とみなされず、子どもを認可保育園に預ける優先順位が学生と同レベルになり預けられなかった」など切実な実態が寄せられている。また、日弁連の調査では、28.1%の修習生が司法修習の辞退を検討したとされ、その理由として86.1%が「貸与制」を挙げている。給費制の廃止が、優秀な人材を法曹から遠ざけているといえ、制度の矛盾が現れている。

2 「法曹養成制度検討会議」の動向

2012年7月、改正裁判所法が成立し、給費制を含む法曹養成制度全体について検討する新たな合議制の組織として、有識者らによる「法曹養成制度検討会議」（以下「新組織」）が設置された。しかし、構成員のほとんどが、2011年5月に設置された「法曹の養成に関するフォーラム」（以下「フォーラム」）の再任であった。「フォーラム」は、給費制の必要を訴える多くの市民の声に耳を傾けることなく、わずか1か月のうちに「貸与制」への移行を結論づけた。また、「新組織」の審議が一般に公開されないことも民主制を欠く。

それでも、若手団員も多く参加する日弁連の給費制対策本部やビギナーズ・ネットは、4名の新委員に対し給費制の意義を訴えたり、全国各地で集会を開いたり、諦めずに精力的に活動してきた。その結果、「新組織」においても給費制廃止による切実な実態が取り上げられ、旧委員からも給費制廃止を望ましくないとする意見が出た。さらに、今年1月30日には改めて司法修習生への給費・経済的支援について議論されることになっている。

3 ビギナーズ・ネットはあきらめない

ビギナーズ・ネットは、2012年の通常国会開会から精力的に国会議員へのはたら

きかけを行った。１００回以上行った国会前あいさつ運動、青い「しゅうしゅう君Ｔシャツ」で議員会館を駆け巡る様子は、議員のなかでも話題となるほどであった。ビギナーズ・ネットの会員数は全国で約２３００名となり、２０１０年の発足時から年々事務局メンバーの引き継ぎがなされ、今は法科大学院に進学する前の大学生が運動の中心を担っている。

２０１２年暮れの総選挙で、これまで給費制復活に好意的だった現職議員が次々と落選し、政党単位での公開質問状では、政権与党に返り咲いた自民党が明確な給費制復活の回答をしなかったなど国会情勢も厳しさを見せる。しかし、ビギナーズ・ネットは超党派の議員連盟発足を呼びかけるなど、党派性を感じさせない団体ならではの活動を積極的に展開している。

４ 給費制廃止違憲訴訟の動き

２０１２年１２月、６５期が修習を終え、初めて「貸与制」の下で司法修習を終えた法曹が誕生した。「新組織」の動向を見守りながらも、前記の実態から、彼等が原告となる給費制廃止違憲訴訟が準備されている。主な主張は、給費制を廃止した裁判所法改正は憲法１３条・１４条・２２条・２５条等に反し無効であるため、改正前の給費制が復活するというものである。原告は全国で約１６０名となり、準備段階からマスコミにインパクトを与え、全国紙・地方紙にいち早く報道された。

訴訟を通じて司法修習・給費制の意義・実態を広く明らかにし、給費制復活への世論を喚起する効果が期待される。

５ 今後、給費制復活に向けて

私自身、２０１０年に修習生になる時には、当事者として給費制の意義等から給費制が廃止されることに対して強い憤りと理不尽さを感じながらも、国を動かすのは無理なんじゃないかと正直諦めていた。しかし、ビギナーズ・ネットの会員がどんどん増えていき、街頭や国会議員会館で訴えると共感してくれる人も増えて、全国各地からたくさんの応援があり、自分たちの主張に自信が持てるようになってきて、また会員や支援者を広げる・・・の繰り返しにつながったと思う。そして、修習開始直前での給費制１年延長が決まり、変えられるという経験を得ることができた。

いま、給費制復活への道は、当時と比べても率直に言って厳しいものがあるが、上記のとおり当事者は諦めずに頑張っている。ぜひ、周りからの支援も再度広げてほしい。

以上

以上

◇原発

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団の取り組み

東京合同法律事務所 馬奈木 厳太郎

1 2012年の弁護団の取り組み

弁護団の取り組みは、大きな柱としては、以下のとおりであった。

《個別事件の取り組み》

弁護団では、県内・県外避難者、農家、建設や製造、スキー場、漁業にかかわる事業者などの損害について、個別事件として受任し、対応してきた。

内容としては、自死案件のほか、営業損害、土壌被害（腐葉土等）、機具など営業損害に関するもの、避難費用、慰謝料など個人としての損害に関するものなど、昨年に続き多様であった。

損害の請求については、直接請求を基本としてきた。ただし、事業者の営業損害について、従前であれば比較的スムーズに支払いがなされていたものであっても、近時は東電の態度が硬化してきており、ADR（原子力損害紛争解決センター）に申し立てを行う案件が増加している。

個別事件については、半数以上の事案について一定の支払いがなされている状況ではあるが、その水準はなお低いものであり、中間指針の枠組みを乗り越え、抜本的に改めさせることが喫緊の課題である。

《相談活動・請求支援》

現在、弁護団が支援している被害者の会は、福島現地で3つ（県北、南相馬、相馬・新地）となっている。加えて米沢、広島、沖縄といった避難者の会についても、弁護団は支援を継続的に行っている。

各地の被害者の会では、会として損害賠償や原状回復を求める取り組みを進めるとともに、相談会や学習会などを定期的で開催している。福島現地の弁護団員を中心に、弁護団は相談会などに毎回参加し、個別の相談などに積極的に対応してきた。

また、民商会員の営業損害に関する請求については、弁護団結成以来支援を続けているが、現在、弁護団による支援は福島にとどまらず、宮城、茨城、埼玉、神奈川へと広がっている。全商連や県連、会員の方々とともに、経産省・文科省交渉や東電交渉に参加し、東電の姿勢を改めさせ、中間指針の枠組みを一步でも乗り越えるよう尽力してい

るところである。

さらに、2012年には、農民連からの営業損害に関する個別相談にも対応するなどしており、この間、いわゆる民主団体との協力関係も強まってきている。

《要求実現運動》

各地の被害者の会や民主団体は、賠償請求とあわせて、被害回復のための様々な要求活動を行っている。たとえば、賠償に関するものであれば、慰謝料期間の延長や支払対象地域の拡大、支払われた賠償金に対する課税の阻止などが、生活再建や環境回復に関するものであれば、汚染状況の公表や除染、除雪の実施などが、健康被害に関するものであれば、医療の無償化や子どもたちの一時避難などが、その内容となっている。

弁護団では、被害者の会や民主団体とともに、国や東電に対する交渉や要請に参加し、被害者の訴えや想いに応える政策の具体化・制度化を求めてきた。国だけをとりても、経産省、文科省はもちろん、環境省、財務省、国税庁などにも要請を繰り返してきた。

こうした要請の結果、福島県外での個人向けのものとしては初めて、沖縄県において東電による全体説明会と複数回の個別相談会を開催させたほか、東電による各地の被害者の会に対する継続的な説明会（実質的には要請行動）も実施させている。

具体的な要求を実現させることは容易ではないが、国や東電の態度硬化を阻止し、指針を最大限に充実・拡張させるためにも、また被害者の想いを直接伝え、連帯を強めるためにも、要求実現は極めて重要な取り組みである。

《集団訴訟の準備》

弁護団は、今回の事故を「公害」と位置づけ、国と東電の責任を追及してきた。そして、被害者の根本的な要求である原状回復と完全賠償を実現させ、全体救済のための制度化を求めてきた。

このような取り組みを実現させるためにも、運動の一環としての集団訴訟の提起が重要であるとの認識から、弁護団では国と東電を被告とした集団訴訟の提起を早い段階から提案し、各地の被害者の会や民主団体と意見交換を行ってきた。あわせて、弁護団内や弁護団を越えて、責任論や被害論を中心に理論的な検討を重ねてきた。

現在、集団訴訟の提起に向けて、原告団準備会が結成され、各地で説明会を開催するなど原告団の組織化が続けられている。

2 集団訴訟の提起

2013年には、国と東電を被告とした集団訴訟が提起される。

集団訴訟は、原状回復などを求めるものと、帰還困難者を原告とした損害賠償請求などを求めるものの2つとなる。前者が基本の訴訟であるが、後者も賠償水準を引き上げ、指針の範囲を拡大させるという実践的な目的を有している。長い取り組みとなるが、「訴訟は

2つ、たたかいは1つ」を合言葉に、原告団・弁護団ともに全力を尽くす決意である。

団には、公害訴訟をはじめ、多くの経験と知見が共有されている。こうした団の歴史を承継すべく、弁護団としても引き続き最大限努力する覚悟である。この歴史的なたたかいを勝利するためにも、多くの団員の弁護団への参加を訴えとともに、引き続きご支援を心からお願い申し上げる。

「東日本大震災被災地法律相談活動」

渋谷共同法律事務所 吉田 悌一郎

1 今年も被災地へ

この1年間も被災地によく通うことになった。

震災直後の時期は、主に福島県各地での被災者支援や原発賠償関係、あるいは首都圏での広域避難者支援などの活動に中心的に取り組んできた。これらの活動は現在も継続しているものの、やはりその他の岩手県や宮城県の被災地の現状のことも大いに気になっていた。

そこで、去年は、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウが主催している岩手県大船渡市の被災地での法律相談会に参加し、初めて岩手県の被災地を訪問する機会を得た。結局、それから昨年1年間で6回あまり大船渡を訪問することになってしまった。

2 岩手県沿岸部の津波被害の惨状

東北新幹線の一ノ関駅で下車し、そこからレンタカーを借りて自動車で大船渡まで向かう。一ノ関と大船渡を結ぶ鉄道がまだ復旧していないためである。

私が初めて大船渡を訪問したのは平成24年の1月のことであったが、自動車で大船渡に向かう途中で通った陸前高田市の沿岸部の惨状の光景は今も忘れることができない。広大な面積の地域が丸ごと津波で流されてしまって何もない状態。私はそれまでも、福島県や宮城県その他の沿岸部の津波被害の地域をいくつも見てきたが、およそそれらとはスケールがまったく異なる。まさに一つの街ごと消滅してしまい、砂地ばかりの何もない光景が延々と広がっていた。1つだけポツンと、5階建ての建物の4階部分まで津波が押し寄せた痕跡が残っている雇用促進住宅が突っ立っていたのが印象的であった。

また、こんな所にまで津波が来たのかと思われるような、かなり内陸部に入った地域にまで津波被害の爪痕が明確に残っていた。まさかここまでは津波は来ないだろうと思って逃げ遅れてしまった人が多いというのもうなずける。

当時、瓦礫は一応撤去されていたものの、それは撤去されたというよりは、単に一カ所に集められているだけの状態で、隅々に瓦礫の山がうずたかく積み上げられていた。

また、カーナビでは存在するはずの店や道路、橋などが失われており、海が浸食している地域もあった。

初めて生で見た陸前高田市の津波被害は激烈であり、市内の状況は、震災から10ヶ月以上が経過した時点においてもなお、およそ復興とはほど遠いものであった。むしろ、3.11のまま時間が止まってしまっている、震災・津波被害の痕跡が痛々しく、剥き出しのまま残っていると言ってよい。私はただただ言葉を失った。

3 被災者法律相談の現状

大船渡市は、人口約4万人、岩手県南部に位置する沿岸部地域で、震災及び津波によって甚大な被害を受けた地域の1つである（平成24年8月31日時点で死者340人、行方不明者81人、建物被害5520世帯）。もともと漁業で有名な街であったが、現在も、津波によって流されたJR大船渡駅周辺の市街地は、生々しい津波の傷跡を残している。

法律相談会は、上記のヒューマンライツ・ナウの弁護士が1ヶ月に2回のペースで行っている。地元のNPO法人夢ネット大船渡のご協力（相談場所の提供や法律相談会の宣伝等）をいただいている。夢ネット大船渡は岩手県から委託を受けて大船渡市内の盛駅（さかりえき）の駅舎を管理している（なお、大船渡駅は津波で流されて復旧していない）。上記のように、鉄道はまだ復旧していないが、駅は街の中心地であり、その中心である駅が閉鎖されている状態ではおよそ街の復興もおぼつかない。そんな発想で、夢ネット大船渡の方々が主体となって、駅舎内の待合室を利用し、そこは地元の人々のサロンのような存在となっている。

ここで一番最初の相談者は、学校の教員をしているという女性だった。相談場所は駅舎の奥にある4畳ほどの狭く薄暗い和室。小さなちゃぶ台を挟んで、お互いに挨拶をして相談を受け始めるなり、彼女の目は真っ赤になり、涙が溢れた。津波で夫その他の同居の家族全員を亡くし、自分1人だけが生き残った。その家族が残した財産の処理をめぐる相談だった。震災後、たった1人で気丈に生きてきた彼女の気持ちを思うと、改めて、3.11の被害の深刻さに胸が痛んだ。

私が初めて行った相談会は、私を含めて2人の弁護士で対応したが、相談件数は2日間で合計14件とかなり盛況であった。大船渡市や陸前高田市内の仮設住宅から相談に来られる方々も複数おり、確かな相談需要を感じた私は、その後もこの地に通うことになった。

その後、初夏の頃になると、瓦礫が片付けられただけの津波跡地に雑草が生い茂るようになり、自然のたくましさを感じた。青々と茂る雑草が、徐々に傷跡を癒してくれているように感じられた。だが、被災者たちを巡る現状は、依然として厳しいものであった。

相談内容としては、相続や家族関係のトラブル、借金問題、住宅再建に関する問題な

どが多いが、震災を直接・間接の原因とするものが多い。津波で家の権利証を流されてしまったことを震災後からずっと心配されている被災者もいた。

震災から時間が経過するにつれて、収入の道も途絶え、義援金や支援金を使い果たして生活に困窮する被災者、自宅が津波で流されたにもかかわらず、残った住宅ローンを律儀に払い続けた挙げ句、もうこれ以上は払えないと相談に来る被災者、震災とそれに続く困難な生活がきっかけとなって生じる離婚などの家族間のトラブル等々。現地の被災者たちは今もまだ、もがき、苦しみ続けている。

4 復興屋台村

毎回、土曜日の相談会が終わると、私は地元の大船渡復興屋台村に繰り出す。ここは、津波被害に遭った大船渡市中心地に店を構えていた方々が集まり、津波被害の跡地にまとまって仮設の店舗を建設し、飲食店を営んでいる場所である。いわば、震災後に臨時的に作った仮設の飲み屋街のようなもの。私の行く店も毎回同じで、店の人とも顔なじみになっている。店で焼いてくれる旬の魚は、漁業で有名なこの地ならではの絶品で、東京ではまず口にすることはできない。

酒を飲みながら、店の人や他のお客と談笑するのもまた楽しみの1つ。週末はささやかだが屋台村も賑わっている。親子で20年以上もやっていた店を失った人、自宅を失い、仮設住宅から気晴らしに飲みに来る人、家族を亡くした人。ここでもみんな、何かを抱えている。ここは被災者たちの傷を癒し合う場でもある。

みな心温かい人たちで、ヨソ者の私も温かく迎え入れてくれる。盛り上がってついつい杯を重ねてしまうのである。

5 あの3.11からまもなく2年が経過しようとしている。震災直後は多くの被災地の現状が頻繁に報道され、弁護士も大勢手弁当で被災地に向かっていた。しかし、時間が経つにつれて被災地の報道も少なくなり、世間の関心も薄れている。

だが、被災地の現場では、まだまだ多くの課題が残っており、多くの支援が今後必要である。私は震災直後、今後10年単位での支援が必要になると思ったものだが、その思いは今も変わらない。細々とではあるものの、被災者支援を今後も続けていくことを自分の大きなテーマにしたい。誠に微力ではあるが、今後も被災地に通い続け、被災者支援を継続していきたい。

以上

◇2012 年都知事選

東京都知事選挙と法律家のたたかい

都民中央法律事務所 田中 隆

第1 「つくる会」と都知事選挙

1 40氏声明から告示まで

2012年11月6日、池田香代子、上原公子、内橋克人、宇都宮健児、大江健三郎、鎌田慧、品川正治、杉原泰雄、渡辺治氏ら有識者40氏は、声明「私たちは新しい都政に何を求めるか」を発表した。記者会見に出席した宇都宮弁護士は、「求められれば出馬する」と表明した。40日間の「宇都宮選挙」がはじまった瞬間である。

「惨憺たる石原都政の13年半であった」ではじまる声明は、石原都政の本質を喝破し、対抗軸となるべき①脱原発、②格差・貧困の克服、③教育の再生、④憲法のいきる東京の「4つの柱」を投げかけたものであった。

9日、宇都宮弁護士が「人にやさしい東京をつくる会」（以下、「つくる会」）を母体（確認団体）に都知事選に出馬する旨を正式に表明した。

14日、起爆点となるべき「キックオフ集会」は、中野ゼロホールを埋め尽くした1500名の参加者の熱気で大きく成功した。脱原発の運動を続ける山本太郎氏や一水会最高顧問鈴木邦夫氏が挨拶するなど、広範な支持・支援を示すものでもあった。集会では、上原公子選対本部長が「勝手連をつくって運動を進めよう」との提起を行ない、「公選法のもとでの活動」の報告を筆者が行った。この14日は、野田佳彦首相（当時）が「あさって解散」を明言し、「ダブル選挙」が現実化したその日にあたっている。

17日、「つくる会」はボランティア・スタッフの公選法学習会を実施し、筆者が講師をつとめた。弾圧学習会として準備にかかったものを、「メディア同席、ウェブ上で公開」がわかって、急きょ「市民のための公職選挙法講座」に切り替えた。集まったボランティア・スタッフはいずれも若く、「はじめて選挙にかかわろうと思った」と言うメンバーもいた。「熱意はわかる。だがこれで選挙がやれるか」というのも、率直な懸念だった。

「勝手連で活動を」との提起を受けて各地で活動が開始され、「超党派の市議が呼びかけ人になって久しぶりに伸びやかな集会をやった」（日野）などの「うねり」が、随所で生まれた。『勝手連』が民主勢力と協力して推進から「バラバラに活動」まで、「立ち位置」はさまざまだが、地域の運動に新たなインパクトを与えたことは疑いない。

22日には新宿区四谷三丁目に事務所が開設され、29日の告示を迎えた。

2 「市民ネットワーク」型選挙と支持の表明

広範な勢力の賛同・支持を集めるために、「つくる会」は多くの政党や労働組合・市民団体に賛同と支持を求める要請を行った。中心となったのは無党派市民であり、共産党・社民党などの政党や労働組合などは「要請を受ける側」に位置していた。

83年都知事選まで継続した革新統一が、候補者と政策協定を結んだ社会党と共産党の共闘を基礎にしていたのに対し、市民的な共同を基礎に生み出され、「市民ネットワーク」型で展開されたのが「宇都宮選挙」の最大の特徴であった。

最終的には、日本未来の党（生活が第一、みどりの風など）、共産党、社民党、新社会党、生活者ネットワーク、緑の党が支持を表明したが（民主党は自主投票、自民・公明・維新は猪瀬支持）、いずれの政党とも政策協定は結ばれていない。また、共産党や東京地評などの「明るい革新都政をつくる会」（「革新都政の会」）は、11月21日に支援決定を行って運動を展開したが、「つくる会」とは別個の運動を展開しており、「つくる会」側からすれば「巨大な勝手連」ということになる。

「政党などの組織に依存しない市民ネットワークによる選挙」という構図は、選挙の最後まで変わることはなかった。このことが、総選挙などの党派選挙や83年までの革新統一選挙にない新たな色彩や広がりを生み出すと同時に、限界を示すことにもなる。

3 選挙運動の17日間

告示から17日間の選挙運動期間はまたたくうちにすぎた。

「べからず公選法」のもとで、選挙運動期間に確認団体が行える活動はきわめて限られている。それでも、①掲示場に1万4千枚のポスターを告示日朝に貼り出す、②数百万枚の法定ビラを地域・職場におろして配布しきる、③宣伝カーを全都に運行し、要所要所で街頭演説に適切な応援弁士を配置する、というのは決して容易な作業ではない。

「勝手にやらせてくれない」のが公選法であり、選挙実務を行うには熟達した実務指揮能力が要求される。「これで選挙が」との懸念は、決して故なきものではない。

「素人同然」から出発した選対は、この難題をなんとかクリアした。

「まず無党派議員、無理なら共産党議員に頼んで」という候補者ポスターは、午前中にすべて貼り切った。「法定ビラに証紙を貼った」とか、「総選挙公示後の法定2号稿に政党名を入れた」とかのミスもあったが、なんとかビラはまききった。「直前にしか決まらない」「連絡が遅い」とクレームが続いた街頭演説も、数日前には連絡できて、「応援参加」「聴衆動員」が間に合うようになった。そして、スタッフは最後まで熱気を失わなかった。

「選挙プロ」から見れば「初歩的な到達」にすぎないだろう。だが、ボランティア・スタッフを主体とした選対が、ここまで到達したことの意味は決して小さくない。プロセスそのものが、政治に挑んだ市民が選挙を自らのものとしていった道程だからである。

最終日15日の「山手線一周街頭演説」には、法規対策メンバーも同行した。それぞれの駅頭で、地元「勝手連」メンバーなどによる音曲入りの応援活動が展開され、数千人が

集まった新宿駅西口に流れ込んだ。「キックオフ集会」の熱気を数倍に拡大した「フィナーレ」であった。

第2 法律家・弁護士のたたかい

1 「宇都宮選挙」と法律家

自由法曹団東京メンバーを含む弁護士にとって、「同業者を擁立しての選挙」であり、他団体・他階層に先んじて運動を展開すべき選挙であった。

「待望の統一候補」ということもあって、選挙を必ずしも「得手」としていない弁護士のなかで、「宇都宮応援」の動きがそこそこで起こった。「勝手連」がてんでに動き出し、政党や労働組合などの組織メンバーが「支援決定待ち」になっている11月中旬、広範な弁護士層に照準をあてた活動が自立的に始動したことは特筆されていい。

もう一方の活動は、「つくる会」からの「法規対策への協力」の要請で始動した。政党の法規対策に依存しない以上、独自に法規対策スタッフを編成し、地域対応事務所と結んだ法規対策システムを生み出すしかない。そのための準備もゆるがせにはできなかった。

これらの活動を背景に、自由法曹団本部は11月17日に支援を決定し、東京支部も21日には支援決定を行った。いずれも他団体に先駆けての決定である。

こうした法律家・弁護士の活動は、3つの平面に整理することができよう。

- a 「人にやさしい東京をつくる弁護士の会」の活動
- b 法規対策・弾圧対策の活動
- c 自由法曹団東京支部の活動

2 「人にやさしい東京をつくる弁護士の会」の活動

弁護士の「宇都宮応援」の動きは、「人にやさしい東京をつくる弁護士の会」（弁護士の会）に合流していった。「弁護士の会」は、法律家団体や支持政党を超えて弁護士が結集したネットワークであり、「弁護士版勝手連」の性格をもっている。

この分野については、別途報告ないし総括がされると思われるので、活動を箇条書き的に記載するにとどめる。

a 全弁護士向けの活動

「弁護士共同アピールの呼びかけ」（11月21日 全都の弁護士にFax）と共同アピールの発表（11月26日）。時間が乏しかったこともあって賛同は376名にとどまったが、選挙寄付の募集などにつながる意味をもった。

b 街頭行動

霞が関宣伝（12月4日、10日）、銀座練り歩き（12月8日）、駅頭いっせい宣伝（12月11日など）。延べにすれば参加者は数百名規模におよび、弁護士の政治宣伝活動としては稀有な例である。

c 政策検討と提言

関係する事件分野やかかわっている人権分野に応じて都政政策を検討して「つくる会」

に提言した。その検討や提言が、どれだけ「政策集」や法定ビラに生かされたかは検証できていないが、猪瀬都政に対する要求運動などに発展していくものと思われる。

3 法規対策・弾圧対策の活動

(1) 法規対策と自由法曹団

「つくる会」の法規対策は、自由法曹団として対応することにし、三役経験者や弾圧事件経験者を中心とした幹部メンバーが「つくる会」事務所に常駐した。法規対策や弾圧対策に経験と蓄積を有していること、干渉・妨害やトラブルに対応できるネットワークは東京支部と地域対策事務所しかないことなどが理由である。

無所属市民や広範な党派が共同で展開する選挙運動への弾圧・干渉は、当事者がだれであっても初動対応や最初の接見を自由法曹団が引き受ける。「系統」や当事者の意向によって、より適切な法律事務所・弁護士があれば「移管」する・これが自由法曹団の内外双方での確認であった。こうしたスタンスにより、政党・労働組合等の「基幹団体」のなかで自由法曹団だけが、「つくる会」そのものに深くコミットすることになった。

活動の詳細は「法規対策・弾圧対策活動まとめ」「選挙運動・政治活動と公職選挙法」（改憲ML・治安ML・東京支部ML掲載）に掲載し、一端は「疾風怒濤の40日 都知事選私記」（自由法曹団通信1月1日号）でも触れている。ご一読いただければ幸いである。

(2) 法規対策活動

11月29日から12月15日まで、交代で「つくる会」事務所に常駐し、問い合わせへの対応やスタッフのサポートを行った。「つくる会」HPに「弁護士常駐・問い合わせに対応」と表示したこともあってか、問い合わせが殺到して思った以上に「盛況」。『マニュアル』に従って党员・後援会員が進める党派選挙では考えられない現象である。

「三大論点」は、①ビラ・パネル、②HP・Mail、③街頭での音曲だった。①②は文書・図画の規制と脱法規制（公選法142、143、146条）、③は選挙用・政治活動用拡声機の規制（同141条の2、201条の9）にかかわっている。

詳細は前掲資料に譲るが、ポイントは規制を最小限に「圧縮」して「やりぬく方法」を編み出すことで、「抜け方の理屈の考案」に近い。「苦肉の策」の解釈でもあったが、「ウツケン・サンバ+街頭演説」を「2つのイベント」に切り分ける組み立てや、「HP・ブログの掲載・更新は候補者名が入っても、投票依頼目的が明らかでない限り脱法でないので自由」との解釈は、ほとんどそのとおりまかりとおらせた。

選挙期間中も続いた「官邸前脱原発アクション」もあって、拡声機規制がほとんど「死文化」したこと、投票依頼文言がないウェブ上の表現活動が事実上自由化したことは、この選挙の大きな前進面と言っている。

(3) 弾圧対策活動

「事件」としての対処を要したのは三鷹UR団地事件だけだった。

12月8日、UR団地の3階住戸に法定ビラを配布した70歳の男性が、住民に見咎められて住居侵入容疑で逮捕された。被疑者は民主勢力の活動家であり、武蔵野法律事務所

の弁護団の弁護活動と国民救援会を中心とする救援活動が機敏に展開された。「つくる会」は逮捕に抗議して早期釈放を求める声明を発表するとともに、記者会見を行った。12月10日、検察官は勾留を請求したが、翌11日、裁判官は勾留請求を却下、準抗告がないまま男性は釈放された。これが事件の概要である。

堀越事件最高裁無罪判決の翌日に車両3台、捜査員約10名を動員して敢行された逮捕であって「公安のリベンジ」の色彩が濃厚であり、「つくる会」の法定ビラだけの配布への弾圧であって宇都宮陣営の選挙活動への恣意的妨害の目的が顕著であった。政治弾圧に機敏に反撃し、勾留請求却下による早期釈放を実現したことは高く評価されていい。

(4) 法規対策活動の意味と到達点

「法規対策・弾圧対策活動まとめ」では、法規対策活動の意味を以下の3点に整理しておいた。

- ① 「市民ネットワーク選挙」における法規対策活動が、「公選法のもとでもやれる活動」を編み出していく重要な役割をもっていることが確認できたこと
- ② 公安警察による選挙弾圧やあれこれの選挙妨害と対決し、選挙運動を守り抜く役割を果たしたこと
- ③ こうした活動を通じて、自由法曹団と市民運動間の相互理解と信頼関係がこれまで以上に前進したこと

「つくる会」に提出した総括の評価であるが、自由法曹団の立場から考えても変わるところはないだろう。

4 自由法曹団東京支部

自由法曹団東京支部の役割は、なによりも、「弁護士の会」の活動（前記(2)）と法規対策・弾圧対策活動（前記(3)）の「サポート役」に徹することにあつた。

広範な弁護士が集まって多彩な活動を展開した「弁護士の会」は組織性を持たないネットワークであり、組織的に動員する手段をもっていなかった。法規対策活動はプロフェッショナルとしての対応だったが、周知徹底は自由法曹団に依拠するしかなかった。

東京支部は、この2つの分野の活動を法律事務所や団員弁護士と結びつけるために、「東京支部Faxニュース」（組織内文書）を14号まで発行して団員がいるすべての法律事務所にFax送信し、専従者による「要請電話」を繰り返して組織にあたつた。11月26日の「弁護士共同アピール」の賛同者の9割近くが団員弁護士だったのは、そのためである。

自由法曹団は、政治性と組織性を発揮して「市民ネットワーク型」選挙を支えた。これが「専門性を持った基幹組織」に要求された最大の役割だったと考えていいだろう。

第3 都知事選から明日へ

1 投票結果が投げかけるもの

猪瀬直樹 4, 338, 936票 65.27%

宇都宮健児 968,960票 14.58%

これが投票結果である。支持政党（共産党・未来の党・社民党）の総選挙での比例得票合計（1,069,952票）の9割だから、「支持政党票」も必ずしも固め切れていない。

40氏声明から40日という「短期戦」で、候補者名すら行き渡らせることができなかった結果である。「法定ビラをもらったが候補者名が書いていない。だれが候補者だ」との「クレーム」が「つくる会」事務所に最後まで続き、「比例と小選挙区は分かっているが都知事選はだれだ」との声が最終盤にも見られたことが、その状況を物語っている。

だが、総選挙の投票動向が「政権の失望への消極的選択」に彩られているのに比べれば、脱原発・格差克服・教育再生・憲法擁護という希望に託した「東京の100万票」の意味は決して小さくない。

「短期戦」に「メディアから都知事選が消滅」という悪条件が重なったもとの、「市民ネットワーク型」選挙が100万人近くの支持と共感を獲得したところに、積極的な意味を見出すべきだろう。

2 ネットワークと「組織戦」

都知事選のたたかいが、都政をわがものとしてできる政治闘争の水準にはまだまだ到達していないこともまた、直視しておかねばならない。「戦術レベルの論点」はあれこれ議論されるだろうから、本質論にかかわる問題だけ指摘する。

政治の転換を求める無党派層が拡大し、護憲を掲げる共産党や社民党の勢力が小さくなるもとの、新自由主義路線、改憲路線と対決する対抗戦線は、市民的なネットワークと政党や労働組合などの共同によって実現するほかはないだろう。「宇都宮選挙」はそのための「壮大な実験」でもあった。「実験」が生んだ発見や「出会い」や連帯の意味は、結果に現れた得票数よりもはるかに大きい。

その「発見や『出会い』や連帯」が質的に発展するには、「市民ネットワーク」の力と政党や労働組合の力が相乗し、より大きな力を発揮することが不可欠である。

だが、今回の選挙では、そこまで到達したとは考えられない。

広範な政党や運動体が支持を表明したが、その政党や運動体が一堂に介して都政政策や選挙戦略を協議・調整したことはない。「市民ネットワーク」型の「つくる会」と政党・労働組合等の「革新都政の会」が、活動家層の共同行動や相互交流に取り組んだ事実もない。組織を持たぬ「勝手連」を主力とし、M a i lマガジンをほぼ唯一の情報発信とするスタイルでは、情報や「熱」から疎外されたままの支持者や支持団体も多かったに違いない。

率直に言えば、市民運動は組織力に依拠することに過度に慎重であり、政党や労働組合にはそうした市民運動と交わって溶け込んでいく方法論が欠けていた。その結果、「つくる会」と政党・労働組合の「距離感」はほとんど縮まっておらず、このままではすべての組織やネットワーク、個人の力量を全面的に発揮させるものにはならない。

これは、「40日の短期戦だったから」で終わらせていい問題ではない。

すでに述べたとおり、「法律家のたたかい」は、「弁護士の会」の活動や法規対策活動を

自由法曹団の組織活動でリンクさせ、ネットワークと「組織戦」を有機的に結合させようとしたものであった。また、「基幹団体」の自由法曹団が「市民ネットワーク」の「つくる会」に深くコミットすることによって、相互に多くのものを学ぶことができた。

同じことは、すべての分野、すべての地域で、決して追及できない課題ではなかったはずである。

「市民的な共同を基礎に広範な政党や勢力の結集をめざす」という新たな平面に踏み出した「宇都宮選挙」は、ネットワークと「組織戦」のあり方をめぐる大きな課題をも、投げかけたと言えるだろう。

都知事選を振り返って

澤藤 統一郎

1 発端

2012 年 10 月 25 日、暴走老人・石原慎太郎が突然に都知事の椅子を投げ出して、前年 4 月に続く都知事選となった。

石原都政への怨みは数々ある。わけても、国家主義鼓吹の象徴にほかならない学校行事での「日の丸・君が代」強制は到底看過し得ない。これまでは、民主主義レベルでの敗北の結果、人権レベルでの闘いを余儀なくされてきたが、あわよくばこの選挙で民主主義レベルでも勝ちたい。都知事選に勝てたら、都の教育委員を入れ替えて「10・23 通達」を撤回することが可能となる。

選挙に勝つためには、どの一党一派も力量の不足は明らかである。政党間の共闘が実現しなければならない。そして、共闘が実現すれば多数の市民運動に乗ってもらうことも期待できる。統一候補の擁立ができれば、ひょっとしてビッグチャンスとなるかも…。

私には、前々回（2007 年）都知事選における「革新」統一候補擁立が不成功に終わったことの無念の印象が強く、候補統一による相乗効果への期待は大きかった。

同選挙において「革新」勢力が推した候補の獲得票数は以下のとおりである。

浅野史郎	1,693,323
吉田万三	629,549
合計	2,322,872（得票率 41.7%）

周知のとおり、浅野史郎の選挙運動は無党派市民の「勝手連選挙」として注目され、独自候補を出さない民主党・社民党の支援、生活者ネットワーク・新社会党などの支持を受けた。吉田万三は「革新都政をつくる会」を確認団体とし日本共産党から推薦を受けた。敗れたとはいえ両候補の合計得票率は 40%を超えた。統一した候補者擁立に成功すれば、その相乗効果によって過半数獲得も不可能ではなく、「美濃部革新都政の再樹

立」もけっして夢ではない。個人的には、浅野・吉田の両陣営とも「日の丸・君が代」強制に反対の立場を明確にしたことに注目して、候補が統一されればとの思いは強かった。

さて今回、共闘実現への問題は山積していた。まずは、どのような政策で、どの範囲の共闘を実現できるかである。共闘の範囲を広げなければ勝てない。しかし、共闘の範囲が広がれば政策の一致点は狭くなる。石原後の石原都政継続を許さない、ということでどれだけの共闘が可能であろうか。そしてなによりも、革新の統一選挙の候補者の引き受け手がいるだろうか。

2 好調な滑り出し

案ずるより産むが易し。宇都宮陣営の立ち上がりは素早かった。

以前に水面下での宇都宮擁立の動きもあって、今回も機敏に文化人グループが同氏に接触した。11月6日には、同氏の立候補を視野に入れた文化人40氏の共同声明「私たちは新しい都政に何を求めるか」が発せられた。声明は、「惨憺たる石原都政の13年半であった」と始まって、石原都政を徹底して批判する立場から総括し、「時代は、改憲や集団的自衛権の行使、近隣諸国との紛争に突き進んでいるように見える。この流れを止めなければならない」「いま、都知事を変えることは、日本の右傾化を阻止する立場になる」とする見地から、「私たちが求める都知事」として、政策上の4本の柱を立てている。「憲法尊重、教育の再生、反貧困・反格差、脱原発」。まさしく今必要な、都政の課題の柱である。

この政策の柱建で、統一候補として誰に立候補を求めるか。自ずから、衆議は一決した。宇都宮健児弁護士をおいてほかにない。彼は、反貧困運動の旗手であり、脱原発の立場を明確にした日弁連の前会長であり、なによりも傲慢な石原の対極として、生来の人格的な優しさをもっている。この時期、彼の日弁連会長任期が終了していることも幸運だった。

こうして、出馬表明の記者会見が11月9日となった。支える母体は、市民団体としての「人にやさしい東京をつくる会」。政策は40氏声明の「4本の柱」に、彼の個性で肉付けをしたものである。傲慢から優しさに、人に決めてもらう衆愚政治から市民が主体となる確かな民主主義に、差別や偏見ではなく人権と平等を。時代の風を変えようという思いが滲み出る記者会見であった。

こうして、「市民運動が主導して候補者を擁立し市民選対をつくる。その掲げる政策と候補者を受け容れる複数政党が後景に退いて横並びで支持する」という新しい形の共闘が実現した。告示日を迎えるまでに、緑の党・社民党・日本共産党・国民の生活が第一（未来）・生活者ネットなどの支持を得、民主の一部（菅直人）も加えての共同の第一声となった。各地域に勝手連がつくられたと報告された。ここまでの滑り出しは、すこぶる順調であった。

3 順調ならざる選挙戦

- * たまたま、私は候補者の同期の友人であることから、都知事選選対の一員となった。能力も経験もない。選挙のなんたるかをまったく知らず、共闘での苦労もしたことはない。けっして適任ゆえではなく、文字通りの「たまたま」であった。どうも、私だけではない。選対を構成した者は皆々素人同然。東京都の有権者1000万人を相手とする大規模選挙を推進するには力量不足であることが次第に分かって来る。また、微妙な寄り合い所帯であるにも拘わらず、情報の不透明性には最後まで釈然としないものが残った。選対本部長の小さな権力を振り回す姿勢にも辟易した。

忌憚なく言えば、大きなポテンシャルが運動の未熟さによって摘み取られたとの印象を否めない。もちろん、私自身の不明と無能の責任も免れない。革新統一とは、実に難しい事業だというのが、偽らざる感想である。

- * 今回選挙の枠組みが有効に機能したかについては、枠組みの骨格を形づくる市民選対と、候補者を支持した「政党」の側のそれぞれの事情を見なければならない。

各政党は、統一の原則を堅持する立場で極めて自制的に行動した。そのことは高く評価できる。しかし、各党とも「我が党の選挙」として積極的に取り組む姿勢には欠けたと言わざるを得ない。ダブル選挙となって、そのことは際立った。

各党に都知事選を「我が党の選挙として闘う」モチベーションを持てなかったその責任は、主として市民選対の側にある。市民選対は、各政党に「我が党の選挙」として取り組んでもらうべく熱意を示すことはなく、そのような戦略ももたなかった。働きかけが弱かったというよりはむしろ、「口は出すな」、「自党の候補者であるという顔をしてもらっては困る」「しかし、労働力と票だけは出していただきたい」という、虫のよい要求を言い続け、結局は政党の持つ力量を生かすことに失敗した。共闘の難しさが露呈した点である。

- * 市民選対の側は、各政党や政党支持を表明している諸団体の提言や要望に謙虚に耳を傾けようとする姿勢に乏しく、共闘を構成する各政党、各団体の対等平等性が確保されていることへの信頼確保の努力も見えなかった。

市民選対は、政党への統一による具体的なメリットをつくりだし、具体的なメリットの大きさを示して説得し、各政党が積極的に統一選挙に参加することについての戦略ももたなければならない。

また、共同する仲間としての連帯をつくり出すための連絡や協議を徹底し、情報を共通にして運動の透明性を確保しなければならない。

- * 各地区・各界の勝手連については未だにその実態も活動内容もよく分からない。無数の自主的な勝手連の活動があつて到底把握しきれない、からではない。要するに把握する努力がなかったからである。選対が、その自発性を尊重しつつも勝手連の諸活動を把握し、自覚的に経験を交流して相互の刺激の上に活動を盛り上げようという戦略も戦術

もなかった結果である。

目に見える限りでの勝手連の実体は、各地区の無所属議員グループであった。都政要求についての市民運動体ではなく、各議員個人の実績作りが第一義となった活動とならざるを得ない。この人たちが街宣カーのウグイス嬢となった地元で、自分の名前を売り込んでいたとの苦情も耳にはいつている。選対は、勝手連を称する無所属議員には街宣車に乗せる機会を与えて、政党の議員にはそのような機会を与えていない。私には、選挙が終わってようやく見えてきた問題点であるが、各地区の政党支持者には当時から意識されていたことであろう。

告示直後のポスター貼りは、各地の勝手連が引き受けたと報告されていたが、結局は勝手連を称する無所属議員が、第一次の中継地点となったにすぎない。街宣なども、このような無所属議員を軸として予定が組まれた。中には、地元での各勢力の連携が上手にとれて街宣成功という報告も受けたが、特定の地元議員を中心にしたことによる不満も聞かれた。

また、勝手連は当初爆発的に広がるかと思われた。しかし、告示後のひろがりは見えなかった。東大にも、早稲田にも、明治にも、学生勝手連は立ち上がらなかった。労働組合の機関決定を乗り越えた勝手連の活動もなかった。作家や劇団や音楽家やスポーツ関係者の勝手連もなかった。アニメ問題の関係者の運動参加はあったはずだが、ひろがりについての報告はなかった。反貧困・反格差の運動体も、クレ・サラ問題の運動体も、消費者団体も、中小業者も、オリンピック反対運動も、築地移転反対運動も、いずれも選対への結集はなかった。

市民運動がつくる選対の最大メリットであるはずの、市民運動諸組織の都政革新に向けた糾合という図式を描くことはできなかった。

4 弁護士グループの役割

- * 弁護士グループの活動は、各界勝手連活動の一種ではあるが、候補者が弁護士であることからの特別の期待もあり、法律家として公選法をクリアする運動を先進的に示すことへの要請という特別の意味もあった。

選挙活動に参集した弁護士は「会」を作って定期的に会合をもち、集会・賛同アピール・法定ビラ配布・電話掛け・カンパ要請活動をおこない、銀座ウォークなどのイベントを企画した。各行動への参加者はたいへん熱心だったが、ひろがりに欠けたことは否めない。

運動のひろがりを欠いた最大の原因は日弁連会長選挙の後遺症である。前例のない日弁連会長2期目に固執した、として宇都宮候補への弁護士会内の反発は意外に強いものがあつた。しかし、もちろんそれだけではなく、都知事選選挙政策を弁護士集団に訴える工夫と努力が足りなかったことを、私自身の問題としても反省しなければならない。

脱原発も、反格差貧困も、日の丸君が代強制反対も、憲法改悪反対も、過半の弁護士

に支持を得られるはずの政策である。しかし、消費者問題や格差貧困問題に取り組む弁護士集団を取り込むような動きにはならなかった。働きかけが一通りのもので終わった憾みが残る。

＊ 弁護士グループの役割として特筆すべきは法対の活躍である。

告示以前の公選法学習会とレジメの作成、告示後の電話相談張り付きの態勢作りと、諸事態への迅速な対応には瞠目すべきものがあった。とりわけ、三鷹URマンション・法定ビラ弾圧事件に関しての現地弁護団と連携しての対応はみごとであった。

法対は問題が発生した後の事後処理担当であるよりは、運動員が自信をもって活動を行えるような環境をつくるという積極的な役割がある。そのことを意識させた、法対の活躍であった。

法対の活躍は、公選法による不当な運動規制や住居侵入罪を適用しての弾圧の存在を前提とするものである。優れた法対参加の弁護士たちに、継続して、公選法改正や住居侵入適用の不当を世論化する運動の先頭に立ってもらいたいと希望している。

5 惨憺たる開票結果

2012 年 12 月 16 日東京都知事選と総選挙とのダブル選挙の投開票は、両選挙とも最悪の「惨憺たる大敗」の結果となった。悪夢が現実となった思いを禁じ得ない。苦い敗北の味を噛みしめて、「この事態を打開するための覚悟が必要だ」と自分に言い聞かせている。

選挙得票数は、猪瀬 4,338,936、宇都宮 968,960 であった。選挙当日の有権者総数は 10,619,652 人、有効投票者数は 6,647,744 人。有効投票者数に対する得票率は、猪瀬 65.3%、宇都宮 14.6%である。得票比は 4.48 倍となった。マスコミの一部に「不戦勝」の語が見えた。まともな取り組みにすらなっていなかったという厳しい評価である。

主要な問題は、得票の絶対数よりは、統一による相乗効果の有無にある。統一候補を擁立したことによって、各勢力がそれぞれ独自に立候補して獲得するであろう票の総数を上回る統一候補の得票増が当然にあるだろう、選挙戦前はそう考えていた。

都知事選と同時にこなわれた総選挙比例代表東京区の確定投票数は以下のとおり。

共産	484,365	7.4% (前回 2009 年総選挙時 9.6%)
未来	448,689	6.8%
社民	136,899	2.0% (前回 2009 年総選挙時 4.3%)
3 党合計	1,069,953	

宇都宮票 968,960 は、その合計に及ばない。

しかも、いくつかの出口調査によれば、宇都宮候補への投票者は、共産・社民支持層の 3 分の 2、未来支持層の半分、無党派層の 4 分の 1 であったという。各陣営が統一したことによる宇都宮票増の相乗効果は、極めて乏しかったというほかはない。

前回 (2011 年) 都知事選における「革新」候補は共産推薦の小池晃一人であり、その

得票数は 623,913 票（10.35%）であった。前回の共産単独の小池得票率 10.35%に対して、「未来・社民・緑の党・勝手連」を支持母体に加えた今回の宇都宮得票率 14.6%は、4%ほどの上積みでしかない。相乗効果が見えないという意味において「敗北」というほかはない。

また、共産・社民とも前回（2009 年）総選挙票を減らしている。未来の退潮は、東京都内の選挙においても顕著であった。政党の側にも都知事選統一候補擁立の相乗効果はなかったといつてよい。

客観情勢に加えて、順調ならざる選対運営の結果でもある。

6 見えてきたもの

革新統一ないしは共闘の方向の正しさに私自身は疑義がない。今回は、十分な成果をあげることができなかったとはいえ、革新諸勢力の共同行動が現実にも可能であることが確認された意味は大きい。

「十分な運動をしたのに革新統一の枠組みの有効性の限界が露呈した」のではなく、「これしかない革新統一の枠組みを運動は十分に生かし切れなかった」と言わざるを得ない。

今回選挙の革新統一の枠組みは、「まず市民運動が先行し、その運動を各政党が横並びで支援するという形」での試みとして実践され、その現実性も実証された。しばらくの間、地方自治レベルでの共闘は、この枠組み以外に現実性はなさそうである。

この枠組みの有効性を十分に引き出せるか否かは、革新諸勢力の姿勢如何にあるが、とりわけ要の地位に立つ市民選対の力量と資質が死活的に重要となる。市民選対を受け持つグループはその力量と真摯性と献身性において十分な信頼を勝ちうるものでなくてはならない。最低限、選挙運動に参加する各団体・政党に十分な情報を提供し十分な意思疎通によって、信頼関係を保持する能力と努力とが求められる。

さて、4 年後には次の都知事選挙がある。そのときに情勢がどうなっているかは、予測しがたい。共闘の枠組みの正しさを確認しつつも、その枠組みの運用には慎重でなくてはならぬことを次に伝えて力量ある選対にバトンタッチが必要である。そのような任務を帯びたものとして、「会」はしばらく存続することになりそうである。各政党と市民団体との交流を通じての信頼関係醸成の場になることを願っている。

2012年三鷹ビラ配布事件について

武蔵野法律事務所 池末 彰郎

- 1、本件は、男性が2012年12月8日に三鷹市下連雀5丁目8番所在UR都市機構の団地1号棟各部屋のドアポストに都知事選法定ビラを投函するため、同棟3階廊下に立ち入ったところ、住民に腕をつかまれ、ビラの配布を妨害されたという事案である。
- 2、同日に男性は、住居侵入罪で逮捕され、所持した運転免許証から名前と住所がわかり、翌9日には家宅捜査された。翌10日には住居侵入と住民に対する傷害で東京地検立川支部に送検され、弁護団は勾留請求をするなどという意見書を提出し、検事面会もしたが、不当にも勾留請求はされた。翌11日に弁護団は東京地検立川支部に勾留請求を却下するように上申書を提出し、担当裁判官とも面会し、その結果裁判所から勾留請求却下決定が出され、身柄が釈放されるという画期的な成果が上げられた。
- 3、勾留却下要請で説明した事情は以下のとおりである。上記団地1号棟の西側は開放型の出入自由のドアがあり、東側にも開放されたままのドアがあり、2階以上に上れる開放された階段も2箇所ある。

男性は、東側の開放されたままのドアから同号棟に入り、エレベーターで2階の廊下に入り、3階の廊下で各部屋玄関ポストに上記ビラを投函していたものである。男性が同号棟に立ち入った経路には立入禁止の掲示は一切なく、ビラ投函禁止の掲示も一切なかった。但し、同号棟西側出入口には「立入禁止」の掲示があるが、男性は東側出入口から入ったため立入禁止の掲示には気付いていない。従って、男性は、同号棟に立ち入っていいという認識で、同号棟に入ったのである。

住居侵入罪の侵入は「他人の看取する建造物等に管理権者の意思に反して立ち入ることをいう」（最高裁昭和58年4月8日判決）が、男性は、立入禁止の掲示やビラ投函禁止の掲示が一切なかったことから、同号棟に立ち入っていいという認識であり、管理権者の意思に反するという認識は一切なかった。客観的にも、同号棟は、西側、東側出入口及び北側階段から自由に出入りできる構造となっており、上記構造からしても、同号棟に立ち入るのが管理権者の意思に反するとは一切言えないものである。従って、男性の同号棟への立ち入り行為は住居侵入に該当しない。男性の投函したビラは都知事選の法定ビラであって、最も尊重すべきものの一つである選挙活動の自由であり、その点で刑法第130条の「正当な理由がないのに」も該当せず、住居侵入の成立は不当である。

本件は、傷害罪でも送検されているが、男性は腕をつかまれ、羽交い絞めにされたので自分の腕を引いただけであり、住人に対する暴力など一切なく、住民は傷害も負っていない。従って、傷害罪など成立しない事案である。

- 4、本件は、選挙活動の自由、表現の自由に対する攻撃であり、裁判所が勾留却下したの

は当然である。更に不起訴処分を勝ち取るため、弁護団として奮闘する決意である。

2012年東京都知事選を振り返って

シンフォニア法律事務所 中野 和子

突然の前都知事辞任により、都知事選の準備もあまりなく知事候補を探すこととなり、宇都宮健児弁護士が立候補を決意してくれた。都知事選は抜群の知名度があっても当選しない選挙である。そのような選挙であっても、宇都宮弁護士が、注文一つつけず、日に日に候補者として見事に変身していった様子は、まさに、立場が人をつくることを体現したものであった。今回、機会が与えられたので都知事選についていくつかの感想を述べる。

1 優れた候補者

前都知事に対抗してきたこれまでの候補者と比較して、政策と生き方が合致しているだけでなく広く都民から支持を集めることができ、是非、当選してほしいと願う人物であった。

そして実際、候補者の人格・経歴が、自ら選挙を闘おうとする人々を結集した。それが今回の選挙の重要な点である。団員でも、独自に考えた銀座パレードや、裁判所前や駅前宣伝など、どうしても当選させたいと考えて自ら行動する人が多数出現した。

自発的に地道な努力をする人を生み出すためにも候補者選びが重要だったといえる。ただ、知名度がない場合の対策は課題として残った。

2 危機感を抱かせる情勢と発展の萌芽

維新の会のファシズム的政策が大阪で猛威を振るうなか、国政進出を阻止する最初の選挙と位置づけていたが、総選挙が同時に実施されることになったので、せめて都知事選だけでも打撃を与えられないかという思いに変わった。

また、脱原発の金曜日官邸前行動が、単にその場所で終わるのではなく、政治的な投票行動に結びつくことが運動の発展として重要であったが、その発展を、宇都宮候補を通じていくらかは実現できたのではないかと考えられる。

都民に共通する政策と危機的な情勢があったため、弁護士の間でも、これまでにない選挙協力が可能になったものであり、この萌芽も大事に育てなければならない。

3 政党中心でない形式の選挙運動

政党は前に出ないということのようであったが、選対は支持した政党に必要な協力を要請していなかったと思われる。「政党中心ではない」ことの現実的な意味合いはともかく、市民中心に政治改革に立ち上がったときに、政党はどのような役割を果たすべきか、という点が、今回都知事選の最も重要なテーマだったと考えている。選対本部の中の討議については全くわからないが、その後の懇親会などではやはり素人的な選挙であったと述べていた。

選挙をしたことのない市民が、短期間で選挙に習熟することは不可能である。

今回は、現在の公選法の下では継続的な組織活動がないと号外ニュースも制限されるなど、やはり、継続的な団体が必要だということが改めて認識された。

政党は、市民の活動に対して、政党として関与することを避けざるを得ない場合も、党员個人を通じて献身的に援助することは可能である。

今回の選挙のような市民中心での選挙活動も、そのような献身性が求められたのであろう。そしてその献身性がかなりの部分、個々人によって発揮されたことと思う。しかし、個々の献身性は、やはりバラバラでは力を十分に発揮できず、司令塔が必要だったはずである。

4 東京支部としての関わり

東京支部は、弾圧事件に精通する法律家団体として、市民中心の選挙を法律的側面から支えることを決意し、実行した。

公職選挙法は複雑で、微妙で、一般の弁護士もよく知らないこともあり、まず、公選法を知るための田中団員の講義を行い、市民がルールを知った上で選挙を行うという大前提を構築することに貢献した。

その後も、多数の団員が選対に詰めて、法的アドバイスをを行うことで、多くの市民から信頼を勝ち得た。この点では、市民が自発的に選挙活動を行うことを可能としたものであり、東京支部は重要な役割を果たしたといえる。

やはり、志を同じくした信頼できる集団があってこそその迅速な行動であり、団体として存続し続けることの意義と必要性を改めて感じた。

しかし、東京支部の全体としての関与となったか、民主主義や憲法を守るという点での努力に不足はなかったか、次の都議選・参議院選挙も間もない状況で自問しなければならないところである。

最後に、短期間しかなかったにもかかわらず、候補者となっていただいき、様々な萌芽を生み出していただいた宇都宮弁護士に心からの感謝を捧げたい。

以 上

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

Dantokyo@dream.com

<http://www.jlaf-tokyo.jp/>